

埼玉県社会福祉協議会

中期ビジョン

[2020年度～2024年度]

はじめに

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、本会では、関係する皆様と力を合わせ、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、地域共生社会の実現を目指して各種取組を推し進めてきました。そうした中で、社会的孤立や子どもの貧困、虐待、8050問題等の解決や、深刻化する福祉人材の確保、近年相次ぐ大規模災害等への対応など、社会福祉協議会が地域社会において果たすべき役割は非常に大きなものとなってきています。

また、埼玉県は、全国の都道府県の中で5番目の人口を擁しています。これまで一貫して人口増加が続き若い県と言われてきましたが、今後は全国トップクラスのスピードで高齢化が進行すると見込まれており、早急な対策が求められています。

これらの多くの諸課題を効率的、効果的に解決するため、本会では、今後5年間で我々が重点的に取り組むべき施策や経営基盤の強化策などを定める必要があると考え、中期ビジョンを策定することとしました。この中期ビジョンは、本会の全職員が参画して意見を出し合い、議論の上で素案を作成、本会役員や会員の皆様、関係団体や行政機関、有識者の皆様などからの御意見をいただき、策定したものです。

このビジョンで掲げた目標を達成し、本会が理念として掲げる「誰もが生きる喜びを感じることのできる社会の実現」に近づけるよう、今後とも役職員一同努力してまいる所存ですので、より一層の御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、策定に当たり御尽力いただきました、埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン策定委員会の皆様をはじめ、御協力いただきました会員施設や市町村社会福祉協議会、関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
会 長 山 口 宏 樹



策定委員会委員長あいさつ

この度、埼玉県社会福祉協議会中期ビジョンを策定したいとご相談を受けた際、埼玉県社協の職員全員が、5年後の埼玉県社協の方向性をイメージできるように全員参加で策定してほしいとお願いをしました。この私の思いは、中期ビジョンを策定しようと考えた担当職員の思いでもあります。また、埼玉県社協職員の皆さん一人ひとりも同じ思いだったからこそ、ボトムアップの職員全員参加の計画づくりが実現したのだと感じています。その原案を策定委員の皆さんが熱心に検討していただきました。心から感謝いたします。

社会的孤立、制度の狭間、複合的な課題を地域住民がニーズとして抱えているにもかかわらず、そのニーズが地域の中に埋もれて見えにくくなっています。また、障害や病気などのためにSOSを発信できず、相談窓口へつながることができない人がいます。多くの問題が絡み合い自分ではどうしていいのかわからず途方に暮れている人がいます。各分野の福祉は、我が国において課題がありながらも一定の評価を得るところまで来ましたが、その課題が分野横断的なものになるとうまく現在の制度では対応できないことが表面化してきています。それが改正社会福祉法第4条の2に規定された「地域生活課題」であり、今日の政策目標となっている「地域共生社会の実現」につながります。その実現のためには、「包括的な支援体制の整備」と「地域づくり」が必要です。埼玉県は、第5期地域福祉支援計画を策定し、市町村における総合相談支援体制の構築と地域住民による地域づくりのための環境整備の方向性を示しました。そして、この地域福祉支援計画では社会福祉協議会に大きな期待を寄せているのです。

地域福祉は、制度だけでは実現しません。公的な仕組みと共に、地域住民の主体的な活動があってこそ、住民が暮らしやすい地域が生まれます。それを支えていく社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、自治会、老人クラブなどの地域組織、企業、学校などその地域に通ってくる人々の参画も重要です。また、利用者本人の意思決定支援を考えると、この地域の組織団体と利用者本人とを結びつける支援が必要であり、社会福祉士会などの職能団体や専門職、そしてCSWとしての社協職員の役割が重要です。

本中期ビジョンは、埼玉県社協の今後取り組むべき方向性を示すとともに、埼玉県内の東西南北における地域特性を踏まえ、人材確保や関係機関との連携・協働について盛り込んでいます。市町村社協との連携・協働はもちろんのこと、社会福祉法人間連携や協働は、埼玉県社協が積み重ねてきた大きな財産です。この中期ビジョンに基づいて、埼玉県社協職員が取り組むべき方向性をまっすぐ見据え、多くの人々、関係機関・団体と共に埼玉県の地域福祉を推進してくれるものと期待しています。

令和2年3月

埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン策定委員会
委員長 中島 修



埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン 目次

第1章 中期ビジョンの策定にあたって

1	現在の社会情勢と策定の趣旨	7
2	中期ビジョンの概要	20
3	中期ビジョンの進捗管理について	24

第2章 中期ビジョンの柱とアクション

I	地域共生社会の実現	26
1	地域福祉の基盤強化	26
2	相談支援体制の強化	32
II	福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成	42
1	人材確保の推進	42
2	人材育成・定着の推進	49
III	社会福祉法人をはじめとする幅広い組織との協働による事業展開	53
1	広域的な取組の推進	60
2	法人・施設の活動支援	62
3	災害時対応の強化	64
IV	事業展開に向けた組織基盤の強化	67

第3章 参考資料

1	中期ビジョンで設定した指標のまとめ	76
2	データ集	78
3	策定の経過	87
4	策定委員会設置要綱・名簿	88

データ集 (本ビジョンを策定する上で参考にした主な統計資料や調査結果)

目次

○埼玉県の状況 (統計からみた埼玉縣市町村のすがた 2019、埼玉県統計課作成資料)

- 総人口、人口密度…………… 78
- 年少人口の割合、生産年齢人口の割合…………… 79
- 老年人口の割合、将来推計人口…………… 80
- 1世帯当たり人員、高齢単身世帯の割合、在留外国人数 …… 81
- 昼夜間人口比率、出生率、合計特殊出生率…………… 82
- 平均年齢、健康年齢(男性) (女性) …… 83
- 要介護認定率、保護率(生活保護)…………… 84

○埼玉県の障害者手帳所持者数、障害者虐待の通報件数・認定件数 … 85

○埼玉県内市町村社協の状況 (市町村社協取組状況調査より)

- 市町村社協の職員数の推移…………… 86
- ボランティア登録者数…………… 86

第1章

中期ビジョンの 策定にあたって

1 現在の社会情勢と策定の趣旨

社会情勢

我が国では、2040年に向けて現役世代人口が急激に減少することで、社会保障制度の維持が困難になるとともに、各分野でのマンパワー確保が難しくなることが想定されている。また、就職氷河期に就職できなかった人や非正規雇用者の増加等による格差の固定化や貧困世帯の増加、都市部への人口集中による消滅可能性自治体の発生、都市の空洞化やインフラの老朽化に加え、地球規模の気象変動による自然災害の頻発・激甚化、新型感染症の発生に伴うリスク、地政学的リスクの高まり等、あらゆる問題が想定されている。

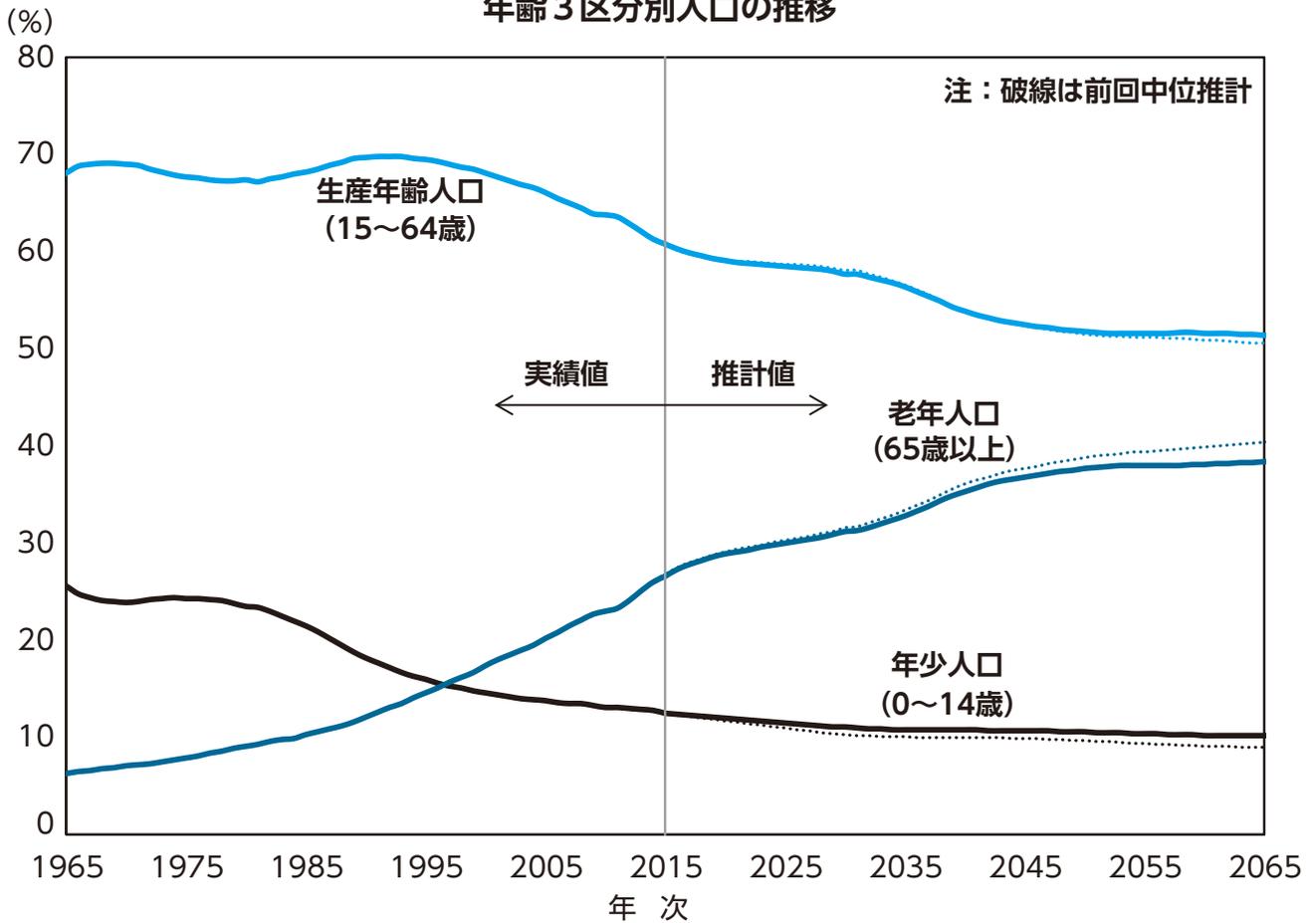
こうした幅広い問題に対応するためには、我々は福祉課題を狭く捉えるのではなく、社会全体へ目を向け、持続可能な開発目標 (SDGs) 等を踏まえて、長期的かつ幅広い視点を持ち、福祉とは関係がないと考えられていた機関とも連携・協力した対応を進めていく必要がある。

また、直近では、団塊の世代が75歳以上となるいわゆる2025年問題の解決に向けて、各分野で懸命な取組みが行われており、今後、更にこれを急ピッチに進めて行くことが求められる。さらに、社会的孤立や子どもの貧困、虐待、8050(ひきこもり)問題をはじめとした複雑かつ多岐に渡る課題に対しても、実効的な対策を講じていくことが求められている。

想定される主な課題と対応

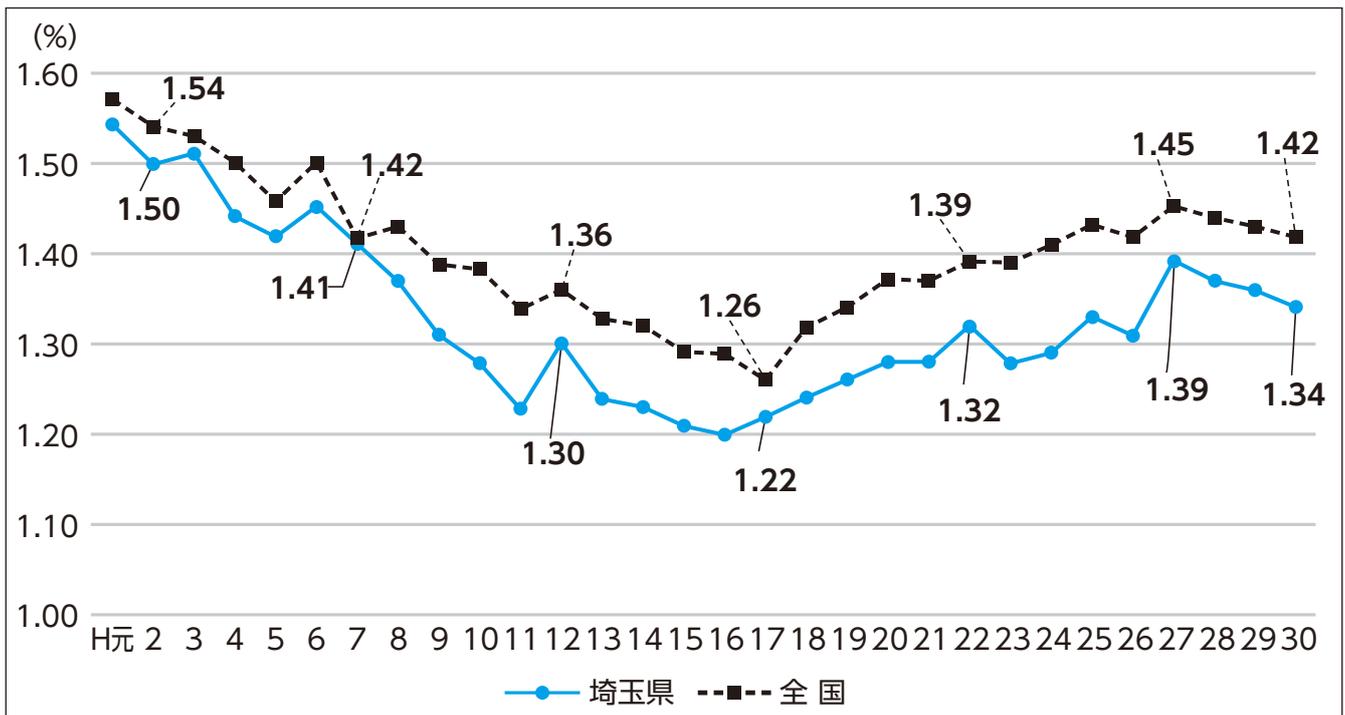
- **少子高齢化の進行と認知症高齢者や障害者、単身世帯の増加**
 - ⇒ 社会的孤立や虐待、8050問題等、複雑・多岐に渡る福祉課題への対応
 - ⇒ 複合的な課題を抱えた住民からの相談への対応
- **生産年齢人口の急速な減少による福祉人材の不足**
 - ⇒ 多様な福祉人材の確保と定着支援
 - ⇒ 元気な高齢者の活躍の機会を増やす
- **貧困世帯の増加や格差の固定化**
 - ⇒ 生活困窮者への相談支援や子どもの居場所づくり
 - ⇒ 貧困の連鎖の解消
 - ⇒ シングルマザーなどのひとり親家庭の貧困問題への対応
- **自然災害の頻発・激甚化**
 - ⇒ 平時からの支援体制の強化
 - ⇒ 多様な災害に迅速に対応できる体制の確立

年齢3区分別人口の推移



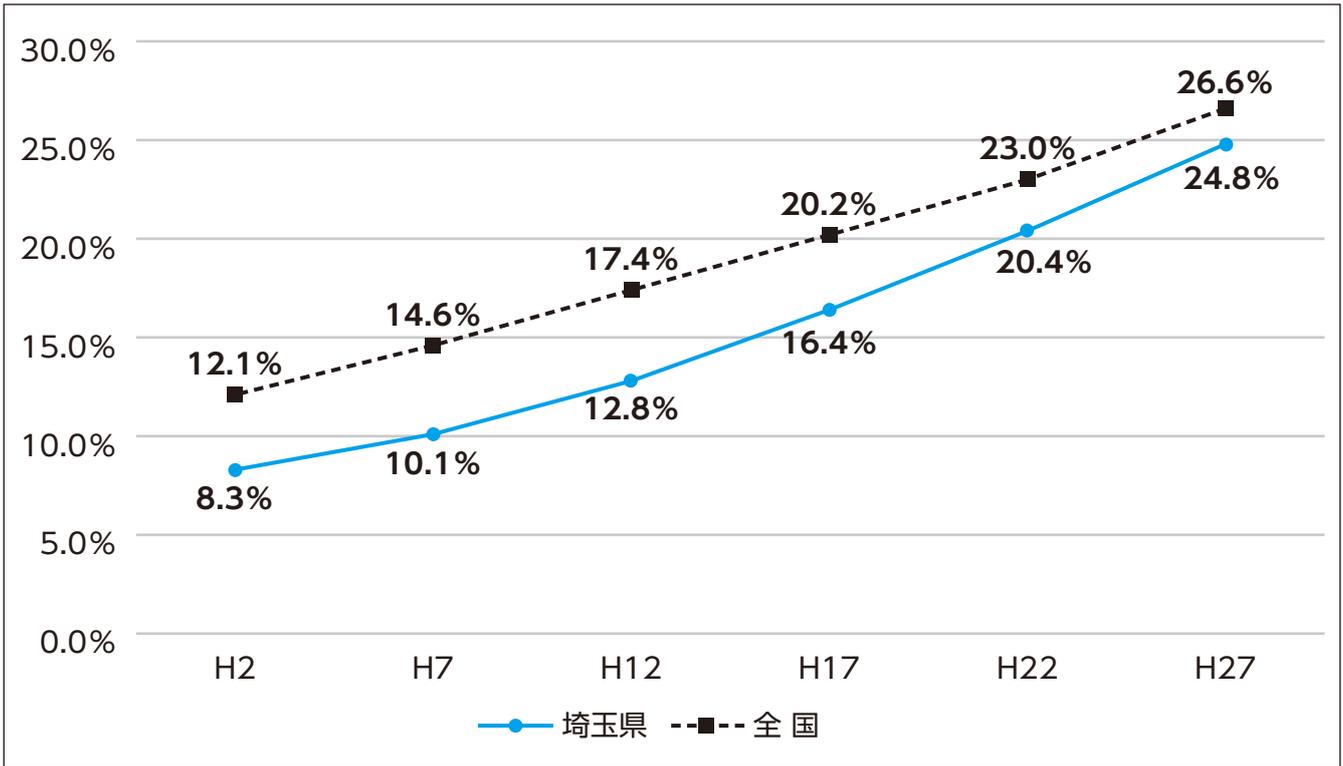
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計) 出生中位・死亡中位推計(各年10月1日現在人口)」、厚生労働省「人口動態統計」

本県と全国の合計特殊出生率の推移



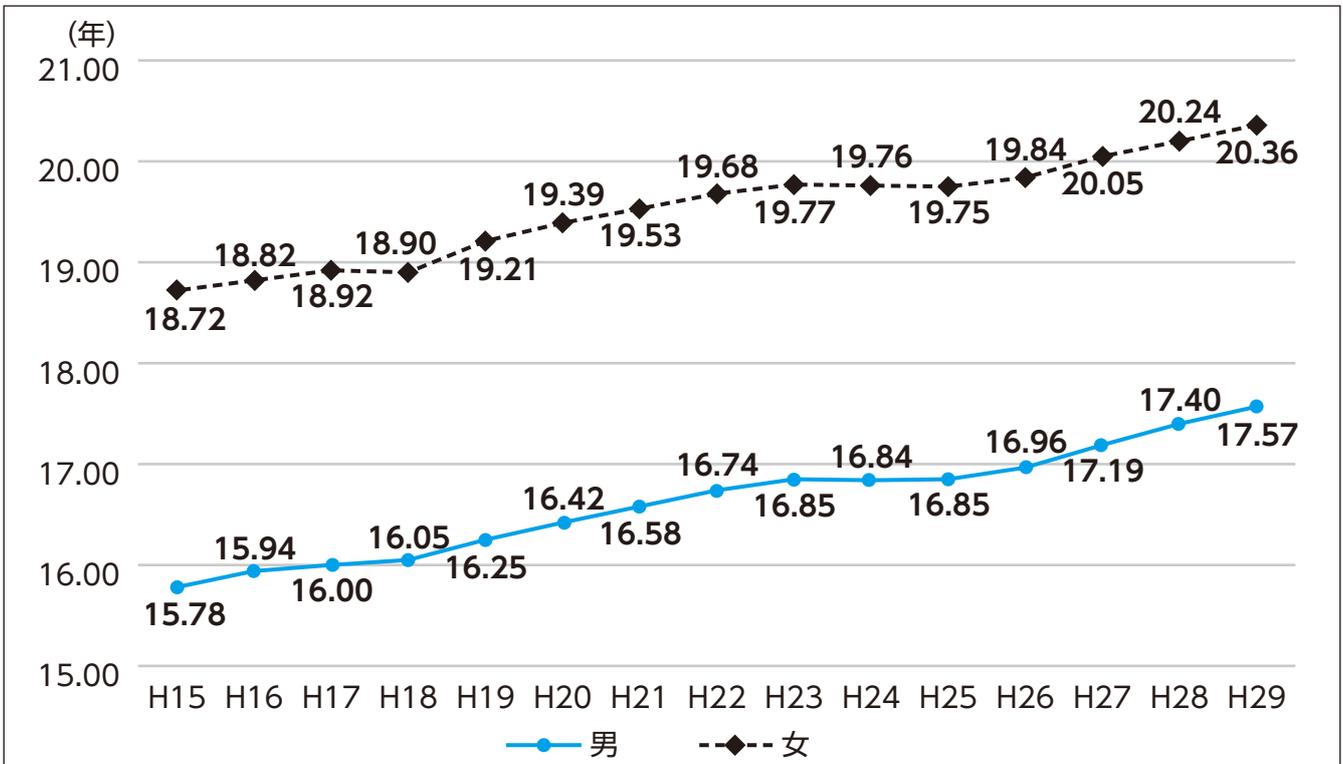
資料：埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

本県と全国の高齢化率の推移



資料：埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

本県の健康寿命(※)の推移

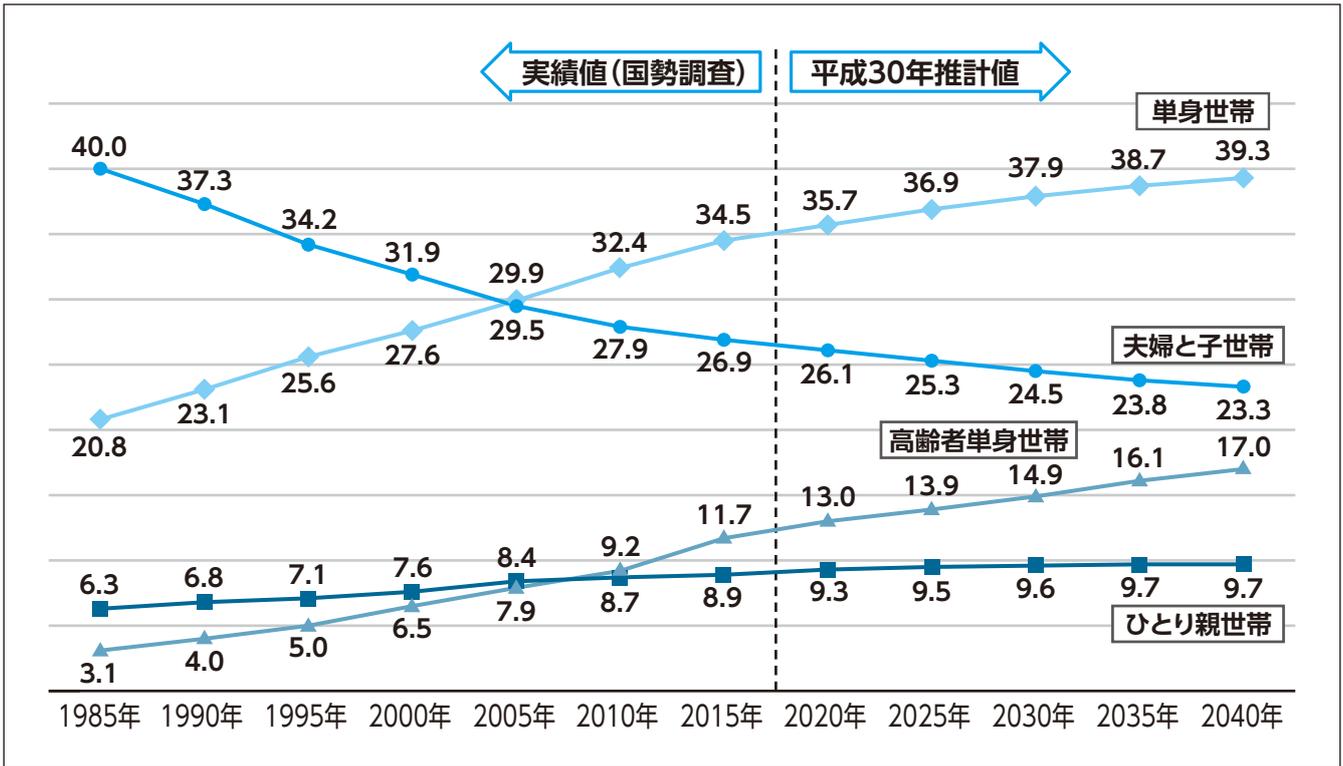


資料：埼玉県「埼玉の福祉(令和元年10月)」

(※) 健康寿命

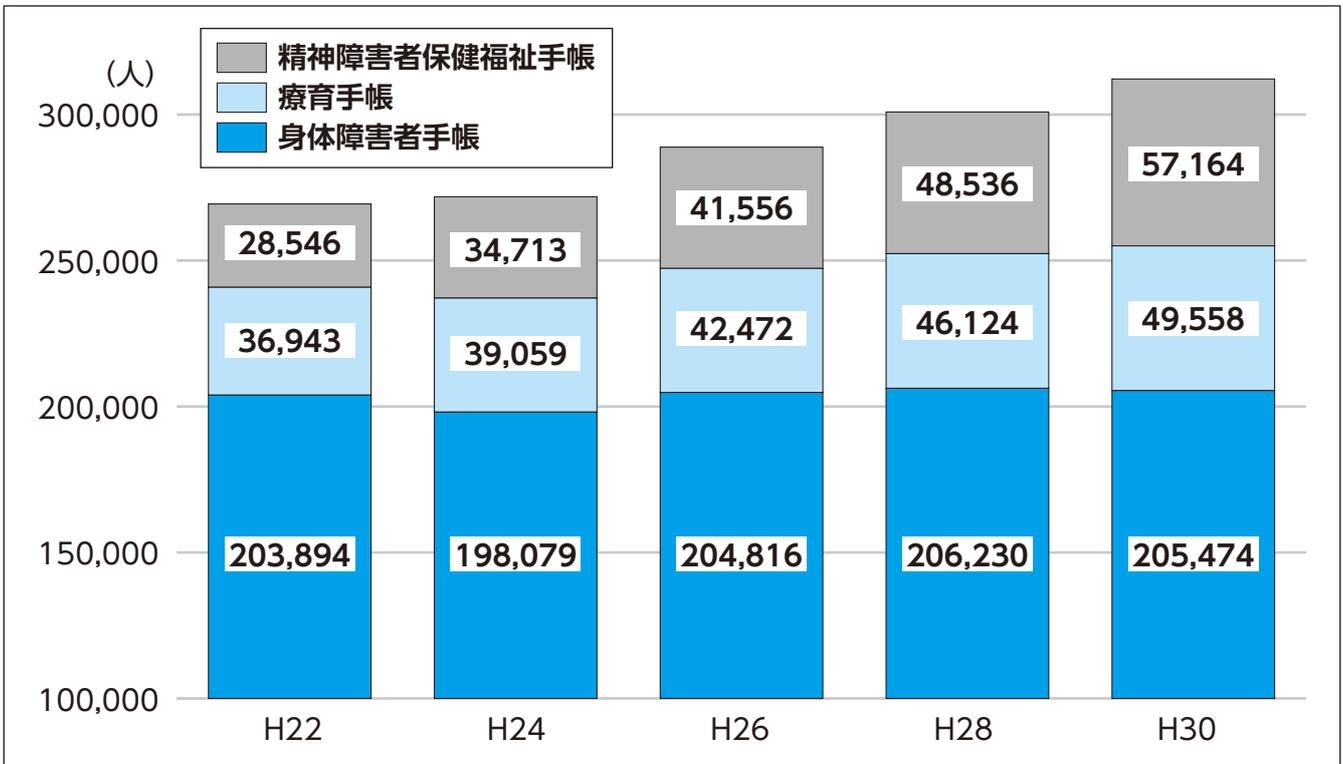
本県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間をさす。具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」としている。

世帯構成の推移と見通し



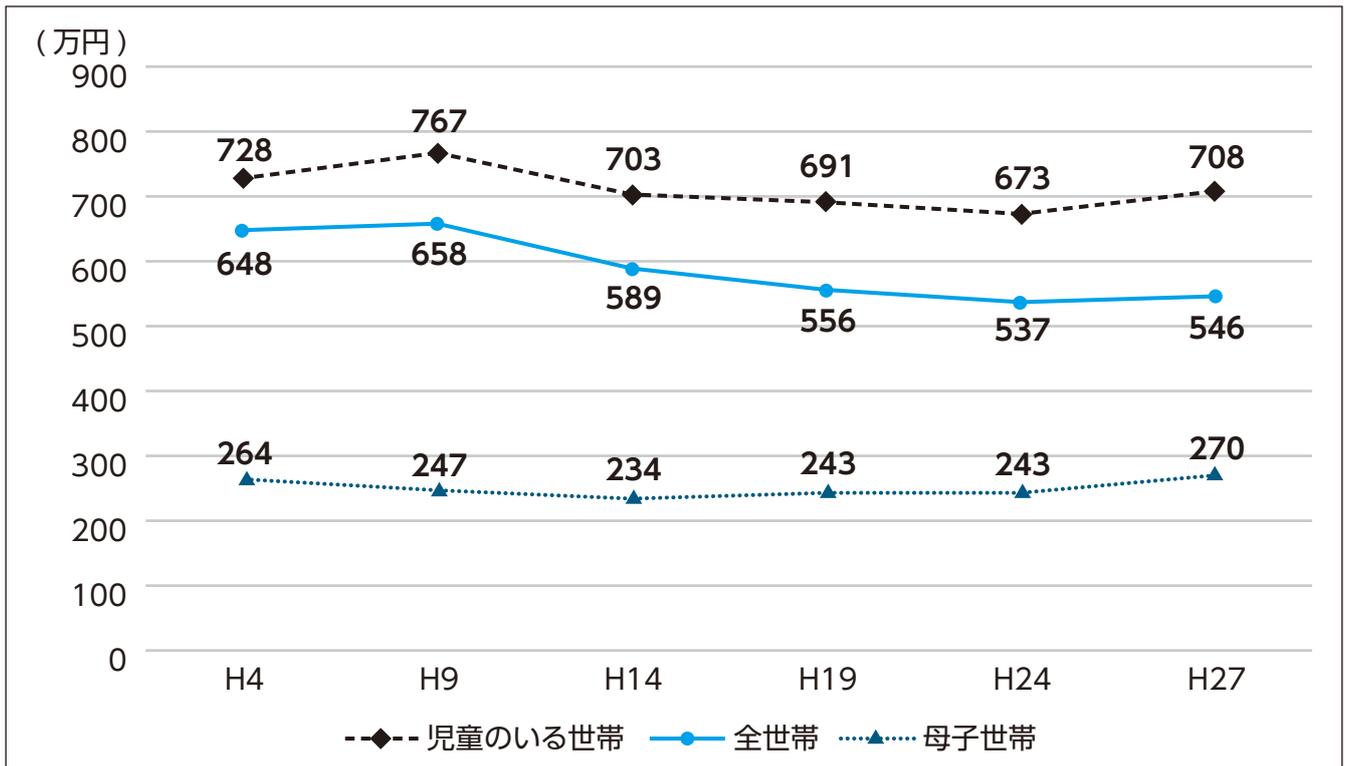
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成29年推計)」

障害に係る手帳取得者の推移(埼玉県)



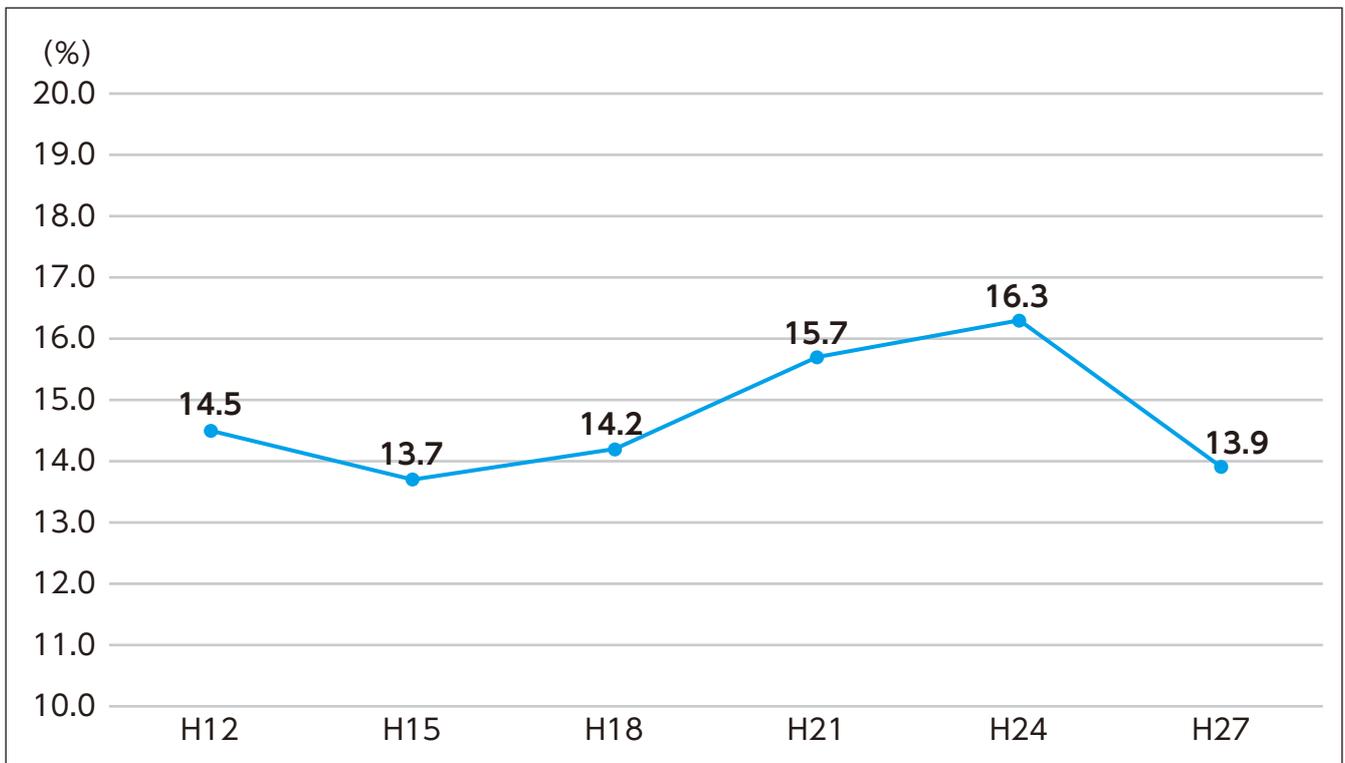
資料：埼玉県「障害者の福祉ガイド」

全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



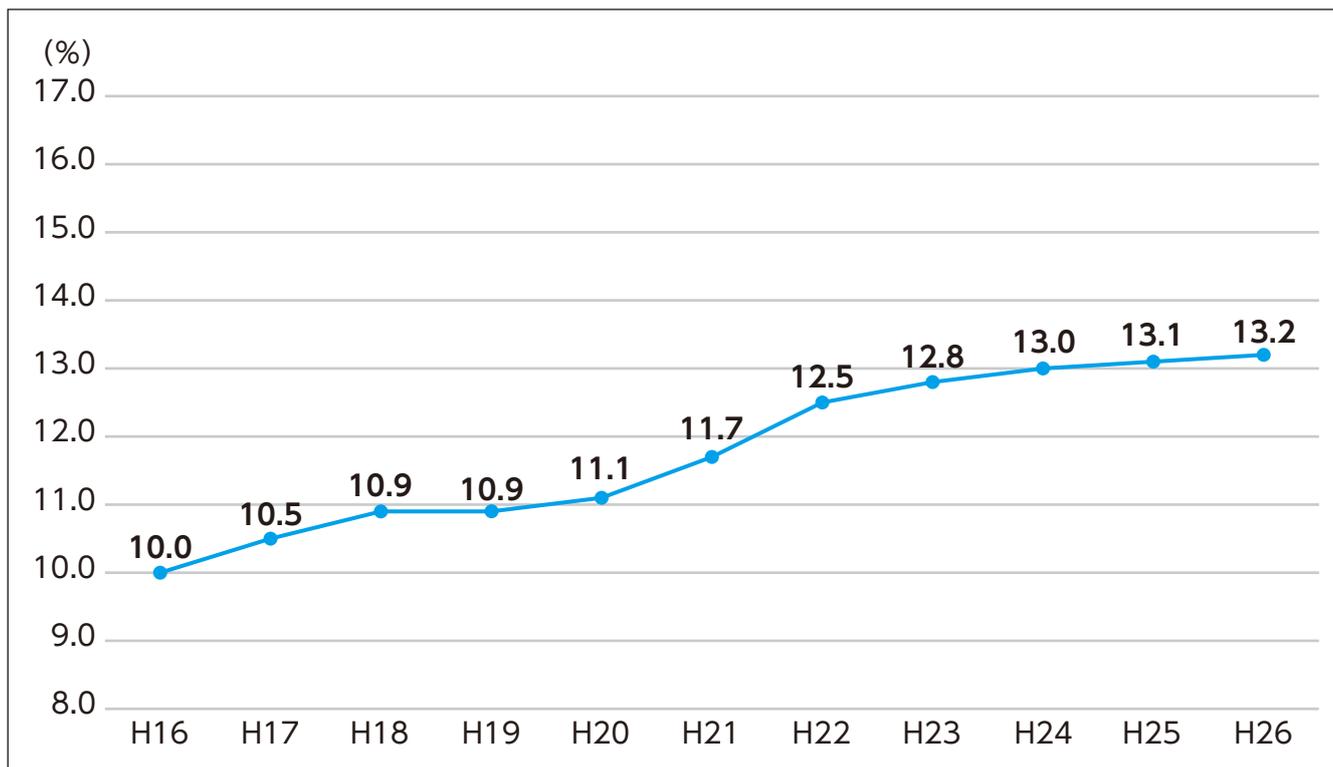
資料：埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

全国の子どもの貧困率の推移



資料：埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

本県の要保護・準要保護児童生徒数が公立学校児童生徒数に占める割合

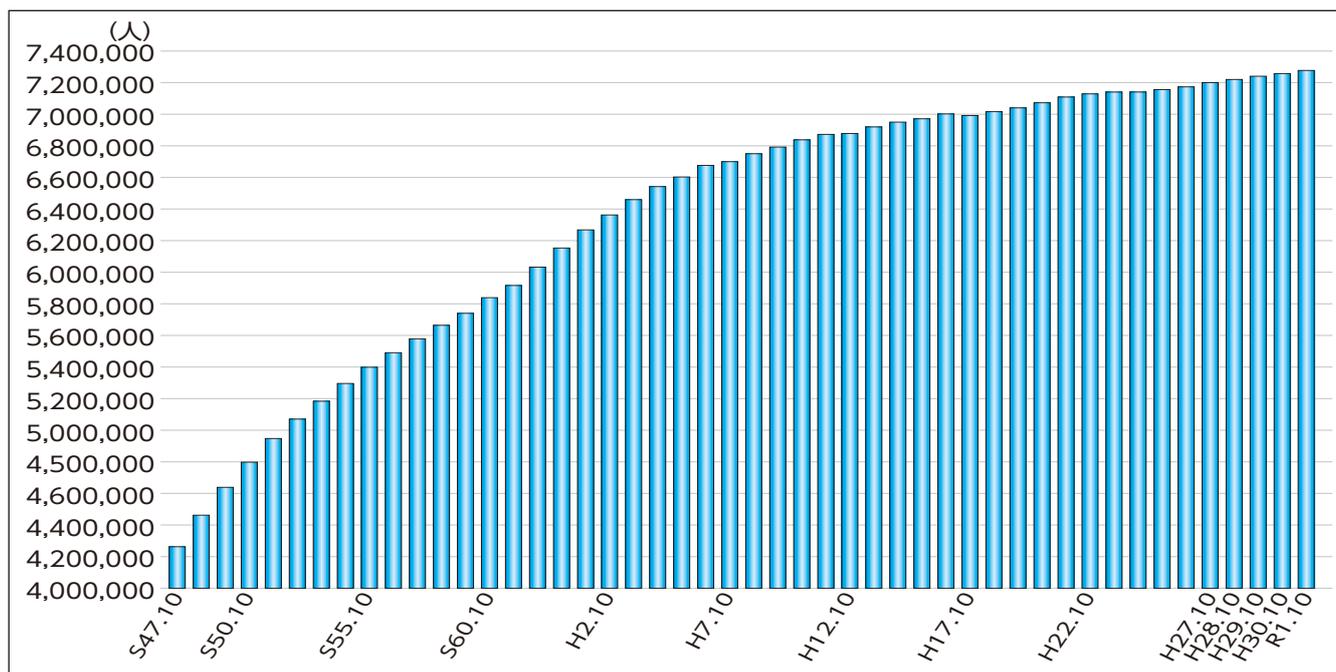


資料：埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

埼玉県の特徴

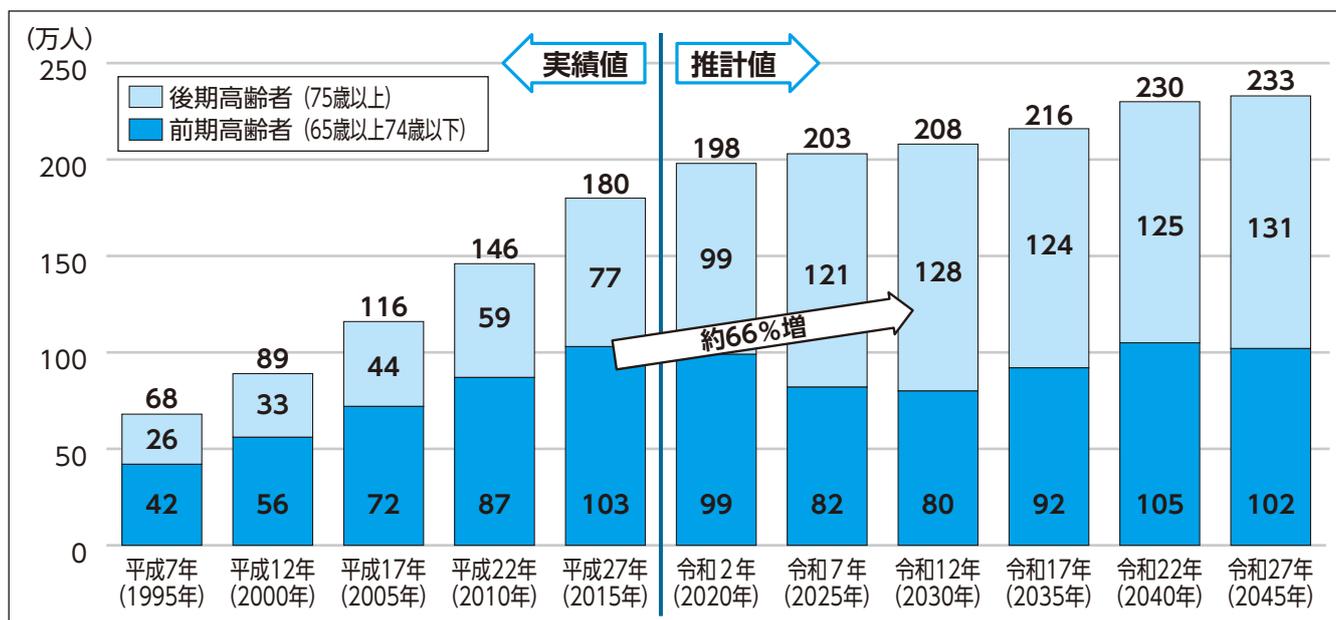
埼玉県の人口は令和元年10月現在733万人であり、全国の都道府県で5番目の人口を擁している。これまで一貫して人口増加が続いており若い県と言われてきたが、今後は全国トップクラスのスピードで高齢化が進行すると見込まれている。また、医療・介護の必要性がより高まる75歳以上の後期高齢者は、2015年頃からそのピークである2030年まで約66%増加し、今後は65歳から74歳までの前期高齢者人口を逆転することが予測されている。

埼玉県推計人口
(Population Estimates of Saitama prefecture)



資料：埼玉県「埼玉県推計人口(令和元年10月1日現在)」

埼玉県の高齢者人口の推計



資料：埼玉県「埼玉県の高齢化の状況について」

地域別に見た場合、県南地域は、人口密度が高く比較的若い世代が多いが、東京都へ通勤通学する人口が多く、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口の割合）が低い。一方で、県北・秩父地域は高齢化が急速に進むとともに、若年人口や生産年齢人口の減少に起因する人口減少が進むことから、地域の活性化、生活基盤を支えるための各種サービス提供の維持が求められるといった特徴がある。

想定される主な課題と対応

○全国トップクラスのスピードで高齢化が進行している。

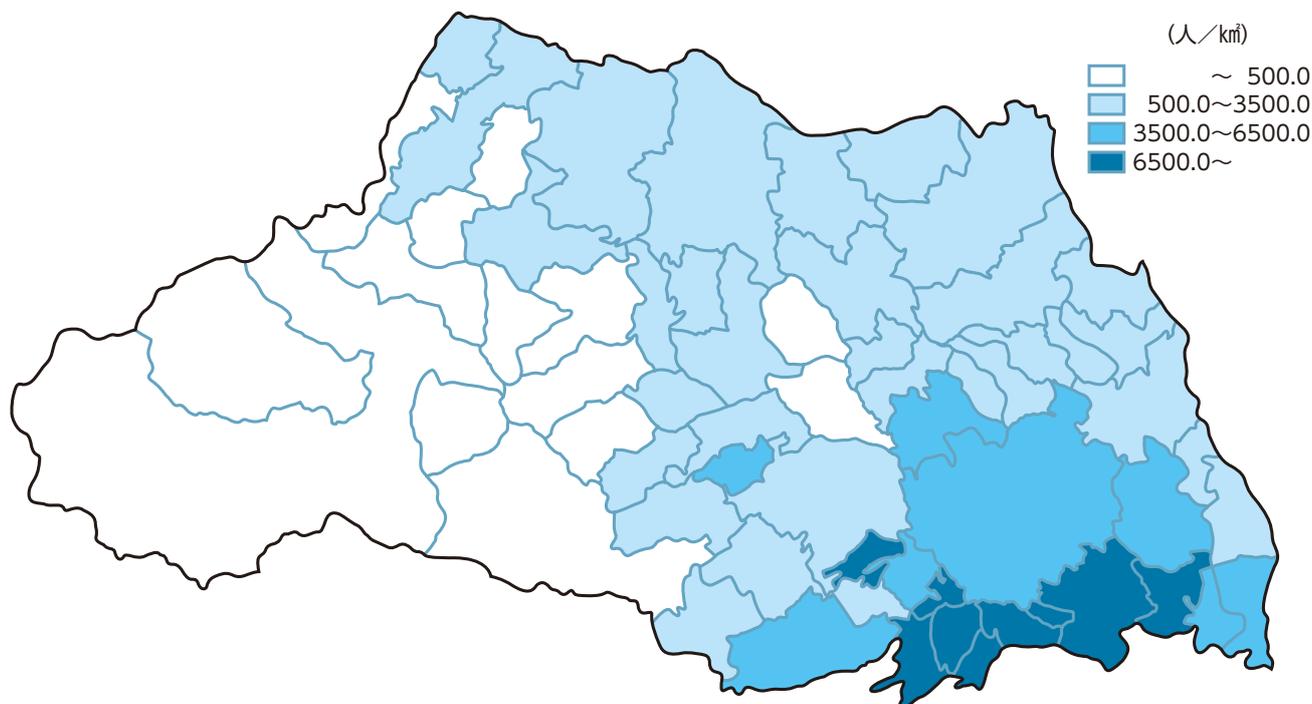
⇒他県に先駆けてハード面の整備や福祉施策の拡充を早急に実施する必要がある。

○県北・秩父地域での高齢化が顕著である一方、県南地域は平均年齢が低いが単身世帯が多く、地域とのつながりが希薄となる傾向がある。

⇒地域性を考慮した取組みを進めていくことが必要である。

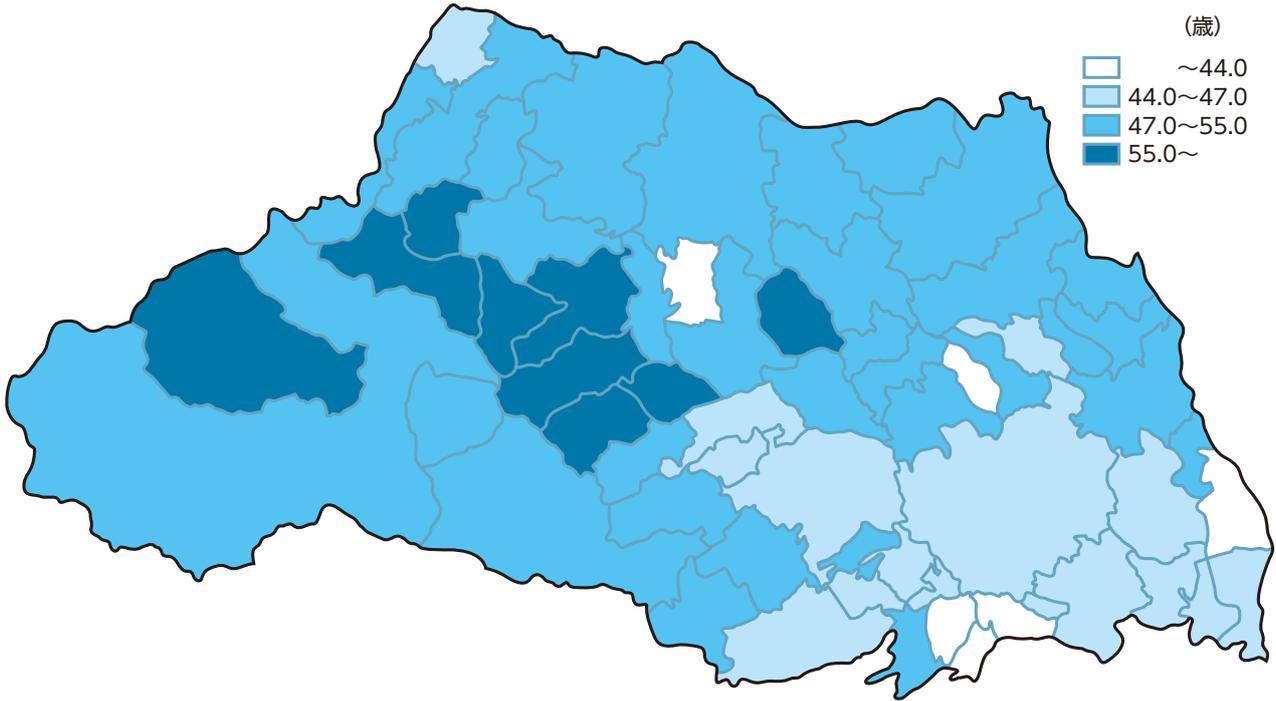
- ・県北・秩父地域では、移動や買い物等の生活ニーズへの対応や、マンパワーの確保に向けた工夫が必要である。
- ・県南地域では、福祉教育をはじめ、地域コミュニティの再構築に向けたつながりづくりを進めることが重要である。
- ・森林や河川の状況、住宅の過密度など、地域特性を考慮した防災対策を行う必要がある。

人口密度の分布



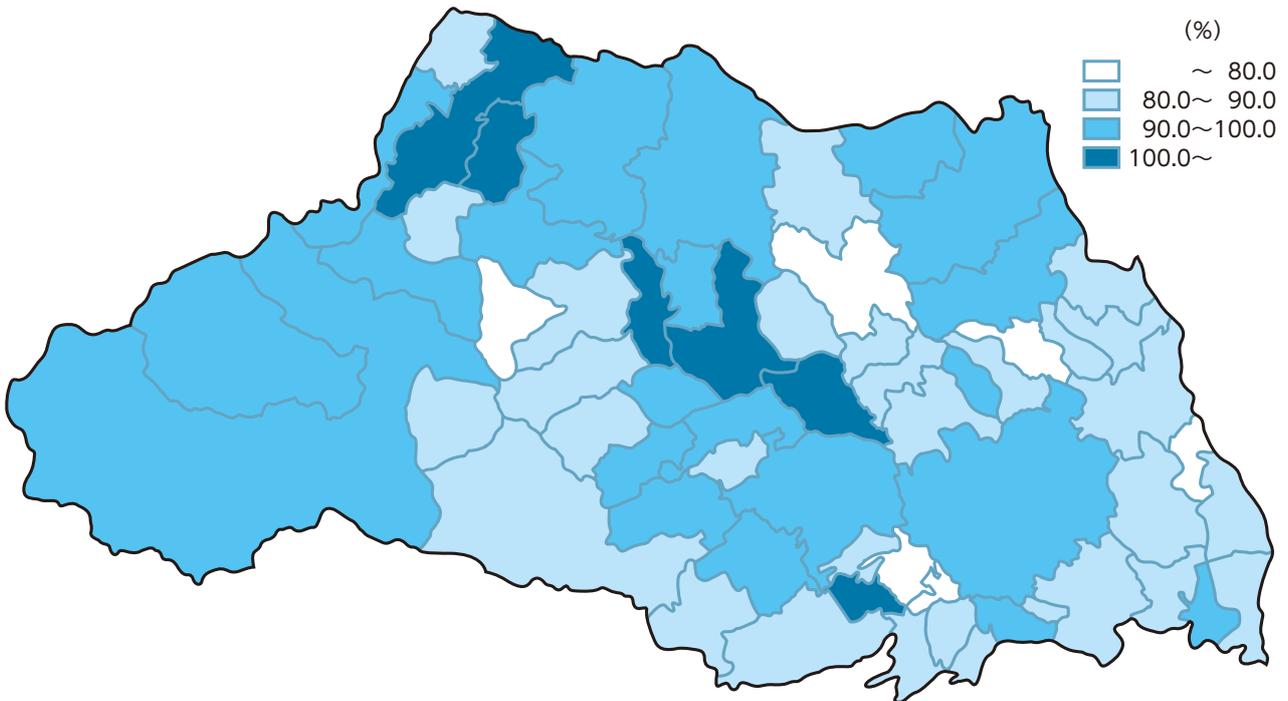
資料：埼玉県統計課「埼玉県推計人口(平成30年10月1日現在)」

平均年齢の分布



資料：埼玉県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査(平成31年1月1日現在)」

昼夜間人口比率(※)の分布

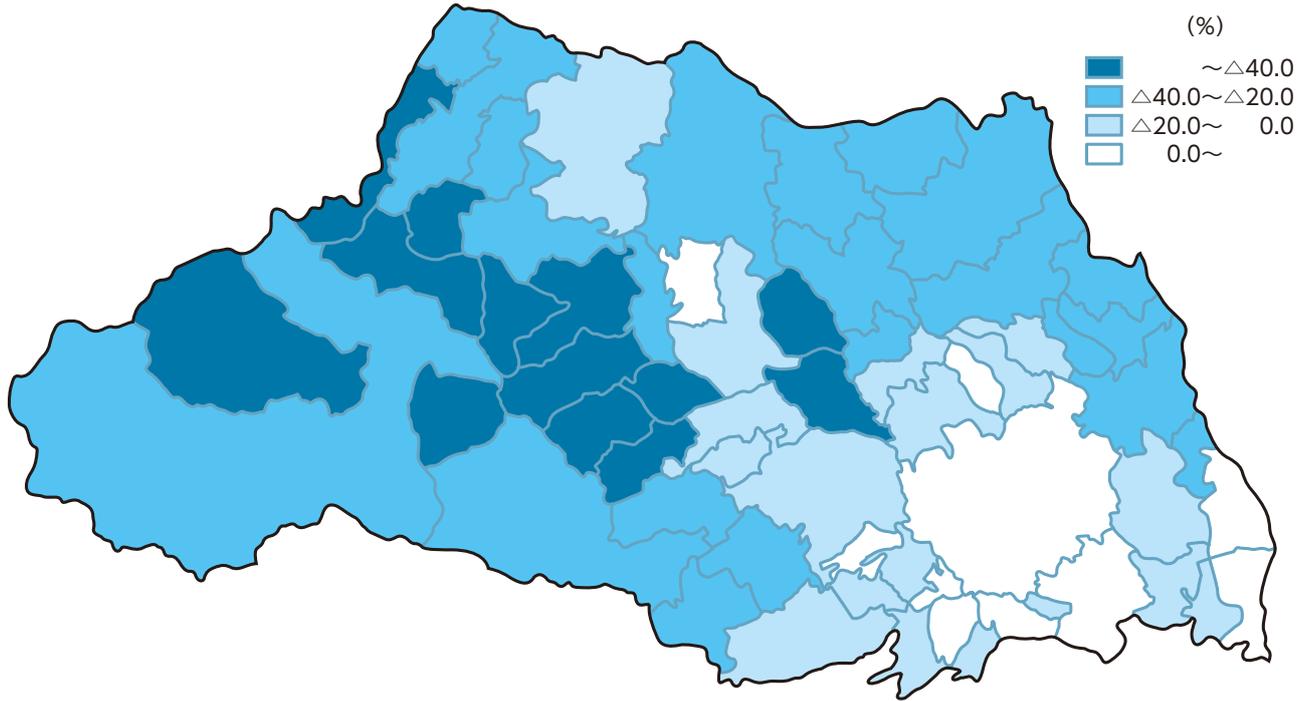


資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

(※)昼夜間人口比率

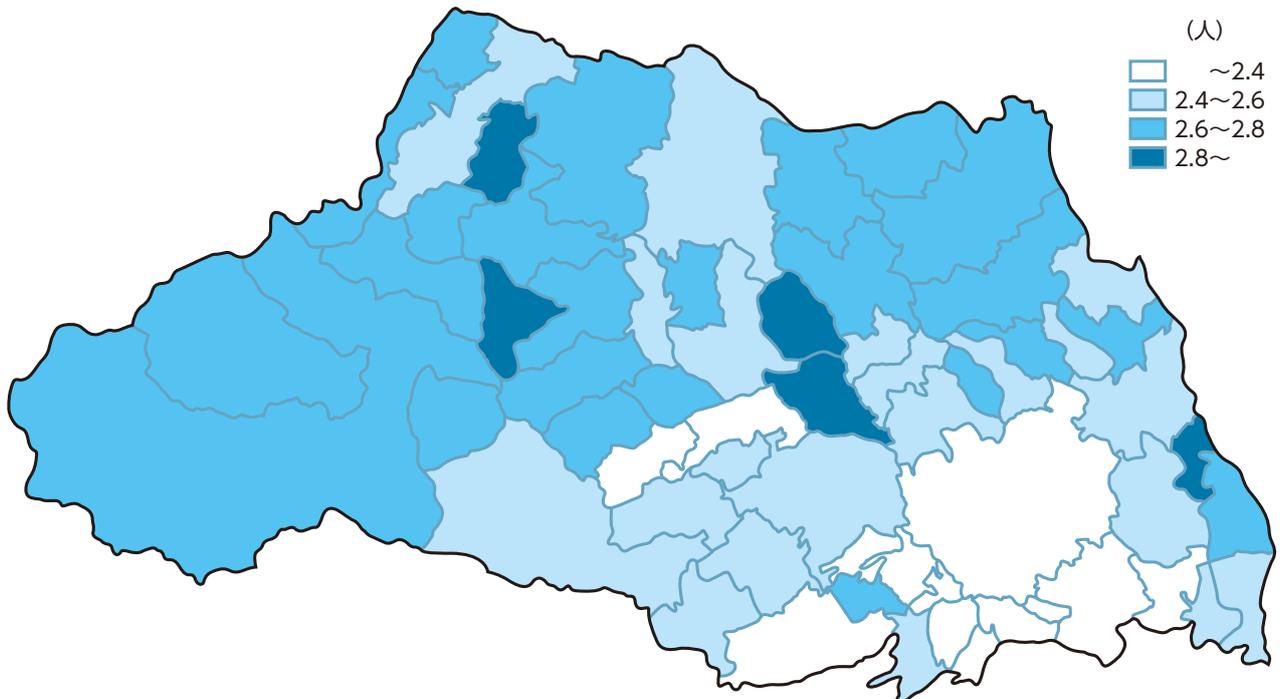
常住人口(夜間人口)100人当たりの昼間人口(従業地・通学地による人口)の割合。

将来推計による人口増減率の分布 (2015年→2045年)



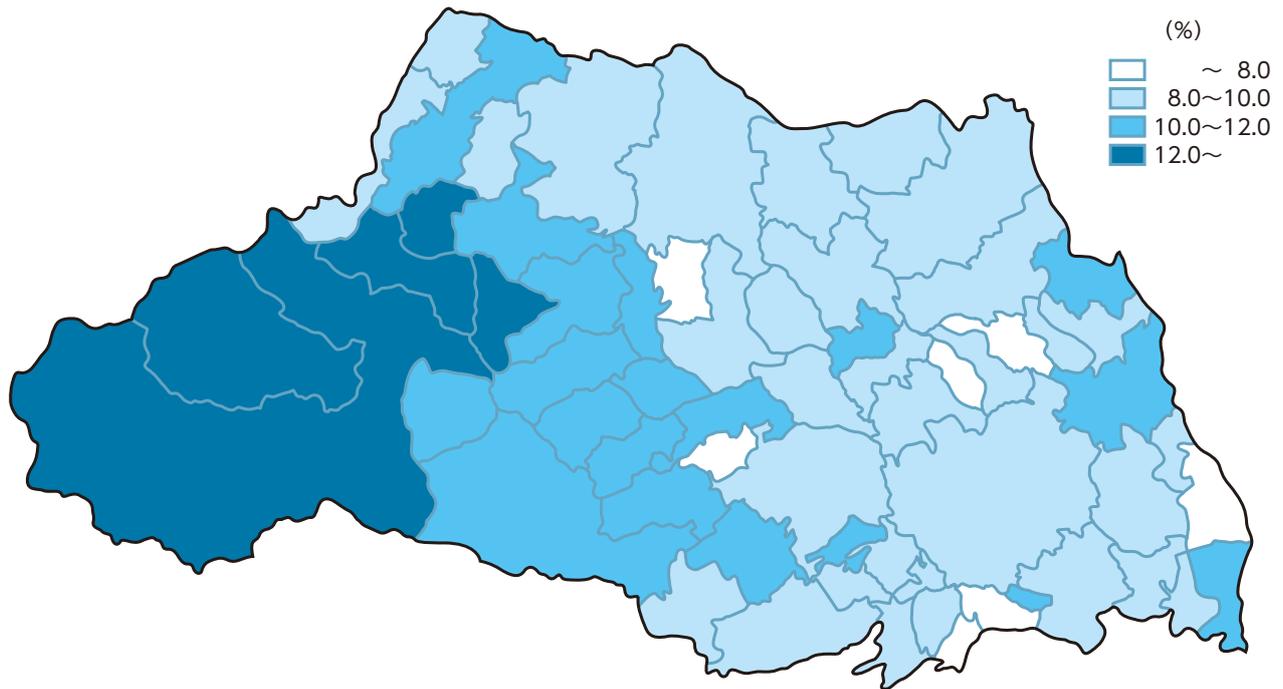
資料：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(平成30年3月推計)」

1世帯当たり人員の分布



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

高齢単身世帯割合の分布



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

中期ビジョン策定の趣旨

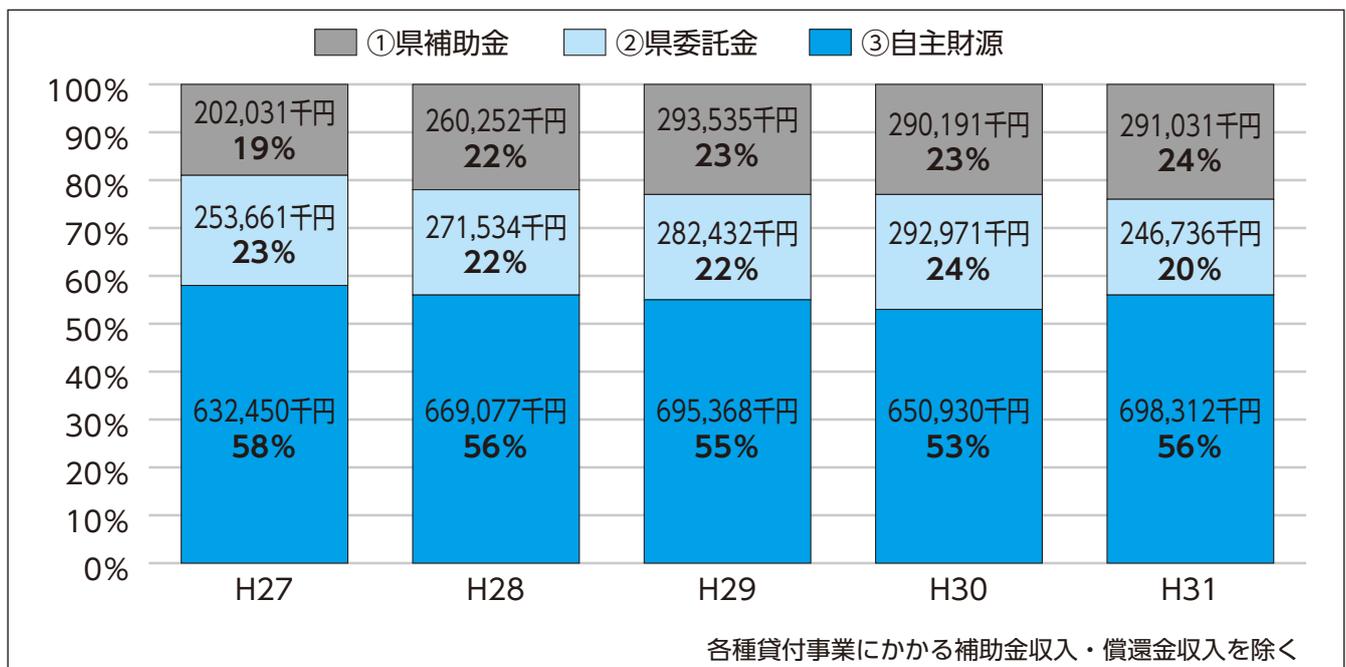
埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、これまで財政計画を中心とした中期計画を策定してきたが、前述のように社会情勢が大きく変化し、これまでとは異なる視点で対応することが求められるようになった。そのような中、平成30年4月に社会福祉法が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努めることや、地域福祉計画の充実を図ることが明記された。

そして、厚生労働省において地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ（令和元年12月26日）が行われた。そこでは、地域における包括的な支援体制の構築に向けた枠組みとして、3つの支援（「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」）を柱とする新たな事業の創設が提言された。

これらを踏まえ、県社協においても長期的な視点に立った事業や複数年度にわたる取組みを効果的かつ効果的に行うための新たなビジョン・計画が必要となっている。今後、県社協では職員一人ひとりの知恵と経験を生かしながら職員が一丸となって、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について解決を図り、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進していく。そのための、今後5年間の県社協が果たす役割を明示する中期ビジョンを策定するものである。

また、本会の財源に目を移すと、自主財源比率が6割を下回る状況が続いており、財源の自由度は高くない。今後、国や県の補助・委託事業に頼らずに主体性を持った法人運営を進めていくためには、財源確保や効率的な予算執行などの取組みを進め、自主財源比率を高めていく必要がある。このことから、過去の中期計画と同様、経営基盤の強化に向けた取組みについても中期ビジョンで明示することとした。

自主財源比率の推移



埼玉県社協でのSDGsの達成に向けた取組み

国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)^{エスディーゼーズ}」は、人類が将来に渡って持続可能な社会を構築していくための万国共通の取組みである。県社協の取組みにおいても、SDGsと関わりの深い目標が多数ある。

本ビジョンで新たに示した取組みと併せて、すでに実施している事業についても、改めてその関係を確認しながら、SDGsの理念や目標を踏まえ、「誰一人として取り残さない」地域社会の実現を目指していく。



取組例 1 子ども食堂の取組みへの助成・支援

ターゲット2.1「2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が、一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。」という目標に資する事業。



取組例 2 災害時対応の強化

「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」等の複数の目標の達成に資する事業。



《持続可能な開発目標 (SDGs) とは?》

- 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」という理念の下、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題解決に取り組むもの。



■SDGs
17のゴール

2 中期ビジョンの概要

名称

埼玉県社会福祉協議会 中期ビジョン

期間

令和2（2020）年4月から令和7（2025）年3月の5か年計画とする。
なお、3年目に中間見直しを行う。

5か年の目標

誰一人として取り残さない埼玉の地域共生社会の実現を目指して

埼玉県社会福祉協議会 理念・キャッチフレーズ

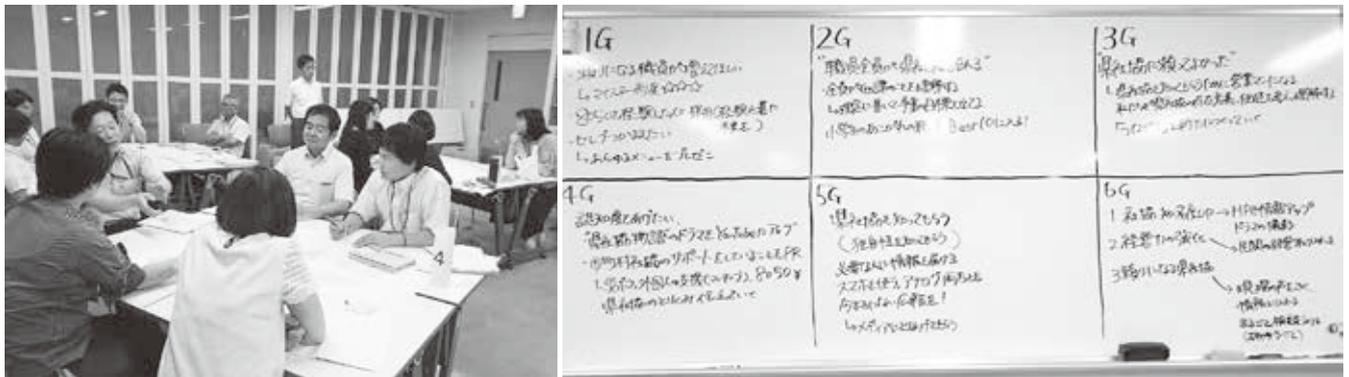
つながりをチカラに

私たちは、専門性と公共性を生かしながら
パートナーシップの輪を広げ、
誰もが生きる喜びを感じることできる
社会の実現に挑戦し続けます。

策定の手法

(1) 職員参加による策定

策定に当たっては、本会のすべての職員が一丸となって策定することを目的として、全職員の参加によるワークショップや職位別のミーティングを実施し、職員の想いを共有するとともに、意見やアイデアを出し合った。



全職員参加によるワークショップの様子（令和元年8月）

(2) プロジェクトチームによる検討

中期ビジョンの柱に基づく5つのプロジェクトチーム（県社協職員による部局横断の検討会）を立ち上げ、全総合職員（常勤職員）がいずれかのチームに所属して、現状と課題、5年後のあるべき姿、実現するための具体的な取組内容について数か月に亘り議論を重ね、内容の検討を進めた。

5つのプロジェクトチーム

- ① 地域福祉の基盤強化
- ② 相談支援体制の強化
- ③ 福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成
- ④ 社会福祉法人等幅広い組織との協働
- ⑤ 事業展開に向けた組織基盤の強化

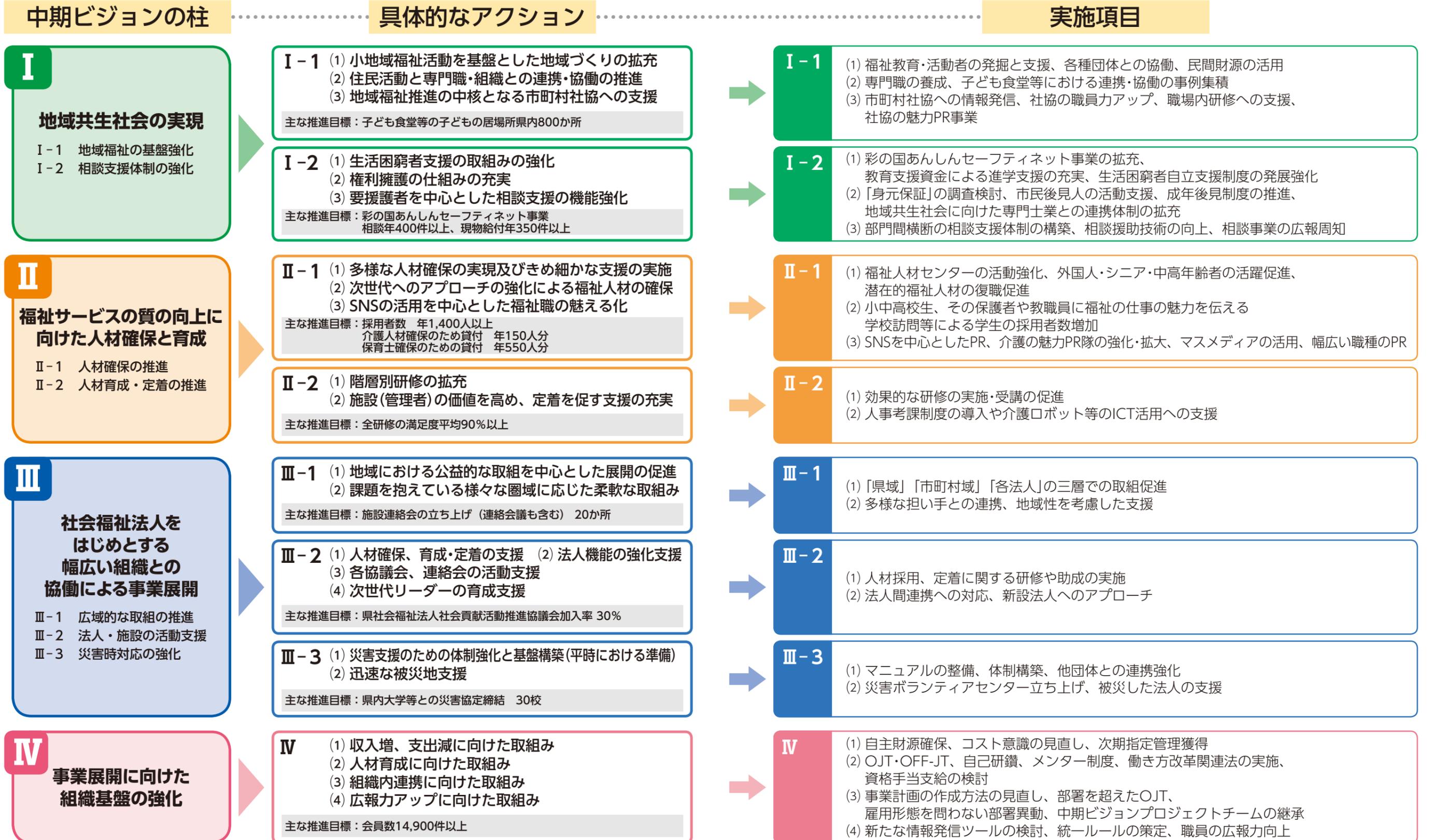
(3) 中期ビジョン策定委員会と役員会

社会福祉団体や有識者、行政関係者で構成する「中期ビジョン策定委員会」を計4回開催して、プロジェクトチームで議論を重ねた結果について報告するとともに、様々な視点に基づいた意見の反映に努めた。

これらのプロセスを経て、令和2年2月には意見の公募を行った上で、同年3月に本会の理事会及び評議員会において審議し、同月の策定と同年4月からの施行が決定された。

埼玉県社会福祉協議会 中期ビジョン

誰一人として取り残さない埼玉の 地域共生社会の実現を目指して



3 中期ビジョンの進捗管理について

各年度の事業計画への反映

各年度の事業計画の策定にあたっては、本中期ビジョンを反映させ、着実な遂行に努めていく。

中期ビジョンの進捗管理

(1) プロジェクトチームの継承

ビジョン策定時に設けたプロジェクトチームを継承させ、進捗状況の管理やアクションプラン実施に向けた意見交換を行う。

(2) 理事会・評議員会への報告

上記(1)で討議した内容等については、理事会や評議員会に報告することにより、多様な意見を踏まえた計画の遂行を図る。

中期ビジョンの見直し

社会情勢や社会福祉の動向を見据え、3年目に中期ビジョンの内容を見直すこととする。

第2章

中期ビジョンの柱と アクション

I 地域共生社会の実現

1 地域福祉の基盤強化

現状と課題

全 体

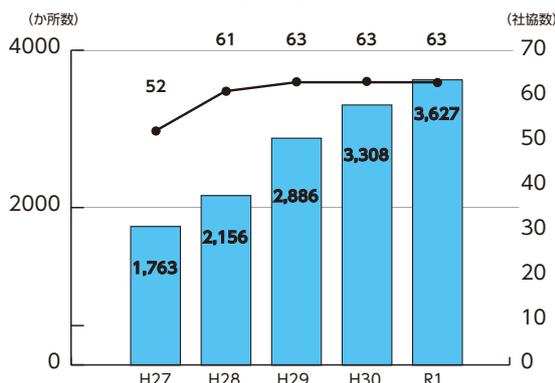
- 核家族や単身世帯の増加、価値観の変容等に伴い、血縁や地縁による共同体の機能が弱まり、社会的孤立が社会問題となっている。
- 地域社会で孤立せず、共に支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指すためにも、新たな活動者の発掘や活動場所の創出、活動者への支援及び社会福祉法人や団体、企業等との柔軟な事業展開が必要とされている。
- また、共生社会の実現のためには、幼少期から多様性を認め合う価値観や福祉活動に参加する意識を育む取組みが不可欠である。

(1) 小地域福祉活動を基盤とした地域づくり

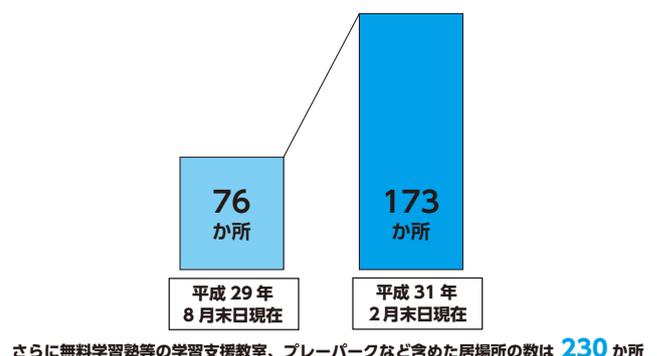
【現状】

- 県社協ではこれまで、助成事業や事例集の作成等により、市町村社協と共に、地区社協や福祉委員（※）等の設置、ふれあい・いきいきサロン（以下、サロン）の拡充などに取組み、小地域福祉活動の活性化を図ってきた。
- 特に、サロンについては、これまで、研修会の開催や啓発資料等を作成する等、継続的に支援してきた。現在では県内全ての市町村（約3,600か所）で展開しているが、今後さらに拡充が必要とされている取組みである。
- その他、市町村社協ではボランティアセンター機能を活用し、ボランティア体験プログラムや各種福祉教育の取組みにより、障害者や高齢者の理解促進、地域の福祉活動への参加につながる福祉啓発等、福祉意識の醸成を継続的に実施してきた。
- 平成25年以降、孤立防止、地域包括ケアシステム、共生・共助つながりづくり等、最新の福祉課題をテーマに県域でフォーラム等を実施し、福祉への関心を高めるための取組みにも力を入れてきた。
- 近年では、子ども食堂の取組みにおいて、新たな民間財源を充当することができるようになり、ヒト・モノ・カネの支援の輪が広がりを見せている。

ふれあいいきいきサロン実施状況



埼玉県内の「子ども食堂」1年半で2.27倍に広がる



(※) 福祉委員

身近な地域生活上の課題(困りごと)をキャッチし、適切な機関につなげたり、見守り活動などを行う地域のボランティア。

地域によっては「福祉推進員」「福祉サポーター」等の名称で活動している場合もある。民生委員・児童委員や自治会等とも連携し、地域の見守りやサロン活動の運営支援、福祉新聞の配布等、地域ごとに活動を展開している。

【課題】

- 住民主体の地域活動が拡充する一方、活動者の高齢化に伴う担い手不足や新たな活動者の発掘が課題となっている。
- 従来から、地域福祉活動の重要な担い手であった民生委員・児童委員や福祉委員、地区社協関係者、ボランティア等にも大きな期待が寄せられているが、拡大する生活・福祉課題への対応が求められる中で、負担が過大になっている。
- こうした担い手不足の課題については、市町村社協の地域福祉担当とボランティアセンターが連携し、シニアの余暇活動や、働き方改革で余暇時間のある社会人等を積極的に地域の活動者に取り込むことも重要となっている。
- 近年、住民から関心の高い「子ども食堂」を切り口として、活動者の裾野を広げることができているが、子どもだけの支援から高齢者や障害者等、様々な地域住民が利用できる拠点への拡がりの支援が求められている。
- なお、住民活動を支える上では、取組みのノウハウ、マンパワー、財源、活動拠点等の問題が常に発生することから、多様な関係機関・団体とのネットワークを構築し、協働の基盤をつくる必要がある。

(2) 住民活動と専門職・組織との連携・協働の取組み

【現状】

- 地域共生社会を実現するためには、住民が支え合いにより地域生活課題を解決できる地域づくりが必要とされているが、住民同士の支え合いだけでは解決が難しい課題については、専門職・組織が受け止め、適切なサービスにつなぐことが重要である。
- 県社協では、平成18年から、社協職員、ケアマネジャー、保健師、各種相談担当職員などの専門職を対象として、コミュニティソーシャルワーク実践者の養成研修を実施し、地域住民との連携を含め、多職種連携のできる人材の養成を行ってきた。
- 近年は、生活支援コーディネーター等の養成研修、彩の国あんしんセーフティネット事業担当相談員養成研修等の個別支援に携わる各種相談員の養成研修にも力を入れてきている。

研修名	累計受講者数
コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修	2,025名
生活支援コーディネーター養成研修	664名
彩の国あんしんセーフティネット事業担当相談員養成研修	513名

(令和2年3月末現在)

- なお、サロンや子ども食堂などの“地域の居場所”は、個人や世帯の孤立を予防するだけでなく、活動者の気づきにより、様々な生活課題(虐待、認知症の進行、病気、詐欺被害等)の長期化や重症化を防ぐこともわかっている。

【課題】

- 住民同士の支え合いでは解決が難しい課題に直面した時に、専門職につなぐことができず、個人で大きな負担を抱えたり、トラブルに巻き込まれたりする例がある。
- サロンや子ども食堂などの拡充が図られることとあわせ、そうした活動の場面で、福祉的課題を早期にキャッチした活動者が、迷わずに専門職に相談できる仕組みが必要である。
- また、単一の制度や機関では対応できない課題や制度の狭間にある課題も増加する中で、各種相談に携わる関係者への意識啓発を図り、多様な主体が連携・協働するネットワークづくりを支援することも課題である。

(3) 地域福祉推進の中核となる市町村社会福祉協議会

【現状】

- これまで市町村社協は、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、地域福祉推進の中核を担ってきた。
- 一方、社会情勢の変化と合わせ、地域福祉に関する制度・施策が再編される中、国では住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりの中心的な機関は社協に限定されるものではないとしている。

【課題】

- 市町村社協は、協議体としての機能を活かしながら、あらゆる地域生活課題の解決に向けた協働の仕組みづくりを進め、地域のキープレイヤーとなりうる活動者の発掘や専門性を有した職員の養成、組織基盤の強化に取り組むことが求められている。
- なお、限られた財政基盤、人員体制等のなかで、職員の養成、組織基盤の強化の取組みを行うためには、市町村社協連絡会等の社協ネットワークを活用し、ノウハウやデータなどを共有化し、事務の効率化を図ることが重要である。

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

(1) 小地域福祉活動を基盤とした地域づくりの拡充

地区社協、自治会、民生委員・児童委員等とのつながりを活かすとともに、行政や社会福祉法人、民間企業やNPO団体等の福祉関係機関及び福祉以外の機関も巻き込み、包括的な支援体制の枠組みである「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を念頭に置き、SDGsが掲げる目標を意識した地域づくりを進めていく。

① 共生社会を支える心を育む（福祉教育）

県民一人ひとりが互いの多様性を認め尊重し合い、地域の福祉活動への参加につながる福祉啓発等、福祉意識の醸成を図る。

ア 「学校・地域・社協で進める福祉教育のポイント（仮称）」を活用した普及啓発

イ ボランティア体験プログラム（関心を持った若者・社会人へのアプローチ）

ウ ヤングボランティア交流事業（関心を持った若者へのアプローチ）

② 活動者の発掘

県民が新たな生活課題や増加する福祉ニーズを「我が事」として捉え、地域活動に関心を持つことで、将来的な活動者の発掘につなげる。自らの無理のない範囲で協力したいという住民に既存の活動者や団体を紹介し、持続的な活動につながるよう取り組む。なお、実施に当たっては、特性やテーマに合わせて適切なエリアで啓発活動等に取り組む。

ア 共生・共助つながりづくりセミナー等の福祉課題に対する県域の啓発事業

新イ 県社協が行うセミナー等と連動した市町村社協の取組みへの助成（無関心層へのアプローチ、社協事業への協力者等の確保）

ウ 生活支援サポーター養成事業（無関心層へのアプローチ）

③ 活動者への支援

住民が主体となって地域生活課題の解決に取り組む活動を支援する。

ア 子ども食堂等（子どもの居場所づくり）の取組みへの助成・支援

イ 福祉委員やサロン活動者への支援（活動者へのアプローチ）

各種資料提供、広報、講師派遣等

ウ 新たな地域生活課題の解決に向けた活動立上げへの助成・支援

④ 社会福祉法人、団体、企業等との協働事業

社会福祉法人や民間企業・団体等とは災害時の支援体制も見据え、平時から社会貢献活動等を通じて顔の見える関係性が構築できるよう取り組む。

ア 市町村域での地域における公益的な取組みの推進

イ 生活支援体制整備事業や子ども食堂の取組み支援を通じた協力企業の開拓

ウ 自治会等の地縁組織との連携強化に向けた支援

災害時における地域の支えあい活動に代表されるような地域力の向上に向けた支援を検討する。

エ 災害ボランティア団体ネットワーク（「彩の国会議」）との連携

新オ 県内大学等との広域災害時の支援の仕組みづくり

カ ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの推進

生活支援体制整備事業等を通じた、住民や団体等との協働により、交通手段や生活関連施設等に係る障壁を取り除くため、行政や事業所等への働きかけを行う。

新キ ひきこもり状態からの復帰支援

市町村社協や民間支援団体等と協働し、8050問題をはじめ、ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や県ひきこもり支援センターとの連携、サロン等の当事者や家族の居場所づくり等を推進する。

新ク 出所者の社会復帰と再犯防止に向けた関係機関との連携

わが国では、刑事施設の入所者の約6割が再入者となっている。出所後の生きづらさから再犯につながるケースが多い。こうした負の連鎖を断ち切るため、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年施行)」の趣旨も踏まえ、公的機関や地域生活定着支援センター、保護司会、更生保護ボランティアなどと連携し、就労や生活支援をはじめとする更生保護活動を支援する。

新ケ ケアラー(※)の孤立防止に向けた地域での支え合い活動の促進

家族の介護のために、仕事や学業、育児等において今後の暮らしや人生に見通しが持

てず、ケアラーが精神的に追いつめられる現状がある。介護者自身の健康や生活、将来の人生を守るため、「埼玉県ケアラー支援条例（令和2年3月31日施行）」の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携を図り、ケアラーが孤立することのないよう、地域での支え合い活動を支援する。

(※)ケアラー

高齢や障害、疾病等により援助を必要とする家族や友人その他の身近な人に対して、無償で介護・看護、日常生活上の援助を行う人。

⑤ 寄付文化の促進と民間財源の活用の検討

ア 赤い羽根共同募金活動への積極的な取組み

イ 民間の地域活動団体への財政支援のための各種基金の運営

ウ 学校と施設の寄付寄贈をベースとした福祉の心を育む交流事業の実施

上記のほか、クラウドファンディングや公益的な取組み、CSRなどの効果的な活用などについても検討していく。

(2) 住民活動と専門職・組織との連携・協働の推進

地域福祉に携わる専門職が、お互いの職制や役割を理解するとともに、地域住民との連携を含め、包括的な支援体制の構築に向け支援していく。

① 地域福祉に携わる専門職（生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター等）の養成

各種専門職の養成研修の実施のほか、養成研修修了者を対象に課題別研修や情報共有等の機会を通じてスキルアップを図っていく。

新② 子ども食堂等における住民活動と専門職・組織との連携・協働の事例の集積

住民が把握した地域課題を専門職が受け止める体制の構築に向け好事例を集積し、情報発信する。

新③ 多文化共生の意識啓発と既存の“地域の居場所”における拠点機能の強化

今後、増加することが想定される外国籍世帯や独居高齢者等、地域に多種多様な住民が生活していることを相互に認め合う土壌づくりに取り組む。

また、既存の居場所においても、地域の誰もが集える場所として、様々な地域生活課題の把握と解決に向けた拠点機能の強化を支援する。

(3) 地域福祉推進の中核となる市町村社協への支援

あらゆる地域生活課題への対応や地域のつながりの再構築を担える社協職員を養成し、地域福祉推進の中核を担う市町村社協を支援していく。

① 全国的な社会福祉施策の動向等、共通する課題への支援

地域包括ケアシステムの構築や、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築などの共通する課題に対し、必要な情報の発信及び取組み方策の提言などの支援を行う。

- ② 個別課題に対する支援
 - ア 常務理事・事務局長会議等により課題や取組み事例などの情報提供、共有
 - イ 各種計画等の策定に向けた支援
 - ウ 社会福祉法人等他団体との協働の支援
 - エ 財務規律、ガバナンスの向上支援 等

新③ 社協職員の職員力アップへの支援

新しい時代に対応する社協職員に必要な力を身に付けるための研修
 例：コミュニティワーク、コミュニティソーシャルワーク、相談援助、
 コミュニケーション、社会資源開発、情報収集・発信等

新④ 市町村社協の職場内研修への支援（職員派遣、助成）

市町村社協のチーム力を高めるための職場内研修を支援する。

新⑤ 社協の魅力PR事業

地域住民や団体・企業等への説明や採用活動への支援を行う。

- ア 社協を知ってもらい、社協で働きたい方を増やす事業
- イ 社協が共通で使える広告や広報等のフォーマットやツールの作成
- ウ 大学生等との意見交換会

指標

アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
(1)生活支援サポーターの養成	13,693人	組織横断的に研修等の機会を通じて養成	40,000人
(2)子どもの居場所づくり	230か所	モデル事業の成果普及、各種助成事業での応援	800か所
(3)県内大学等との災害時の協力	－	県内大学等との協定締結	30校

※現状の数値は平成30年度末時点

(1) 生活支援サポーターの養成

生活支援サポーターとは、県社協の独自の事業。家族や友人、近所の人への「さりげない気遣い」「ちょっとした目配り」といった地域に関心を向けてもらう人を養成することで、地域の中での支え合いにより「誰もが暮らしやすいまち」にしていく。

(2) 子どもの居場所づくり

子ども食堂などの子どもの居場所が県内800か所（小学校区ごと）に広がることで、学校帰りに安心・安全に通える居場所が確保されることを目指す。

(3) 県内大学等との災害時の協力

県内で甚大な被害が生じ、災害ボランティアセンターが開設された場合に備え、県内の大学等との協定を締結しておくことで、平日でも多くのボランティアを確保し、継続的な支援からより早期の復興支援に寄与する。

I 地域共生社会の実現

2 相談支援体制の強化

現状と課題

全 体

- 育児、介護、障害、貧困及び貧困の連鎖など多くの課題に加え、いわゆる「8050問題」や育児と介護に同時に直面するダブルケアなど、一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯が増加している。
- このような中、平成30年4月1日施行の改正社会福祉法に基づき、全国の自治体において、制度・分野ごとの「縦割り」を超えた包括的支援体制の構築に向けた取組みが始められている。
- また、社協については「埼玉県地域福祉支援計画」において、長年にわたる支援の専門性や実績を活かし、地域住民の生活課題を受け止める機関としての中心的な役割が期待されている。
- 相談支援体制の強化と、生活困窮者や要援護者支援事業、権利擁護事業の推進は密接に関連している。そのため、相談支援の取り組みをさらに充実していくとともに、社協が地域におけるプラットフォーム(※)としての役割を示し、住民と協働して、地域で支え合いや身近に相談できる体制を構築していくことが重要な使命である。
- こうした中、県社協としてSDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもとに、今後一層の連携・協働による、相談支援事業の推進と体制の強化が必要である。

(※)プラットフォーム

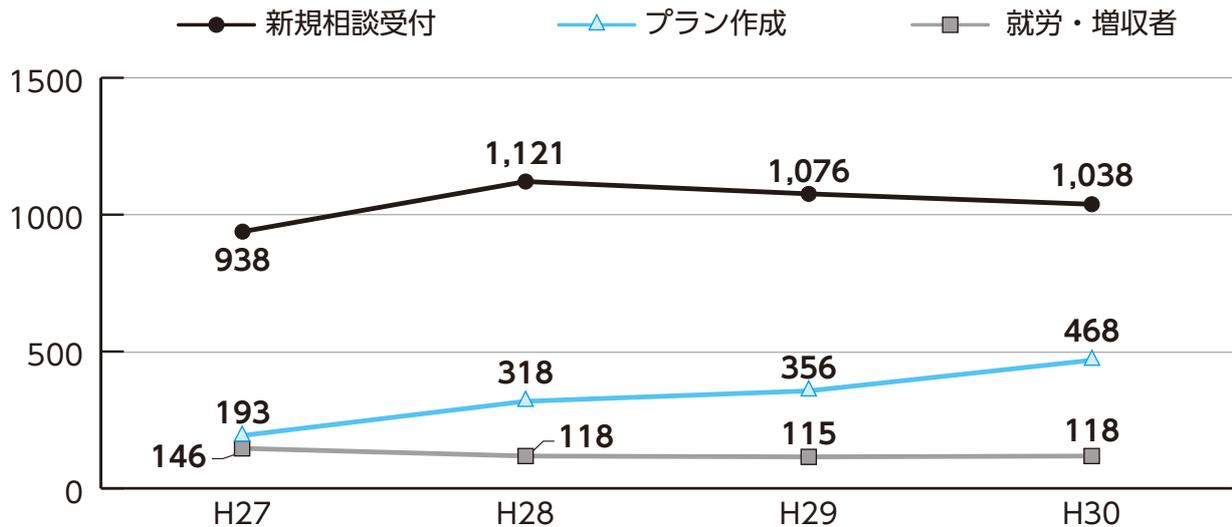
地域の福祉課題を共有・協議する場。連携・協働する拠点。

(1) 生活困窮者自立支援事業

【現状】

- 生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標としている。これまで地域福祉の中核を担い、相談支援事業やネットワークを活用した地域づくりに取り組んできた社協には事業を受託し、推進する役割があるといえる。
- 県社協は、平成27年度から県内23の町村部を対象とした自立相談支援、家計改善支援、一時生活支援事業を実施しており、これまで町村部の包括的な相談支援の役割を担っている。
- 事業の推進においては、県社会福祉士会との共同により相談窓口を6か所設置し、制度施行以来4年間の新規相談件数は、4,000件を超える実績となっている。

生活困窮者自立支援事業 23町村支援実績



【課題】

- 生活困窮者の状態に応じたきめ細かい支援と他制度や他機関と連携した地域資源の開発が重要である。しかしながら、町村部は広域のため対応には限界がある。
- 各市域の自立相談支援機関は、行政が直営で実施するケースと社協や他団体に委託しているケースなどさまざまであり、生活福祉資金貸付事業や他制度との連携には市町村格差が生じている。
- 制度開始から5年目を迎え、ひきこもり状態や長期無業状態など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化している。今後は困窮者や世帯の状況にあわせた、よりきめ細かな対応が求められている。

(2) 生活福祉資金貸付事業

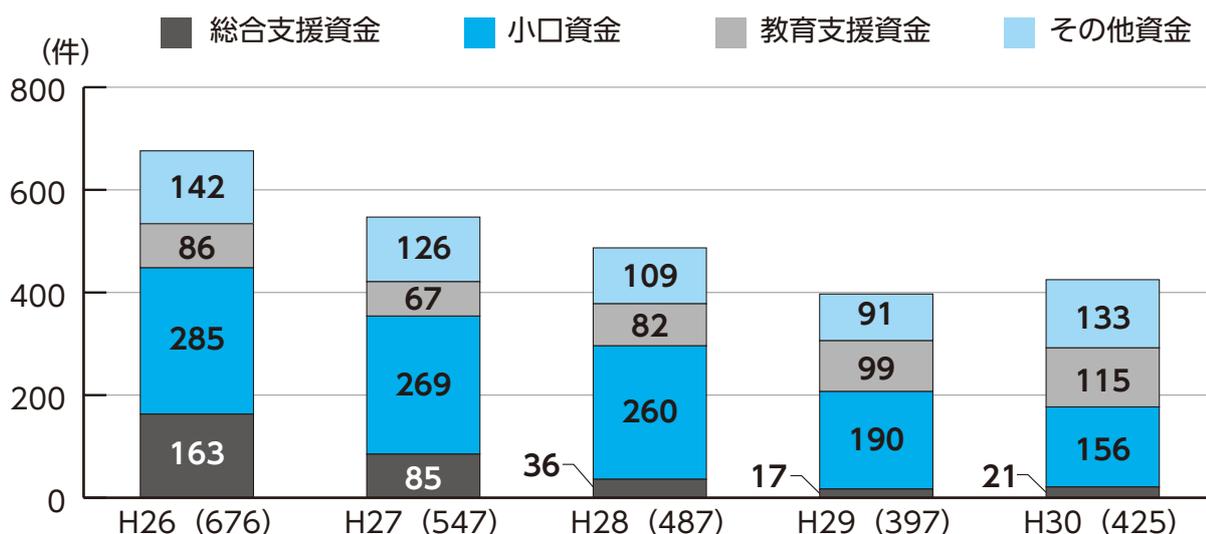
【現状】

- 生活福祉資金は、借入の背景にある生活課題を把握し、社協と民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援機関等と連携をしながら、資金貸付と相談支援を一体的に行い、経済的に世帯の自立を支援する重要な事業である。
- 令和2年度からの新制度（授業料等免除・給付型奨学金）の施行に伴い、生活保護世帯出身者の大学等への進学希望者が増加している。そのため、高等学校、大学等へ進学する際の入学費用や就学に必要な経費を、低所得世帯に無利子で貸し付ける「教育支援資金」の相談が増えている。
- 独立行政法人福祉医療機構が実施する「年金担保貸付事業（※）」については、令和3年度末までで終了する方針が決定されており、将来的に低所得高齢者からの相談や貸付の増加が見込まれる。

（※）年金担保貸付事業

年金受給権を担保として生活に必要な定額の資金貸付を行うもの。

生活福祉資金等貸付実績



※()数字は貸付合計件数

生活保護世帯の子どもの大学等進学率 (平成29年4月1日現在)

生活保護世帯	全世帯
35.3%	73.0%

資料：厚生労働省「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査」の結果より

【課題】

- 新規貸付件数は年々減少しており、特に総合支援資金、緊急小口資金の利用は大きく減少している。一方で債権管理については、償還困難世帯や中・長期滞納者の割合が年々増加している。そのため、貸付から償還までの支援の仕組みづくりが必要である。
- 教育支援資金は、福祉事務所が行っている母子父子寡婦福祉資金での貸付不足額を貸し付けることが多い。しかしながら、福祉事務所と市町村社協との間で初期相談の段階での情報共有ができていないため、円滑な貸付につながっていない。

(3) 彩の国あんしんセーフティネット事業

【現状】

- 平成26年9月から県内社会福祉法人が協働で社会貢献活動「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施し、制度の狭間で困窮している世帯への支援に積極的に取り組んでいる。これまでの相談支援件数は2,000件を超え、現物給付金額は4,500万円を超えるまでになっている。
- 事業開始から5年が経過し、相談支援事業に加え、就労支援事業さらには衣類バンク事業を実施するまでに発展しており、多様化・複雑化する生活課題を解決するため、今後もより重層的な支援が期待されている。
- 一方、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援制度による包括的な相談支援の推進や、フードバンクの活用による食料支援が充実してきたこともあって、相談支援、現物給付ともに実績件数は減少傾向にある。

彩の国あんしんセーフティネット事業相談支援実績

	H26	H27	H28	H29	H30
相談支援件数	270	511	478	400	390
現物給付件数	185	362	350	314	321
現物給付合計金額（千円）	4,809	9,645	8,834	9,461	9,862
終了支援件数	117	388	368	289	335

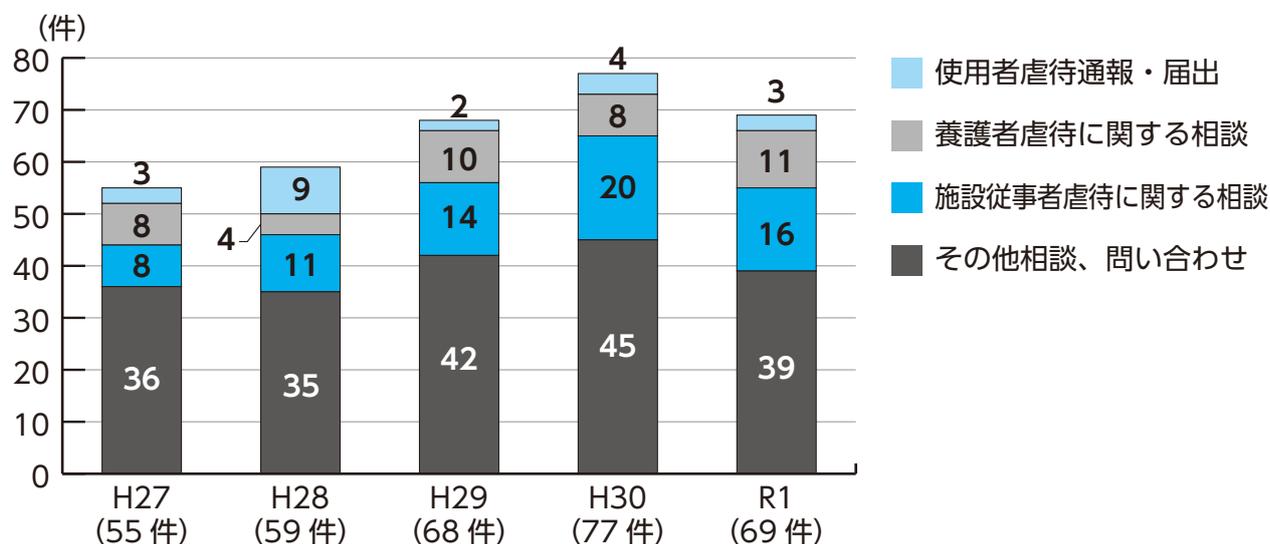
【課題】

- 自立相談支援機関をはじめ、市町村行政・社協、関係機関等との連携・協働が必要であるが、市町村によって格差が生じており、制度の狭間の支援としての役割や関わりが十分に発揮できていない状況がある。
- 一方、彩の国あんしんセーフティネット事業は、柔軟な対応や支援が可能であるが、事業の仕組みや支援方法が正しく認知されていないことがあり、関係機関との一体的支援に至らず、現物給付ありきの相談支援となっている状況もある。
- 就労支援事業による支援者の大半は、ひきこもり状態の方や障害のある方が多いため、一般就労に結びつく割合が低い状況である。
- 地域ごとの支援格差を無くし、支援を充実していくためにも、会員施設数を拡大し、各地域においてきめ細かでスピーディな支援につなげる必要がある。

（４）権利擁護

① 障害者の虐待通報

【現状】



② 障害者差別解消相談

【現状】

	H28	H29	H30	R1
合理的配慮不提供	6	12	5	7
差別	7	4	18	25
問い合わせ、その他	28	6	7	27
合計	41	22	30	59

【課題】

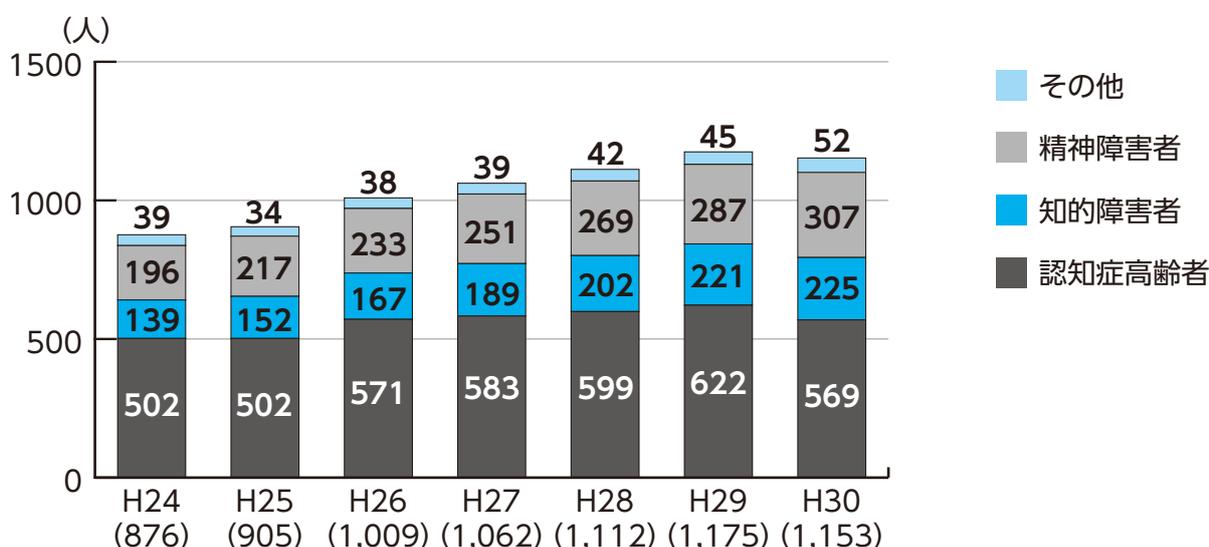
○相談内容は複雑多岐にわたるため、豊富な相談事例の経験をもつ相談員を確保するためには、県社協内に資格取得を推進する仕組みを構築することが求められる。

③ 日常生活自立支援事業

【現状】

○認知症高齢者などの判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や重要書類の預かり、暮らしに必要なお金の出し入れなどを手伝う社協との有償契約であるこの事業は、地域住民の参加協力により、本人の意思決定に寄り添い、福祉サービスにつなげる役割を担っている。昨年度末では、利用者は、1,153人となっている。

日常生活自立支援事業の実績



【課題】

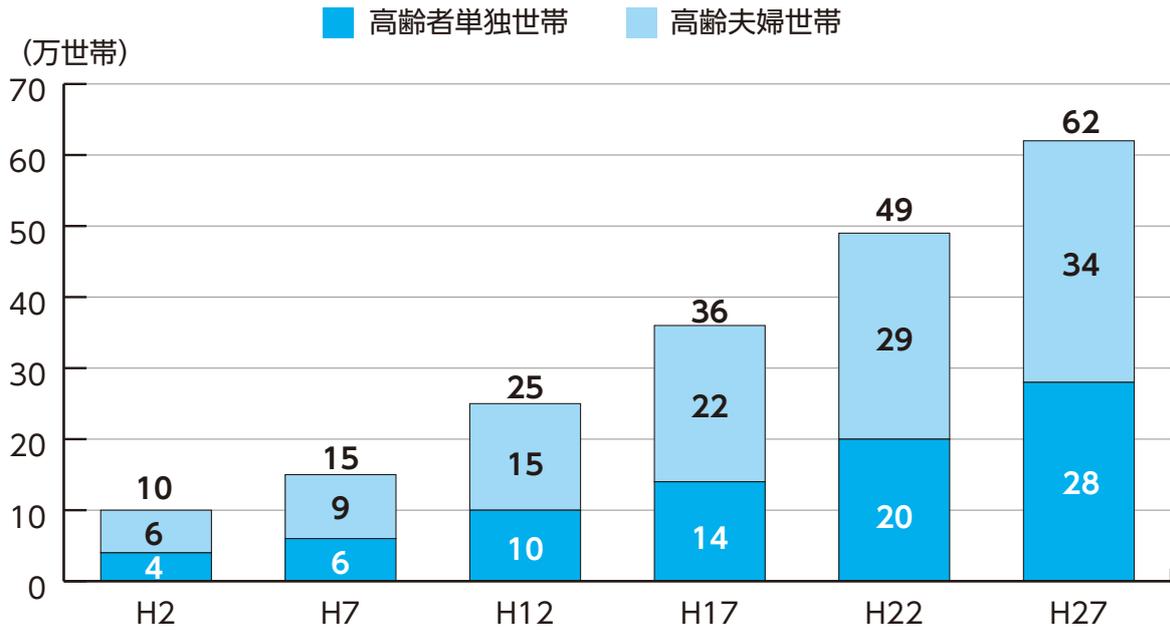
- 日常生活自立支援事業から成年後見事業への切れ目のない支援を目指し、法人後見を実施できる相談体制の構築や行政との関係づくりについて、積極的に県社協が働きかけていく必要がある。
- 生活支援員の確保が困難な市町村社協が多い。市民後見人養成講座の修了者の活用や雇用体制を整備することが必要となっている。

④ 成年後見制度の推進

【現状】

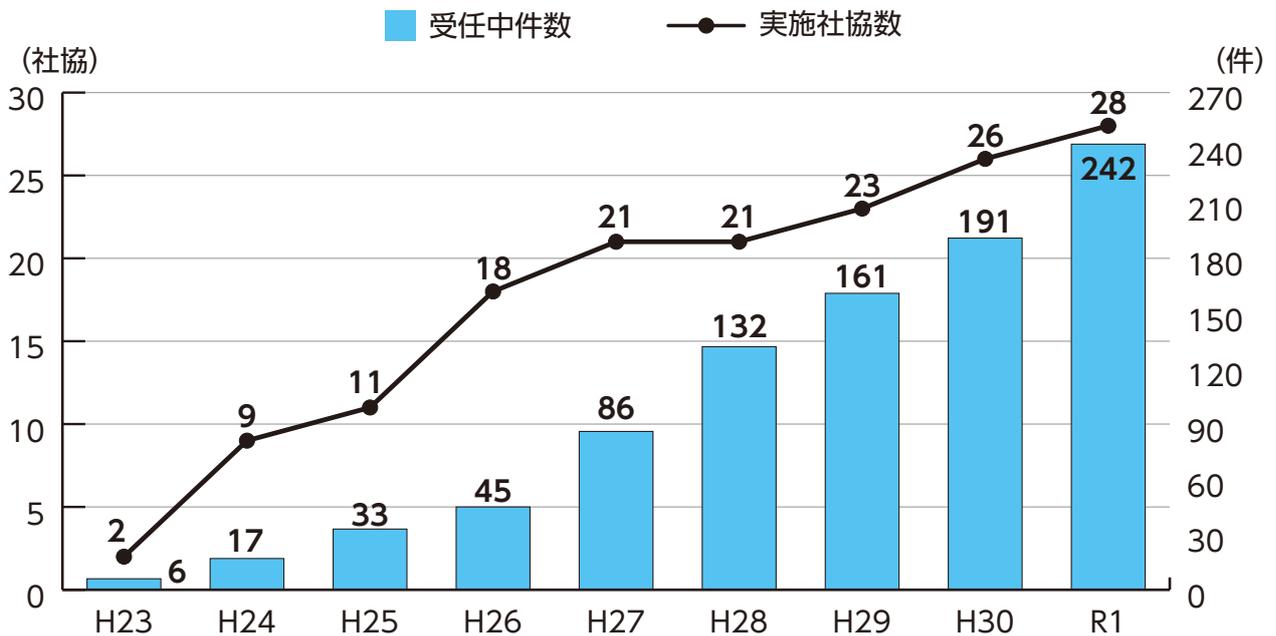
- 法人後見実施社協は、今年度中に29市町村社協となる。引き続き市町村や市町村社協に出向き、成年後見制度の利用促進につながるよう、市町村社協の体制整備の支援に努める。
- 埼玉県内の認知症高齢者は、平成27年では約26万人であったが、平成37年（令和7年）には約40万人に達し、これまで以上のペースで増加することが見込まれている。
- 一方、療育手帳所持者は、平成27年度44,243人であったが、平成30年度には49,558人となった。また、精神障害者保健福祉手帳保持者についても、平成27年度44,861人であったが、平成30年度には、57,164人となり、それぞれ増加傾向にある。知的障害者や精神障害者の権利擁護体制の確保は重要な課題となっている。
- とりわけ、いわゆる「親亡き後」の生活上の権利擁護体制の確保については検討が必要である。

高齢者世帯数の推移



資料:総務省「国勢調査」を基に作成

法人後見実施社協・受任件数の推移



【課題】

- 制度の狭間に対応するため、新たな権利擁護の仕組みの必要性を認識し、「身元保証」の仕組みについて、実施における課題等を調査し、よりよく活用ができるような制度構築に係る検討を行う必要がある。
- 市町村社協における法人後見の実施及び中核機関の受託に向けて、「権利擁護の基盤強化」は欠かせないものだという視点を持ち、地域福祉部門と協力体制を築き、県民に十分に周知をしていく必要がある。

(5) 要援護者を中心とした相談支援

【現状】

- 生活福祉資金貸付事業や生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、彩の国あんしんセーフティネット事業、さらには権利擁護事業等といった各種の相談支援事業を実施してきた相談支援のノウハウと、行政・関係機関等とのネットワークといった強みを活かし、要援護者を中心とした相談支援のさらなる充実が求められている。
- 生活困窮者や要援護者の支援に当たっては、今後も市町村が整備する包括的な相談支援体制と連携・協力しながら、包括的な支援の中核的な役割を担っていくことが、引き続き社協の役割としては重要である。

【課題】

- 生活困窮や孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題は多様化・複雑化しており、社協内部でも包括的な相談支援体制が必要である。しかしながら、地域担当と相談担当が連携できていない状況や相談担当部門間横断の一体的支援が難しい状況が見受けられる。
- 社協の持つ相談支援の機能をさらに充実・強化するため、事業部門を問わず、組織全体で困難ケース等に迅速、的確に対応できるよう、部門間横断の相談支援ができる機能の構築が必要である。

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

(1) 生活困窮者支援の取組みの強化

誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、地域社会で暮らし続けられるよう、さらに支援事業を拡充し、生活困窮者の自立に向けた支援を展開する。

① 彩の国あんしんセーフティネット事業等による生活困窮者支援の拡充

相談支援事業、就労支援事業、衣類バンク事業の実施において、会員（※）法人・各事業実施施設をさらに拡大し、企業や関係機関等とのさらなる連携、アウトリーチ（訪問支援）の充実により、重層的かつ、より丁寧な支援を展開する。

また、食品ロスの削減と連携し、さらに生活困窮者支援の拡大を図る（地域でのフードドライブの実施、困窮世帯向け「食育」の実施、ひきこもり者の居場所や障害者の社会参加の場づくり等）。

（※）会員

事業を運営する埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の会員。

② 生活福祉資金の貸付による経済的支援の充実

ア 教育支援資金による進学支援の充実

県教育局や学習支援事業等との協力による高等学校や本人世帯への情報提供の強化、福祉事務所と連携した合同相談の実施等、他機関等と連携した就学支援を実施する。また、より適切な貸付を目指し、貸付手続き等の負担軽減、貸付後の継続的な支援、きめ細やかな債権管理の実施等の検討を行う。

イ 経済的ニーズを抱える高齢者の生活支援の実施

65歳以上の低所得高齢者が、家計を安定させ生活を維持していけるよう、生活困窮者自立支援事業や家計改善支援事業、日常生活自立支援事業、さらには成年後見制度等と一層連携しながら相談支援を実施する。なお、年金担保貸付事業廃止後の対応については、今後の国・全社協の動向を注視していく。

また、要保護の高齢者が変わらず地域で生活していけるよう、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付では、福祉事務所との連携を密に支援していく。

③ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の発展強化

現在県社協が受託実施している町村部の支援の継続実施とともに、将来的には各町村において相談支援をしていけるよう、一次的な相談窓口の役割や協働した相談支援等、その仕組み・方法を検討しモデル的に実施する。

また、市社協を対象にした連絡会議・研修を継続的に実施し、積極的な事業受託と事業推進のための支援を行う。

(2) 権利擁護の仕組みの充実

支援を必要とする一人ひとりが、地域社会で暮らし続けられるような権利擁護体制を整備し、充実させる。

新① 「身元保証」における調査検討

「身元保証」の仕組みがないことで、契約行為に支障をきたす高齢者等に対し、新たな仕組みの必要性が出てきた。「身元保証」の新たな仕組みを開発した社協や「任意後見制度」を活用し法人後見で対応する社協など、先進地のヒアリング等を行い、より分かりやすく利用しやすい仕組みを検討し市町村社協に提案する。

② 法人後見と連携した市民後見人の活動支援

日常生活自立支援事業から、成年後見制度にスムーズな移行ができるように、市民後見人養成講座修了者を法人後見等に参画できるよう支援する。

ア 市民後見人がいつでも相談できる市町村社協法人後見支援体制を整備

イ 市民後見人養成講座の受講者確保に向けた養成講座の広域実施や市民後見人制度のPR

③ 専門士業等との連携体制を県内に拡充

成年後見制度の推進とともに、共生社会の実現に向けた権利擁護の体制を県内に広めるために、専門士業等との連絡会を開催し、連携を深める。

(3) 要援護者を中心とした相談支援の機能強化

社協が持つ専門性やネットワークといった強みを活かした相談支援を推進するための機能強化を図る。

新① 部門間横断の相談支援体制構築のための検討

8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう「縦割り」にしない、包括的な相談体制が求められている。

市町村における包括的な相談体制の構築については、多機関が協働して、複合的で、複雑な課題について包括的に受け止める相談体制を整備することと規定されている（社会福祉法第106条の3第1項第3号）。内容として、①支援関係機関によるチーム支援においては、分野横断的なネットワークを広げること、②協働の中核を担う機関の必要性、③支援に関する協議及び検討の場を設けることとされている。

こうした総合相談窓口を構築しようとする市町村に対して、各市町村社協が密接に連携し、ネットワークの一員として適切な解決策を提示できるよう、必要な支援を行う。

また、県社協においても、市町村社協や多機関とのつながりを強化するとともに、社協内の関係部署が有機的につながり、多くの社会資源との関わりを深めることが重要である。

そのため、相談支援業務に携わる職員等をメンバーとする検討会を発足し、組織内の部門間横断の相談支援体制の構築及び行政や関係機関等との連携強化に向けた検討を行う。

② 相談援助技術向上のためのテーマ別検討会や各種研修の実施

各相談支援事業担当者を対象に、ニーズやテーマごとの検討会（複合的な課題を抱えたケース検討会）を開催する。

③ 各相談事業を有効利用いただくための広報・周知活動を実施

発信・拡散効果の高いSNSを有効に活用し、制度・事業の内容と相談窓口の情報が県民（住民）にわかりやすく、また、届きやすい方法を工夫した広報・周知を実施する。

指標

アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
(1)町村部における自立相談支援事業等の実施	年1,038件	年1,050件以上の新規相談を受付	5年間で5,250件以上
(2)生活福祉資金等貸付による支援の拡充	年425件	年450件以上の相談支援による貸付	5年間で2,250件以上
(3)彩の国あんしんセーフティネット事業相談支援の拡充	相談:年390件 現物:年321件	年400件以上の新規相談を受付、年350件以上の現物給付を実施	5年間で 相談:2,000件以上 現物:1,750件以上
(4)彩の国あんしんセーフティネット事業就労支援の拡充	年39件	年40件以上の新規支援を実施	5年間で 200件以上
(5)衣類バンク事業の拡充	年63件	年120件以上の支援を実施	5年間で 600件以上
(6)市町村社協法人後見事業の取組み支援の推進	26社協	訪問支援を引き続き実施し、県、専門職団体と協働して推進する。	35社協以上
(7)中核機関の市町村社協受託	1社協	法人後見実施社協に働きかけを強化し、行政に働きかける。	10社協

Ⅱ 福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成

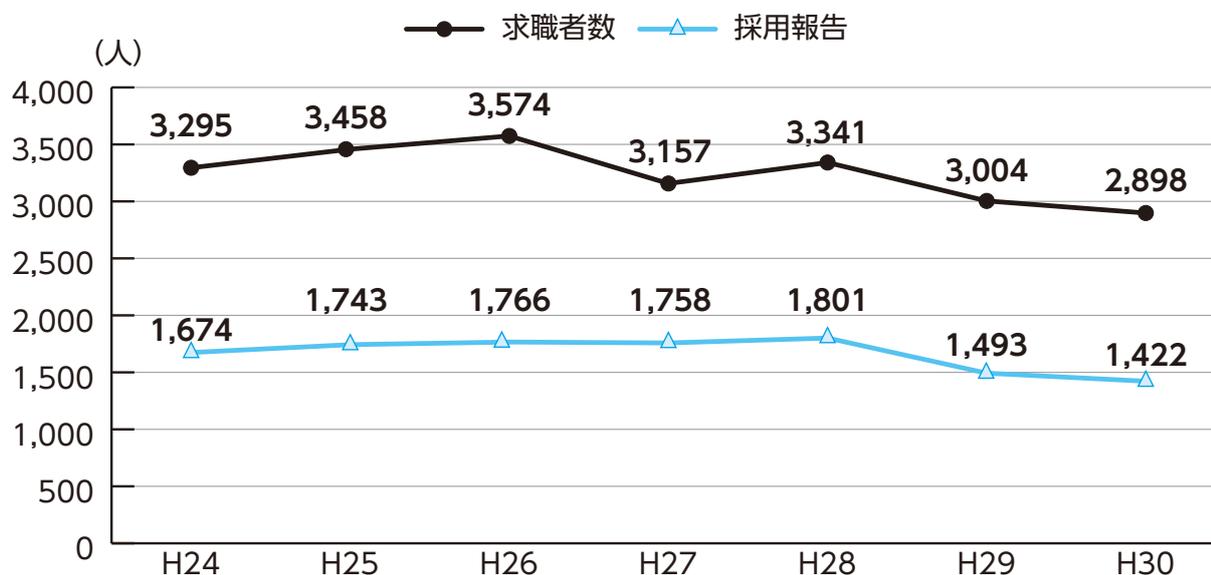
1 人材確保の推進

現状と課題

【現状】

- 無料職業紹介、就職フェア・就職相談会及び各施設が実施する人材確保に関する取組みに対する助成等を通じて、今働きたい人と、今人材が欲しい事業所を結びつけるための取組みを実施してきた。
- 出張介護授業や福祉の仕事ガイドブックの配布等を通じ、中学生や高校生等の将来の福祉人材の確保に向けた取組みを実施してきた。
- 潜在的福祉人材の復職支援のため、介護の資格届出制度の普及促進を実施してきたほか、介護福祉士及び保育士に対する修学資金や再就職資金の貸付についても実績を伸ばしてきた。
- 保育士・保育園支援センターにおける保育士確保の取組みについても、埼玉県から提供された潜在保育士名簿を活用したマッチングの取組み等を積極的に行ってきた結果、過去3年間毎年度増加傾向を示している。
- 過去7年で求人事業所に対し11,657人の福祉人材を供給するとともに、貸付事業においては過去3年で延べ1,116件の貸付実績をあげるなど、県内の福祉人材の確保に寄与してきた。

福祉人材センターマッチング実績推移



福祉・介護人材の確保、就業支援のための貸付事業の実績

貸付区分	貸付実績件数				H30 全国順位
	H28	H29	H30	計	
介護福祉士修学資金貸付事業	159	74	114	347	3
潜在介護職員再就職準備金貸付事業	3	15	28	46	3
保育士修学資金貸付事業	89	109	204	402	5
保育補助者雇上費貸付事業	1	7	10	18	5
保育所復帰支援貸付事業	8	88	111	207	5
保育士就職準備金貸付事業	2	37	57	96	6
合計	262	330	524	1,116	

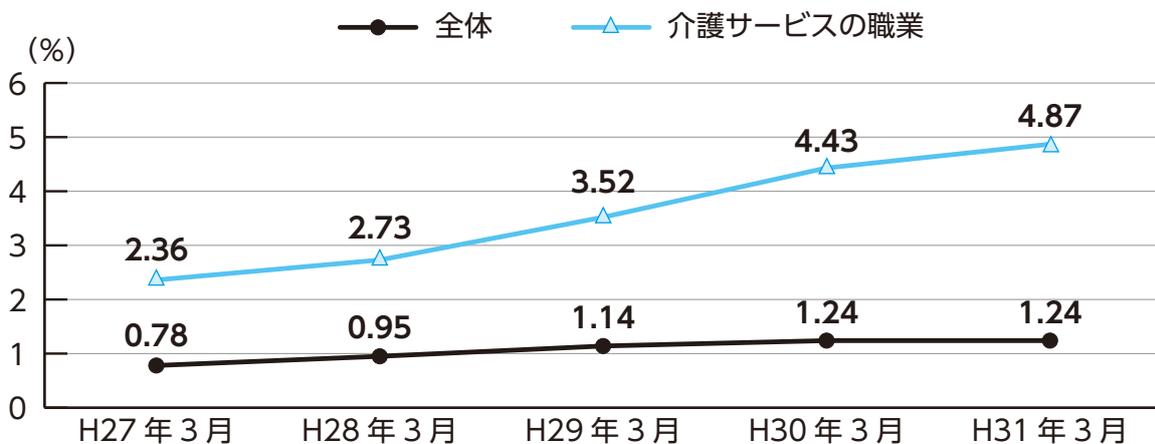
【課題】

○介護、保育等の福祉業界の有効求人倍率（※）は上昇の一途をたどっており、福祉業界における人材不足はますます顕著なものとなっている。また、介護福祉士登録者は、統計では増加しているが、単年度での増加数は減少傾向にある。厚生労働省によると資格取得者のうち約55%しか介護業務に従事していないという推計もある。

（※）有効求人倍率

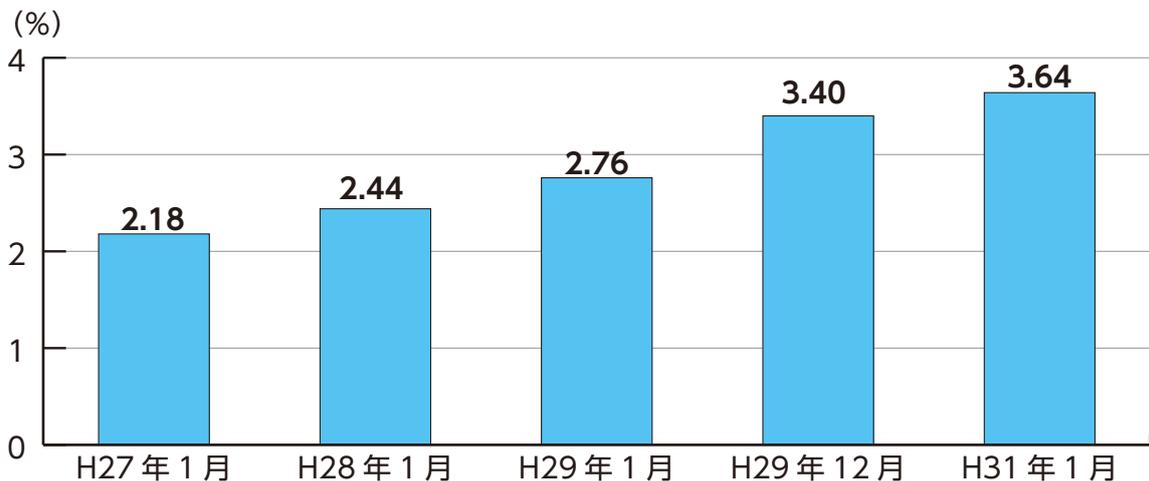
仕事を探す人1人に対して、何人分の求人があるかを示す指標。

埼玉労働局発表の有効求人倍率



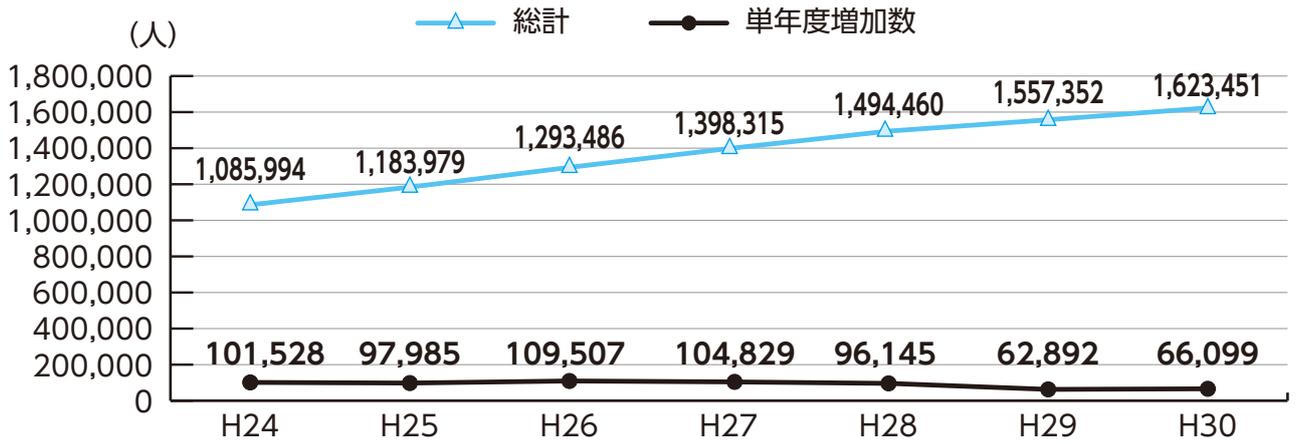
資料：埼玉労働局：「求人・求職バランスシート」

保育士の有効求人倍率



資料：厚生労働省「一般職業紹介状況[職業安定業務統計]」

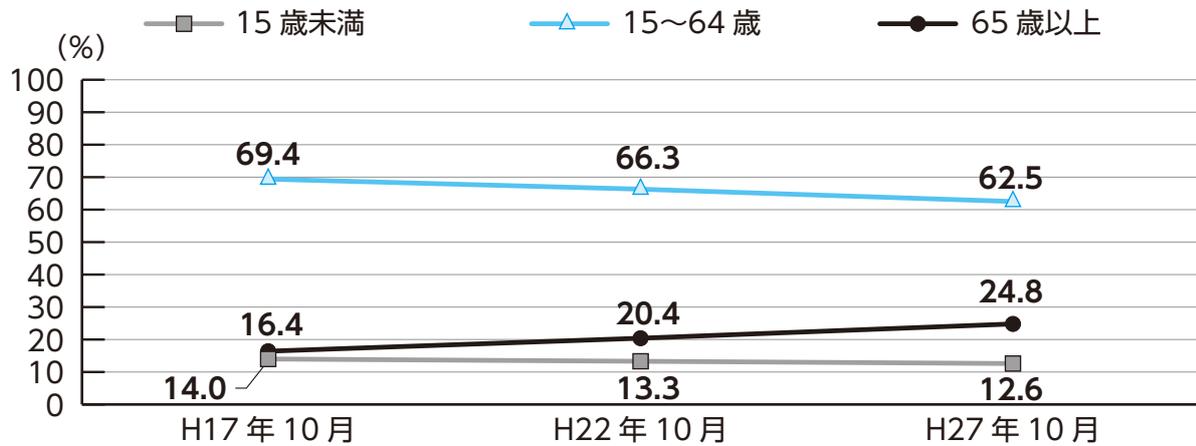
介護福祉士登録者数の推移



資料：厚生労働省「介護福祉士登録者数の推移」

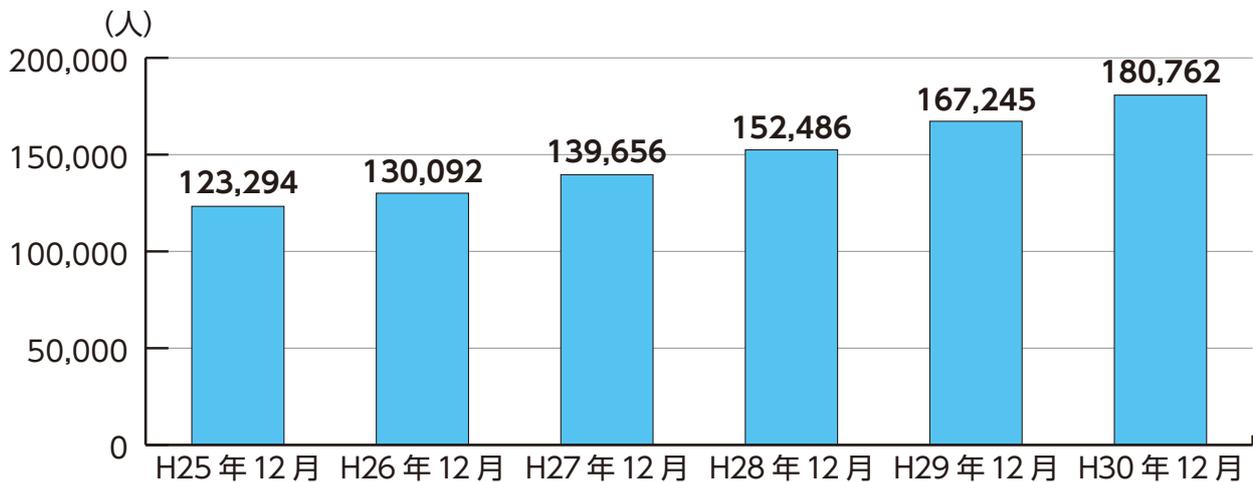
○生産年齢人口の減少も進んでおり、これからの福祉人材の確保にあたっては、シニア、外国人、出産・育児等で一度離職した中高年齢者など、多様な人材に対するアプローチを行っていく必要がある。

埼玉県の年齢3区分人口構成比



資料：埼玉県「統計からみた埼玉県のすがた」

埼玉県の在留外国人人数



資料：法務省「在留外国人統計」

○介護の魅力PR隊を中心として、次世代の福祉の担い手に向けた取組みを実施してきたが、児童・生徒に加え、その保護者や教職員に対しても福祉の魅力を発信していく必要がある。

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

（１）多様な人材確保の実現及びきめ細かな支援の実施

幅広く福祉業界への参入を働きかけ、多様な人材を確保するとともに、行政や施設と連携し、これまで以上に市町村など生活圏域ごとのきめ細かな就労支援を実施し、採用者数増加を目指す。今後ますます受け入れが求められる外国人材については、円滑に就労・定着できるように、受け入れ環境の整備等を推進する。

① 福祉人材センターの活動強化

新ア ハローワークとのさらなる連携強化

現在実施しているハローワーク移動相談に加え、地域の施設や行政と連携し、県内のハローワークに福祉人材センターの相談窓口（サテライト）設置を働きかけ、求職者にとっての利便性を向上する。

イ 地域に密着した事業展開

求職者が生活圏域で働ける機会を増やすため、また、圏域ごとに求職者が持つニーズを理解していくため、現在の地域就職相談会よりもさらに狭い地域に密着した就職相談会を実施する。

② シニアの活躍促進

新ア 参加対象者限定イベントの実施

シニア世代を積極的に活用したい事業所を集め、就職相談会を実施する。

イ 多様な働き方の提供

事業所と連携し、介護助手や短時間就業など、多様な勤務形態の求人を求職者に提供する。

③ 外国人の活躍促進

新ア 外国人相談窓口の設置検討

外国人受入施設に対する職場環境づくりや育成方法等についての相談窓口の設置を検討する。

イ 外国人材の掘り起こし

日本語学校等の外国人支援機関と連携を深めることにより、外国人材の掘り起こしを進める。

ウ マッチング促進

定住外国人を主体としたマッチングを実施していくことに加えて、特定技能等、他の在留資格へも拡大していく。

エ 事業所向け研修の充実

外国人雇用の法制度や受入方法について、制度に精通した専門家や実務経験者を講師に迎えることにより、研修を充実させる。

④ 出産・育児等で一度離職した中高年齢者等の復職促進

ア 潜在有資格者へのアプローチ

職場を離れている有資格者に対し、求人広報の強化やサポート講習会の開催などにより、積極的な復職支援を行う。

イ 情報発信の強化

介護の資格届出制度のネット登録率の高さを生かし、復職に繋がる情報発信を強化し、再就労を促す。

ウ 職場環境整備のための研修実施

一時離職者等、潜在的人材の再就労に係る動機付けのため、施設に対し業務改善等の研修を実施して働きやすい職場環境の整備を促す。

⑤ 福祉・介護人材の確保、就業支援のための貸付事業の実施

介護福祉士や保育士の資格取得を目指す学生の修学資金や、離職した資格保有者等へ再就職のための準備金等を貸付け、福祉分野への就業を促進し、介護・保育の人材確保を図る。

新⑥ 行政への働きかけ

国や県に対し、賃金面における処遇改善を働きかけるなど、他産業と比較しても遜色のない賃金体系を確立し、福祉人材の確保及び定着を実現する。

(2) 次世代へのアプローチの強化による福祉人材の確保

小学生、中学生、高校生さらにその保護者や教職員に向けた取組みをさらに促進していくことにより、将来の福祉人材の担い手を確保する。また、大学生や専門学校生など、就職に直結する人材の確保については、学校訪問等を通してアプローチの機会を増やしていくことにより、学生の採用者数の増加を図る。

① 福祉マインドの醸成

ア 福祉教育の充実

市町村社協や市町村教育委員会と協力し、児童・生徒に対し、地域の福祉活動への参加につながる福祉啓発等を通じて福祉意識の醸成を図る。

イ 福祉現場と触れ合う機会の増大

これまで実施してきた高校生向けバスツアーの実施のほか、出張介護授業のパッケージ化による学校現場への提供を行い、どの学校でも取組みやすくする。また、小中学生向けには、親子福祉施設見学バスツアーや福祉施設見学を社会科見学の見学コースへ盛り込む等により、児童・生徒やその保護者や教職員に福祉の魅力を伝える。

新② 大学等との連携強化

福祉系大学、専門学校（以下「大学等」）への定期的な訪問を実施し、大学等との連携強化を行い、学生の新規求職登録者を増加させ、学生の就職を支援する。

③ 介護等体験を活用した福祉の魅力発信

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(平成9年法律第90号)」に基づき、小学校及び中学校の教員免許状取得を希望する大学生等に対して、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の介護等体験が義務付けられている。この機会を活かし、福祉の魅力を理解した教員を増やし、小中学生に対して、福祉の魅力を正しく知ってもらうことにつなげる。

(3) SNS の活用を中心とした福祉職の魅える化

福祉の仕事の魅力を整理・可視化し、それをSNSや広報誌等を活用して積極的に情報発信する。

① ターゲットに合わせた魅力発信

新 ア 現場の生の発信

現任の福祉職員に福祉の仕事の魅力についてアンケート調査を実施し、その結果を現場の生の声として就職フェア等のイベントで展示するなど幅広く発信する。

イ 求職者を応援する貸付制度のPR

修学資金や再就職準備金の貸付制度のメリットについて、これまで以上にPRを拡大する。

ウ SNS等の活用

若い世代、外国人、シニア等のそれぞれに対し、SNS等の様々なツールを活用した効果的なPRを進める。

② パブリックイメージの向上

新 ア 介護の魅力PR隊の拡大

介護の魅力PR隊と学校や施設・事業所等との連携を強化する。また、障害・保育・児童分野にもPR隊を拡大し、施設同士の組織化を促して福祉分野を広くPRできる体制をつくる。

イ あらゆるメディアを活用した魅力発信

SNS、テレビ、ラジオ、ポスター、広報誌等を柔軟に活用し、福祉に対する世間一般のイメージを向上させる。

新 ③ 福祉の職場で働く幅広い職種のPR

看護師や栄養士など、介護職以外の幅広い職種に向けても、インターネットの検索ワードにヒットする求人情報を整備できるよう事業所支援を行い、就職先として福祉施設が候補となるよう働きかける。

指標

アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
採用者数	1,422人	年1,400人以上の採用者を確保する。	5年間で 7,000人
就職フェア、就職相談会の新規求職登録者数	482人	年500人以上の新規求職者を確保する。	5年間で 2,500人
60歳以上の新規求職登録者数	325人	年330人以上の60歳以上求職者を確保する。	5年間で 1,650人
介護の資格届出制度届出者数	305人	年300人以上の届出者を確保する。	5年間で 1,500人
大学生・専門学校生の新規求職登録者数	524人	年500人以上の学生登録数を確保する。	5年間で 2,500人
介護の魅力P R 隊の活動回数	132回	年120回以上の活動回数を確保する。	5年間で 600回
介護人材確保のための貸付(※)	142人	年150人以上の利用者を確保する。	5年間で 750人
保育士確保のための貸付(※)	382人	年550人以上の利用者を確保する。	5年間で 2,750人

(※)貸付事業については、制度変更がなされているため、現在の貸付種類で設定。

なお、貸付原資の継続を前提にした目標であるため、財源が途中で枯渇した場合は、国及び県に要望していく。

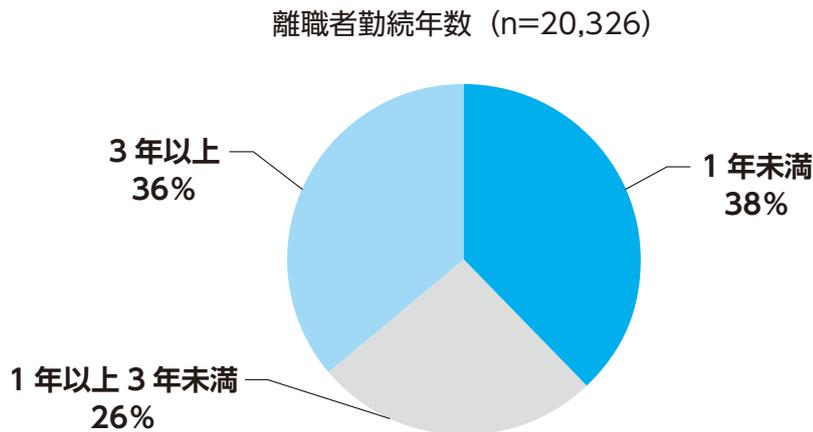
Ⅱ 福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成

2 人材育成・定着の推進

現状と課題

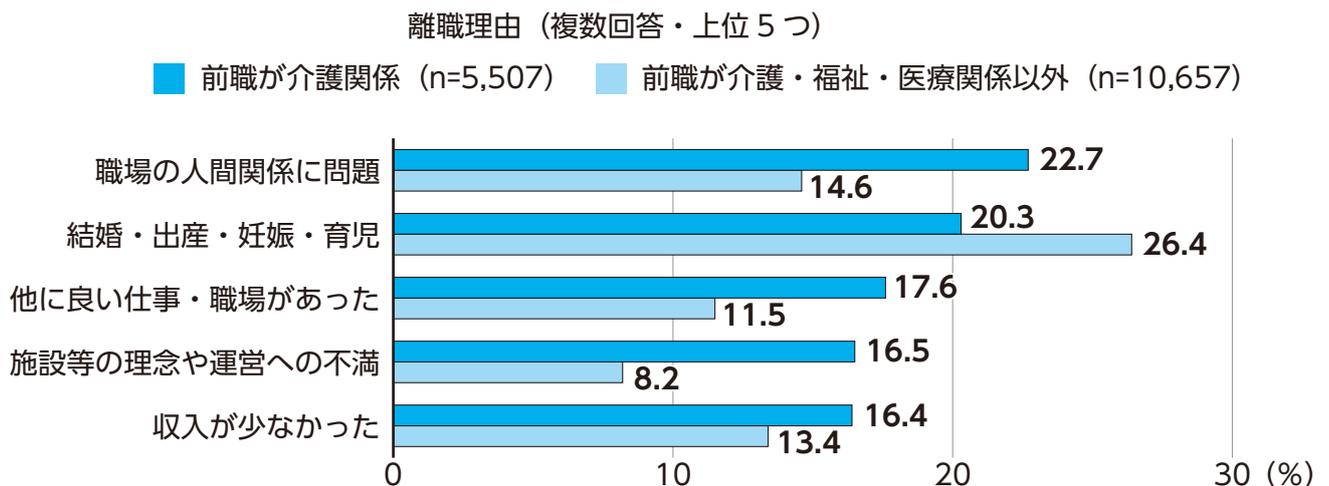
【現状】

○本県の介護職員の離職率は16.8%であり、全職種の10.9%と比較しても高い状況にある。特に、離職者のうち6割以上は勤続3年未満の職員が占めている。



資料:介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成30年)」、厚生労働省「雇用動向調査(平成30年)」

○福祉施設での仕事においては、利用者と職員又は職員同士のコミュニケーションが重要だが、介護職員の離職理由には「職場の人間関係」が上位に挙げられている。



資料:介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成30年)」

○県社協では、高齢・障害・児童・保育など様々な分野において、職種、階層及びテーマ別に幅広いテーマで研修事業を展開し、福祉職員のスキルアップの機会を設けている。過去3年間の研修受講者は42,738人にのぼるとともに、研修満足度は平均93.1%と高評価をいただいております。職員のキャリア形成及び職場定着に寄与してきた。

○また、各施設が開催する職場内研修に助成を行うことで人材育成の促進を図るとともに、階層

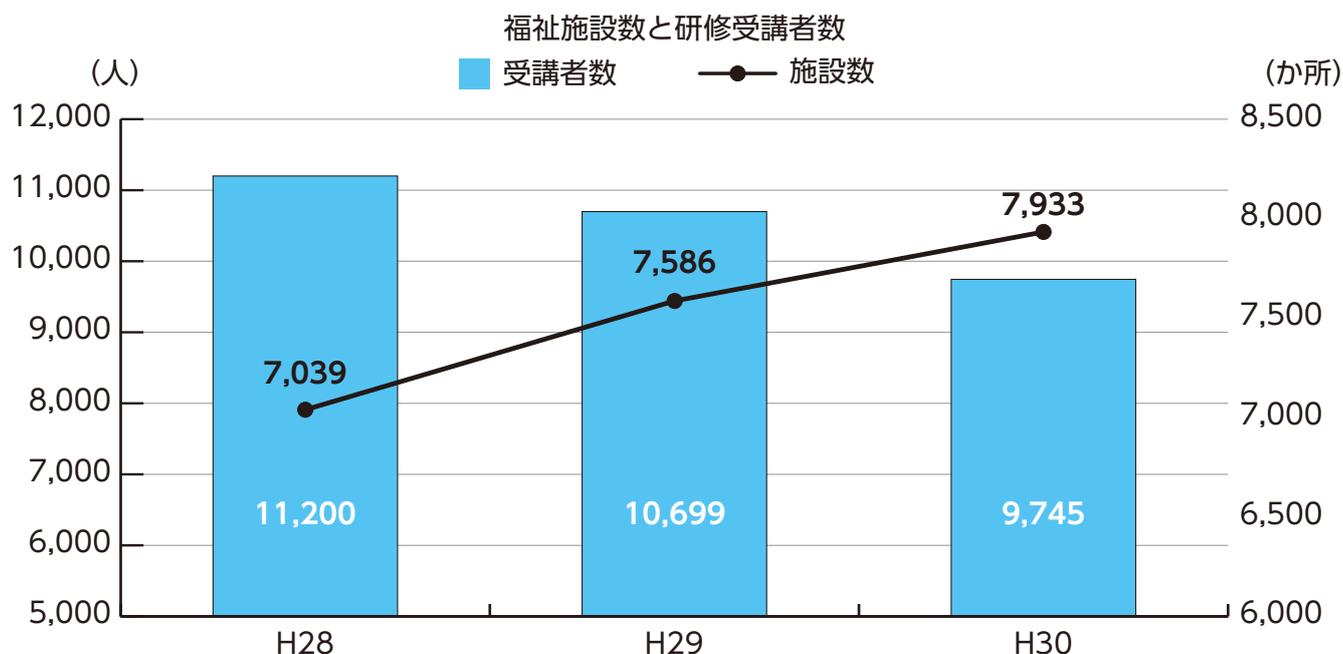
別の福祉職員交流会を実施して種別・施設間の垣根を越えたつながりを作り、定着支援に繋がっている。

埼玉県社協研修事業の実績

		H28	H29	H30	計 (平均)
研修	日数 (日)	205	199	210	614
	受講者数 (人)	16,609	13,558	12,571	42,738
	満足度 (%)	91.8	94.6	92.8	(93.1)
交流会 (回)		19	19	15	53

【課題】

- 各施設で人材確保が進まないことにより、業務が増加するとともに高度な業務ほど中堅職員の負担が高くなる傾向があり、職員の研修参加機会は減少している。中でも、小規模施設では人材不足が顕著であり、施設外の研修には参加しづらい状況である。
- 人間関係の円滑化に向けた研修については、バリエーションや内容を一層充実させ、多くの職員に受講を促す必要がある。
- 福祉人材の定着に向けては、各施設の管理職が定着管理の視点を持つことが重要であり、各施設においては職員への適切な「配置・配属」「評価・処遇」「教育訓練・能力開発」について常に改善が求められる。
- 施設の管理職は、職員が安心して働き続けられるよう、働き方や業務軽減などの環境整備に取り組むことも必要である。
- 施設数や職員数が増加しているのに比べ、県社協の研修参加者の増加率は横ばいである。多くの職員に研修の機会を創出するため、研修の定員数や開催時期等を絶えず見直し、工夫していくことが必要である。



※受講者数は、民生委員・児童委員研修の受講者を除いた数。

(施設数: 県社会福祉課調べ)

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

（1）階層別研修の拡充

福祉施設の職員がそれぞれに応じたスキルアップを図れるよう、効果的な研修の実施と受講を促し、福祉サービスの質の向上に向けて知識・経験を兼ね備えた職員の育成と定着を図る。

- ① 職員それぞれの階層や能力に合わせた実務・知識の両輪でステップアップできる研修体系の確立
 - ア 福祉経験の浅い職員に対する研修
新規採用や中途採用職員には、職務遂行のための基礎的研修を実施し、福祉職員としての能力の底上げを図る。
 - イ 若手職員に対する研修
モチベーション向上やストレスマネジメントに係る研修を充実し、早期離職の防止に努める。
 - ウ 中核的職員（キーパーソン）に対する研修
チームリーダーとしてのスキル養成研修の充実により、多様な人材で構成される職員に対するチームビルディング力やファシリテーション力の向上を図る。
また、職員のワークエンゲイジメント（仕事に関するポジティブで充実した心理状況）の向上を図る。
 - エ 福祉未経験者に対する研修
福祉に初めて携わる中途採用職員を対象を絞った研修を実施し、福祉職員としてのキャリア形成を促進する。
 - オ ケアマネジャーに対する研修
地域包括ケアシステムの推進にあたり重要な役割を果たせるよう、質の高い介護支援専門員研修を実施する。
 - カ 専門分野に特化した研修
更なる知識向上に加えて資格取得等を促し、専門職としてのスキル向上とプライド醸成を促す。
 - 新**キ 将来のキャリア形成の支援に向けた階層別の受講モデルの提示
 - ク 施設間の連携促進
経験年数や職位が近い職員同士の交流の場を地域ごとに設定し、種別・職種・施設間の垣根を越えたつながり作りを目指す。
 - ケ 研修内容等の情報共有
研修内容や実施時期が重なることのないよう、各種別協議会（※）と情報を共有し、各施設が職員を研修に送り出しやすい環境をつくる。

（※）種別協議会

高齢者福祉施設、障害者施設、保育施設など、施設の種別ごとに協議会等を組織し、施設の社会化、福祉サービスの質の向上、職員のスキルアップをめざし、各種研修会、催し、機関紙の発行などを行っている。

(2) 施設（管理者）の価値を高め、定着を促す支援の充実

各施設の職員が安心して生き生きと仕事ができる職場環境を整えるため、施設（管理者）に対して、適切な人事考課制度の導入や、介護ロボット等のICT活用を踏まえた勤務条件の改善、生産性向上等についての支援を充実させる。

① 施設的环境整備の支援

ア 管理職やリーダー職員に対する研修

人材育成のほか人事考課等をはじめとする業務改善に係る研修を充実することで、職場環境の改善を促す。

イ キャリアパスの構築支援

職場内研修の促進などをはじめとして、施設内でのキャリアアップの仕組みづくりについて施設ごとの支援を行う。

新ウ 研修講師の紹介・派遣

複数の小規模施設を対象に、地域ごとに講師を紹介・派遣して研修受講機会を増やす。それにより、法人間の連携した人材確保や育成を可能にする。

新エ 生産性向上を図るための研修

業務の切り分けや、介護ロボットに代表されるような最新のICT活用に係る研修を実施し、施設の生産性向上を図るための支援を行う。

指標

アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
福祉施設対象研修参加者数	12,571人	年13,000人程度の参加者を確保する。	5年間で65,000人
福祉施設対象研修満足度平均	92.8%	全研修の満足度平均90%以上を確保する。	90%以上

Ⅲ 社会福祉法人をはじめとする幅広い組織との協働による事業展開

- 1 広域的な取組の推進
- 2 法人・施設の活動支援
- 3 災害時対応の強化

現状と課題（Ⅲ-1、2、3共通）

（1）社会福祉法人の福祉課題等への取り組み

【現状】

○福祉施設・事業を運営する社会福祉法人は、制度内の福祉サービスの提供により、多くの人々を支えるという社会的な役割を果たしてきた。一方で、制度外の活動の実施にあたっては、社会福祉法人としての専門性を有効に発揮し、多様な地域ニーズに応える取組み・活動の積極展開が求められている。

【課題】

○社会福祉法人は、制度内の福祉サービスの実施に集中せざるを得ず、多様な福祉課題・生活課題や要援助者の様々なニーズに対応するという動きが取りづらい状況がある。

（2）社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

社会福祉法の改正により、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務化された。しかし、社会福祉法人全体としてみると、いまだ取組み自体への認識が浅く、現況報告書への記載等による社会への公表の意識も弱い。このままではイコールフットィング（※）の議論が再燃することも危惧される。

（※）イコールフットィング

同じ福祉サービスを提供しているにもかかわらず、社会福祉法人に対しては施設整備補助金が出る、また法人税が非課税であるという特別な対策があることに対し、民間事業者から平等な事業参入を求めるもの。

県域での動き

【現状】

○県社協においては、県域で埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（以下、推進協）を平成26年6月に立ち上げ、彩の国あんしんセーフティネット事業（以下、セーフティネット事業）をはじめ就労支援や衣類バンクを実施している。

○しかし、推進協への加入法人割合は、25.9%に留まっており、法改正以降大きく伸びていない。

○セーフティネット事業は、対象者や支援内容を限定せず、相談者に寄り添い個別のニーズに対応し、制度の狭間で困窮している方の自立を支援してきた。国や県の制度ではなく各会員施設の第2種社会福祉事業として事業を行っていることから、会員法人・協力施設によって多少、支援内容が異なることもあり、つなぎ役の関係機関からは利用の可否や支援内容について、分かりにくいという意見をいただくこともある。

【課題】

○組織強化のために、推進協会加入率を上げていくことが必要である。
 更にセーフティネット事業のより一層の発展のため、課題整理を行い、改善策の検討を行っていくことも必要である。

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会会員施設・法人数（令和2年3月末現在）

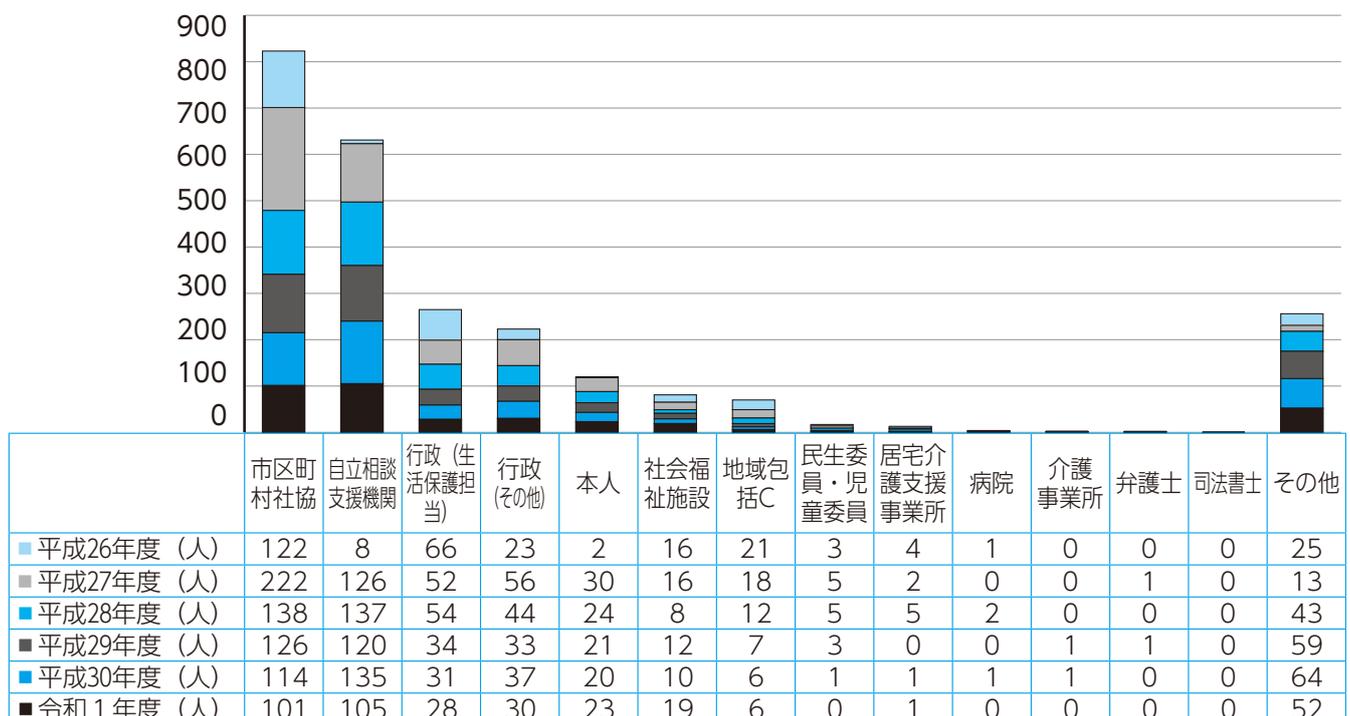
老人福祉施設	138
障害者福祉施設	43
その他（保育、児童、母子、救護）	52
市町村社協	60
合計	293

※参加法人数 215法人（県内社会福祉法人の加入率 25.8%）

彩の国あんしんセーフティネット事業の実績（事業の開始から令和2年3月末までの累計）

相談件数	2,394件
現物給付	4,950万円
就労支援受入数	94件
衣類支援点数	1,416点

主な紹介経路（重複カウント）（令和2年3月末現在）



市町村域での動き

【現状】

- この3年間で、埼玉県社会福祉法人経営者協議会（以下、経営協）及び市町村社協と連携し、平成29年度に「埼玉県内の社会福祉法人による『地域における公益的な取組』に関する調査」を実施した。また、平成30年度には「市町村域での地域における公益的な取組のすすめ」を作成した。令和元年度は県内3地域でモデル事業を展開してきた。

【課題】

- 市町村社協によっては、人員体制に余裕がなく、各地域内の社会福祉法人との連携の要としての動きが取りづらい状況がある。

法人単位での動き

【現状】

- 1施設のみを運営している法人や小規模な法人にとっては、職員不足、多忙等の理由により、地域における公益的な取組に積極的に取り組めていない状況がある。
- 施設利用者へのサービス提供だけで公益的な取組としては十分であるという思いが強いなど、いまだ認識が浅い法人も多い。
そのため、各種別協議会においては、調査や研修などあらゆる場面において、好事例などの情報提供や公益的取組みの意義を伝えてきた。

【課題】

- 社会福祉法人の存在意義や公益性の高さを広く発信するため、まずは経営協会員法人の「地域における公益的な取組」の100%実施を目指しており、現在88.5%（R2.1.8現在）である。経営協未加入法人を含め、県内法人全体への広がりには十分ではない。
- さらに、昨今の人材採用の不振により公益的な取組みを行える担当者の確保が困難であったり、そもそも何から始めればよいのか分からないなど、取組み自体への戸惑いがあるという実情に対し、取組みへの理解を進める必要性がある。

(3) 種別協議会との連携（事務局受託）（※）

【現状】

- 各種別協議会は、県社協内に発足した分科会や部会から始まり、長い歳月を共に歩んで来た。現在では、各協議会が自主的に運営され、各種別の課題に向き合っている。この間、独立する協議会も出てきたが、それらを含め共に埼玉の福祉の向上に取り組んでいる。
- また、種別協議会に参加することで、業界として取り組むべき課題や利用者支援に際し踏まえなければならないこと、施設・事業所や法人運営等で留意すべき点などの共通理解ができるといったメリットがあるため、業界全体の質の向上を図ることができている。

（※）種別協議会の事務局受託

県社協では次頁の種別協議会の事務局を担っており、活動の支援を行っている。

【課題】

○現在の各種別協議会の共通の課題として、人材確保・定着、指導監査時のローカルルール（地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制）の撤廃、災害時の利用者支援や復旧作業などの応援体制の整備、被災した場合の事業継続のあり方等が挙げられる。これらの課題に対しては、引き続き全体で取り組んでいく必要がある。一方で、種別協議会に加入していない施設、法人も一定数ある。業界団体として一丸となり、業界独自の課題やガバナンスの強化等に取り組んでいかないと、不祥事の防止や業界へのネガティブイメージの払拭には、いつまでも至らない。

県社協が事務局を受託している種別協議会 ※1

No.	種別名（略称）	会員数	組織率	
1	埼玉県救護施設協議会（埼救協）	2	100%	
2	埼玉県乳児施設協議会（乳施協）	6	100%	
3	埼玉県児童福祉施設協議会（埼児協）	24	100%	
4	埼玉県保育協議会（保協）	801	63.1%	
5	埼玉県母子生活支援施設協議会（埼母協）	5	100%	
6	埼玉県発達障害福祉協会（発障協）	289	75.9%	※2
7	埼玉県社会福祉法人経営者協議会（経営協）	246	32.2%	
参考	埼玉県老人福祉施設協議会（老施協）	724	71.6%	※3

※1 他に職能団体である保育士会の事務局も受託している。

※2 発障協は、各サービス単位で加入できるため、入所事業の施設の加入率を算出。

※3 埼玉県老人福祉施設協議会は法人化し、平成29年度に独立したため参考として記載した。

(4) 社会福祉施設経営指導事業の実施

【現状】

○法人運営や経営の改善、課題解決を図るとともに、社会福祉法人制度改革に適切に対応できるよう、相談事業を実施してきた。なお、本事業は、県補助金の他、経営協と市町村社協連絡会から財政補助を受け、実施している。

【課題】

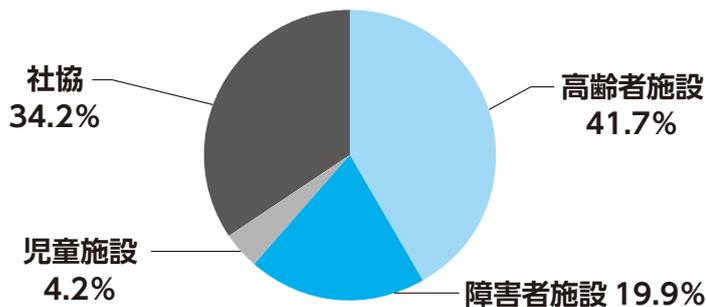
○現在の傾向として、相談が入る施設の偏りや相談の複雑化が挙げられる。内容も会計処理や職員の処遇、利用者の親族への対応など多岐にわたっており、相談員も幅広いニーズへの対応が求められている。

○また、市町村社協や施設の現場では、限られた人員体制による職員配置により、必ずしも専門知識を有する職員が会計事務を行っているわけではないため、会計処理や決算業務に苦勞する状況も見られる。その結果、民間の研究機関（シンクタンク）などから、決算書類の記載誤りなどが指摘されるケースもある。

経営指導事業実績

分類	H30
法人運営	34
施設経営	63
職員処遇	23
会計・税務	185
その他	31
計	336

相談件数における種別割合



(5) 災害への対応

【現状】

- 令和元年度は、各地で台風による甚大な被害が発生した。県社協においても台風15号の際に千葉県君津市へ職員派遣するとともに、台風19号では埼玉県内での被災者支援のための災害ボランティアセンターを設置した。
- 特に、県内の被災に対しては、各市町村社協が設置した災害ボランティアセンターの運営支援を行うとともに、県内で初めて災害派遣福祉チーム (DWAT) を派遣し、被災した法人の利用者の支援を行った。
- これらの対応については、市町村社協や種別協議会との関係を生かし、被災地域からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる支援 (プッシュ型支援) を行った。今回が初めての活動となったDWATについては、被災した法人の利用者が自閉症のある方であったため、発障協所属のチーム員が中心となり、経営協や (一社) 埼玉県セルフセンター協議会など、他の種別や団体の協力を仰ぎ、支援を行ってきた。

【課題】

- 今後も、速やかに柔軟にDWATの派遣が可能となるよう、県担当課との調整が求められる。また、今回のように、障害分野の施設が被災した場合等を想定し、支援チームの登録者については、障害や児童施設など、人数が少ない分野の登録者を増やすことも必要である。

災害派遣福祉チーム員登録者の状況

先遣チーム 24人	
1 所属別	
・ 埼玉県福祉部職員	22人
・ 埼玉県社会福祉事業団職員	2人
※今後、民間の活動経験者等からも希望者を登録する。	
2 男女別	
・ 男性	20人
・ 女性	4人
3 資格別	
・ 社会福祉士	9人
・ 介護福祉士	3人
・ 看護師	2人
※複数資格保有者あり	

支援チーム 382人			
1 所属別			
・ 高齢者施設	141人		
・ 障害者施設	144人		
・ 児童施設	40人		
※職能団体所属者は未カウント			
2 男女別			
・ 男性	271人		
・ 女性	111人		
3 資格別 ※複数資格保有者あり			
・ 介護福祉士	167人	・ 社会福祉士	67人
・ 介護支援専門員	48人	・ 保育士	43人
・ 相談支援専門員	21人	・ 精神保健福祉士	16人
・ 看護師・准看護師	11人	・ 臨床心理士	3人
・ 幼稚園教諭	6人	・ 理学療法士	1人
・ 作業療法士	3人	・ 管理栄養士	1人
・ 児童指導員	5人		

(6) 災害時の各施設の利用者避難の状況（避難確保計画及び非常災害対策計画）

【現状】

○台風19号に伴う河川の氾濫は「災害弱者」である高齢者、障害者が暮らす福祉施設も直撃し、14都県で少なくとも385か所の施設が浸水などの被害に見舞われた。入所者を上階に移すなどして人的被害を免れた一方、避難確保計画（※）作成の遅れも判明し、施設外避難の在り方についても課題を残した。

（※）避難確保計画

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等のうち市町村地域防災計画に名称と所在地が定められた施設に対しては、避難確保計画の策定と避難訓練の実施が義務付けられている。

○また、平成28年台風10号による災害発生を受け、厚生労働省から社会福祉施設における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について留意すべき事項をまとめた通知が発出された。埼玉県でも、この通知をもとに平成29年6月に「社会福祉施設等における非常災害対策計画（※）の策定の手引」を改訂し、取組みを進めている。

○県では、市町村地域防災計画に位置づけのない要配慮者利用施設においても、非常災害対策計画を充実するよう努めることを周知しており、前述の避難確保計画は、この非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成可能ともなっている。

（※）非常災害対策計画

災害発生時における職員の役割分担や基本行動等についてあらかじめ定めておくもの。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう準備を進めることとしている。

【課題】

○避難確保計画を作成済みなのは、全国では35.7%、埼玉県は40.6%に留まっている。

○台風19号では、施設で命を落としたケースは確認されていないが、計画がないまま浸水した施設も多く、対策が急務である。

「要配慮者利用施設」避難計画の作成率（台風19号で被災した14都県の状況）

No.	都県名	作成率
1	静岡	78.0%
2	岩手	63.3%
3	群馬	57.2%
	栃木	57.2%
5	新潟	56.0%
6	宮城	52.8%
7	山梨	43.3%
8	千葉	42.4%
9	埼玉	40.6%
10	神奈川	40.1%
11	長野	33.9%
12	茨城	31.7%
13	福島	28.3%
14	東京	23.9%
	14都県平均	45.6%
	全国平均	35.7%

資料：国土交通省「市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況（平成31年3月31日現在）」

Ⅲ-1 広域的な取組の推進

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

既存の社会福祉制度では対応できない、いわゆる“制度の狭間”で困窮していたり、様々な生きづらさを抱え孤立している方が、地域で安心して暮らせるように、社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進したり、NPOや企業等と協働し新たな事業展開を行うなど、まさにオール埼玉で福祉課題等に対応していく。

また、各地域だけでは解決できない課題について、県社協の強みである広域的な事業展開を行うことで解決を図っていく。

（1）地域における公益的な取組を中心とした展開の促進

福祉課題が多様化・複雑化する中、より地域のニーズに的確に対応するため、「県域」、「市町村域（身近な地域、それぞれ課題を抱えた区域）」、「各法人」の3層での取組を促進することで、重層的な支援を展開する。

また、SDGsの17の目標も念頭に、公益的な取組を通じて社会に貢献していく。

① 県域での展開（推進協）

ア 新たな展開と会員の拡大

会員施設においては、高齢者分野の比率が高いため、保育分野が立ち上げた衣類バンクのように様々な分野の施設が加入できるよう、新たな事業展開を運営委員会にて協議し、会員の裾野を広げていく。

イ セーフティネット事業の新たな展開の検討

平成30年度に立ち上げた「あり方検討会議」や運営委員会、幹事会において、事業の抱えている課題の整理や新たな展開方策等を検討し、事業の強化を図る。

② 市町村域での展開

ア 施設連絡会（社協・施設の協働の場づくり）の設置促進

令和元年度にモデル実施した3地域の活動内容等を元に、他の市町村でも市町村社協を中心とした施設連絡会等の新たな設置やネットワークづくりを推進し、市町村域の福祉・生活課題解決に向けた取組を進めていく。

イ 市町村社協を中心とした連携の構築

市町村社協は、地域の様々な課題を把握しているとともに、民生委員・児童委員や自治会長など多くの地域活動者とのつながりがあるため、地域の連携の要となるよう個別に支援を行う。

ウ 地域の居場所づくりへの支援

市町村社協が進める様々なニーズに対応した居場所づくりに対し、施設と市町村社協が協働することで、施設の空きスペースや空き車両の活用、施設職員の専門性を活かした相談窓口の設置等、様々な活動の広がりが期待できる。施設連絡会の設置促進や、好事例を発信することで活動の充実を図る。

③ 各法人単位での取組み

ア 種別協議会との連携

種別協議会と連携して、県内の社会福祉法人の全てが何らかの地域における公益的な取組を行えるよう働きかけを行っていく。

イ 地域の困りごとに対する施設機能の活用

送迎用のバスを活用した買い物難民への対応や厨房を利用した給食サービスなど、施設の資源を活用し地域に還元できるよう、事例の収集や発信を行い、取組みを支援していく。

ウ 地域の居場所づくりにおける施設の活用

高齢者はもとより、貧困の連鎖解消のため、県や市町村が設置している学習支援事業など、地域で支援を必要とする様々な世代の方に向け、気軽に立ち寄ることができる居場所づくりとして施設を活用できるよう支援する。

併せて、施設が本来対象とする種別以外の方とも繋がっていけるよう支援していく。

エ 地域に開かれた施設づくりへの支援

園庭開放や食育講座、多世代交流サロン等、地域住民との交流行事を実施するとともに、地域で行われている各種イベント等への協力を引き続き行い、地域とのつながりが更に進むよう支援する。

(2) 課題を抱えている様々な圏域に応じた柔軟な取組み

セーフティネット事業をはじめとする様々な公益的な取組の他、災害への対応（Ⅲ-3）、虐待防止なども含めた権利擁護（Ⅰ-2）、人材確保（Ⅱ）などの大きな課題に対しては、地理的な特性や県の東西南北などの地域性なども考慮しながら、それぞれの課題に応じた支援を細やかに行う。

① 多様な担い手との連携

様々な課題に対し、当該圏域での支援が可能な団体や組織、活動者との連携に加え、企業の社会貢献活動（CSR）なども巻き込み、新たな事業展開を図る。

例：生活困窮者支援に係るフードバンク事業の活用

災害時における地元企業の復旧支援（ボランティア、物資の提供）

② 市町村社協を中心とした連携の構築

市町村内の様々な圏域（小学校区や地区社協単位など）で、市町村社協が連携の要となるよう個別に支援を行っていく。

③ 町村単位、地理的特性、地域性を考慮した支援

各種事業の実施に際し、市と町村部それぞれの状況に応じた支援を意識する。

特に、町村部や人口規模の小さい地域等においては、職員数が少ない、地域の社会資源が少ないといった様々な状況により、単独での事業展開が難しい場合は、県社協が間に入り複数の地域を繋ぐなど、県社協ならではの広域的な視点を持って直接的な支援を行っていく。

また、東京都に隣接する地域とその他の地域、県の東西南北といった広い地域での展開が必要な際は、県社協が中心となり課題に対応していく。

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をはじめとした地域の課題への取組みを行うためには、まずは各施設・社協の本来事業の充実・強化を図ることが重要であり、県社協として、個々の実情に合わせた支援を行っていく。

特に、人材確保・定着は、福祉業界全体の課題であり、各施設・社協の本来事業の充実・強化には、それらを担う人材が必要である。そのための一歩として、地域ニーズに対応した公益的な取組や施設の魅力をPRすることで、地域に根ざした社会福祉法人となり、職員の安定的な確保や定着といった付加価値を生み出すことが期待される。そして、地域に欠かせない、選ばれる法人となるよう、各法人・施設の多様な課題に対応した支援を個別に行っていく。

また、経営協を初めとする各種別協議会、推進協、埼玉縣市町村社協連絡会、社会福祉施設連絡会等の活動支援を通じて、直面する様々な課題に対応し、各施設・事業所、社協の組織基盤の強化を図る。

（１）人材確保、育成・定着の支援

多様な人材確保や魅力のPRなど、人材採用・定着に関する取組みや情報発信・広報力のアップを図る。

① 研修や調査の実施

県社協や各種別協議会で取り組んでいる合同での就職相談会や各種調査など、様々な取組みを支援する。

② 助成の実施

施設業務課にて実施している人材確保・定着応援事業の助成を通じて、人材採用・定着に関する取組みや情報発信・広報力のアップ等を支援していく。

（２）法人機能の強化支援

法人運営や経営の改善、課題解決を図るため、引き続き経営指導事業を通じて支援していく。

新① 法人間連携への対応

1施設のみを運営している法人や小規模な法人に対して、1施設単位ではきめ細かな対応が困難である職員採用や職場内研修等を複数施設・法人で行えるよう支援する。

また、それぞれの施設・法人が持つ専門性をつなぎ合わせ、1法人では解決できない課題や地域における公益的な取組等について、法人間連携で可能となるよう支援する。その他、厚生労働省が検討を進めている社会福祉連携推進法人（仮称※）の動き等も注視していく。

(※) 社会福祉連携推進法人

社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる制度。合併・譲渡によらずとも資金の融通が可能になる他、人材確保、災害支援、公益的取組み等での連携が期待される。

② 相談の着実な実施と新たなニーズへの対応

県や各種職能団体等と連携を強固にし、日々の経営指導事業における相談業務の更なるレベルアップを図り、専門相談も継続して行い、新たなニーズにも対応できる体制を整備する。

また、決算書類の記載間違いなどが危惧される場合は、研修や会計相談会を随時実施するなど、施設や社協の適切な会計処理を支援する。

(3) 各協議会、連絡会の活動支援

種別協議会に参加することで、業界として取り組むべき課題や利用者支援に際し、踏まえなければならないこと、施設・事業所や法人運営等で留意すべき点などを踏まえることができるといったメリットもあるため、非会員施設への参加を促していく。特に、業界全体のイメージアップも視野に入れ、多くの施設・事業所が各種別協議会に参加し、共に学びを深め、業界全体で取り組んでいる姿を県民に示せるよう組織率の向上を図っていく。

新① 新設法人へのアプローチ

新たに設立される法人等に対し、速やかに各協議会の役員等の協力を得て訪問を実施し、県社協会員をはじめ、種別協議会や推進協への入会を促す。

(4) 次世代リーダーの育成支援

各種別協議会の共通の課題である、5年後、10年後を見据えた次世代リーダーの育成を支援していく。

特に、県社協が行う施設との協働事業において、各種別協議会の青年部メンバーを中心に連携し、次代を担う人材の育成の支援や県社協職員との顔の見える関係づくりを進め、共に埼玉の福祉を担う関係性の構築を図る。

① 福祉人材センターとの協働

福祉人材センターが実施する施設長の学校やオープニングセミナーなどを通じて、各種別協議会の青年部メンバーを中心に協働していく。

② 研修センターとの協働

キャリアパス研修の講師などを、青年部メンバーを中心に依頼する。

Ⅲ-3 災害時対応の強化

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

令和元年台風19号の経験を生かし、今後も、速やかに柔軟な対応ができるよう、災害への備えを進めていく。

なお、平時における準備については、いざという時に備え5年間の計画とはせず、できる限り早期に整備をしていく。

（1）災害支援のための体制強化と基盤構築（平時における準備）

被災地域からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる支援を行うこと（プッシュ型支援）を視野に入れて体制や基盤を構築する。

① 各団体・組織との連携と組織の体制構築

いざ災害が起きても地域で支援する力が発揮できるよう、地域住民の主体性を大切にしながら、各団体・組織が連携を図りながら災害時に対応できる地域づくりを目指す。併せて、県社協における災害時の体制構築を進める。

ア 各地域で実施する研修・訓練等への対応

市町村社協を中心に実施する災害対応訓練や災害を風化させない取組み等にオブザーバーや講師として参加し、地域の取組みを促進する。

イ 他団体との連携

県災害ボランティア支援センターと災害ボランティア団体ネットワーク（青年会議所を含む）との具体的な連携や連絡調整方法、役割分担、必要な資機材の調達方法等を整理するため、各団体との会議や研修等を行っていく。

新ウ 組織内部の体制構築

災害時に組織的な対応ができるよう、全職員への研修の実施に加え、被災地での対応の経験の積み上げを行い、災害時に担当業務を越えた対応と事業継続が可能な体制を整備していく。

新エ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備

DWATの登録者の障害・児童分野の人数を増やし、あらゆる状況に対応できるよう準備しておく。

新② 情報収集体制の構築

プッシュ型の支援を意識し、県内の被災状況を円滑に確認する手段の構築を図るとともに、マニュアルの更新や相互の連絡体制の構築等を行う。

特に、令和元年の台風被害への対応の教訓を生かし、以下に取り組む。

ア 被災時に連絡がつくよう事前に市町村社協の緊急連絡先を把握しておく。

イ 被災時に災害の状況をやり取りする市町村社協及び種別協議会会員施設の担当者名を事前に把握しておく。

ウ 被災状況を確認するためのヒアリングシートを作成する。

新③ 各種別との連携やDWATを活用した支援体制の構築

災害ボランティアのみならず、種別協議会の相互応援協定やDWATの仕組みも活用し、様々な組織とのネットワークを生かした支援体制を構築する。

新④ 事業継続計画 (BCP) の促進

施設の事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPへの取り組みについて、種別協議会と連携し、対応の検討や計画作成を促進する。

新⑤ 避難確保計画及び非常災害対策計画策定の促進

県は、市町村地域防災計画に位置づけのない要配慮者利用施設においても、非常災害対策計画を充実するよう努めることを周知しており、避難確保計画は、この非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成可能ともなっている。

台風19号では、施設で命を落としたケースは確認されていないが、計画がないまま浸水した施設も多く、対策が急務であるため、両計画の整備について、種別協議会と連携し作成を促進する。

新⑥ 災害時備品等の把握

災害時に必要な備品について、市町村社協等が有する資機材等を確認し、被災地域で必要な資機材を貸し出したりできるよう、県社協の資機材と併せリスト化する。

また、県や市町村行政などが有する資機材の情報共有なども目指していく。

新⑦ 県内大学等との広域災害時の支援の仕組みづくり (I-1再掲)

県内で甚大な被害が生じ、災害ボランティアセンターが開設された場合に備え、県内の大学等との協定を締結しておくことで、平日でも多くのボランティアを確保し、継続的な支援からより早期の復興支援が期待できる。

(2) 迅速な被災地支援

令和元年台風19号による被災への対応を踏まえ、被災した地域の災害ボランティアセンターの立ち上げなどの支援を行う。

併せて、法人が被災した場合に各種別協議会の相互応援協定やDWAT等の仕組みを活用し、対応を支援する。

① 市町村社協の支援

被災した地域の市町村社協へ速やかに職員を派遣し状況把握を行う。併せて、災害ボランティアセンター立ち上げや運営支援を行う。

また、災害の規模が広範囲にわたる場合は、県と協議の上で「埼玉県災害ボランティア支援センター」を設置し、情報発信や他市町村社協の職員派遣調整等の後方支援を含めた取り組みを行う。

② 他の都道府県が被災した場合の支援

各地で甚大な被害が発生した場合に、関東ブロックにおける協定に基づき、被災地域の災害ボランティアセンターや資金の貸付対応の支援を行うため、職員を派遣するとともに県内市町村社協の職員派遣調整等を行う。

③ 被災施設への支援

各種別協議会の相互応援協定やDWAT等の仕組みも活用しつつ、社協の災害ボランティアセンターとの連携を促進し、利用者への支援や施設の復旧を支援していく。

指標（Ⅲ-1、2、3共通）

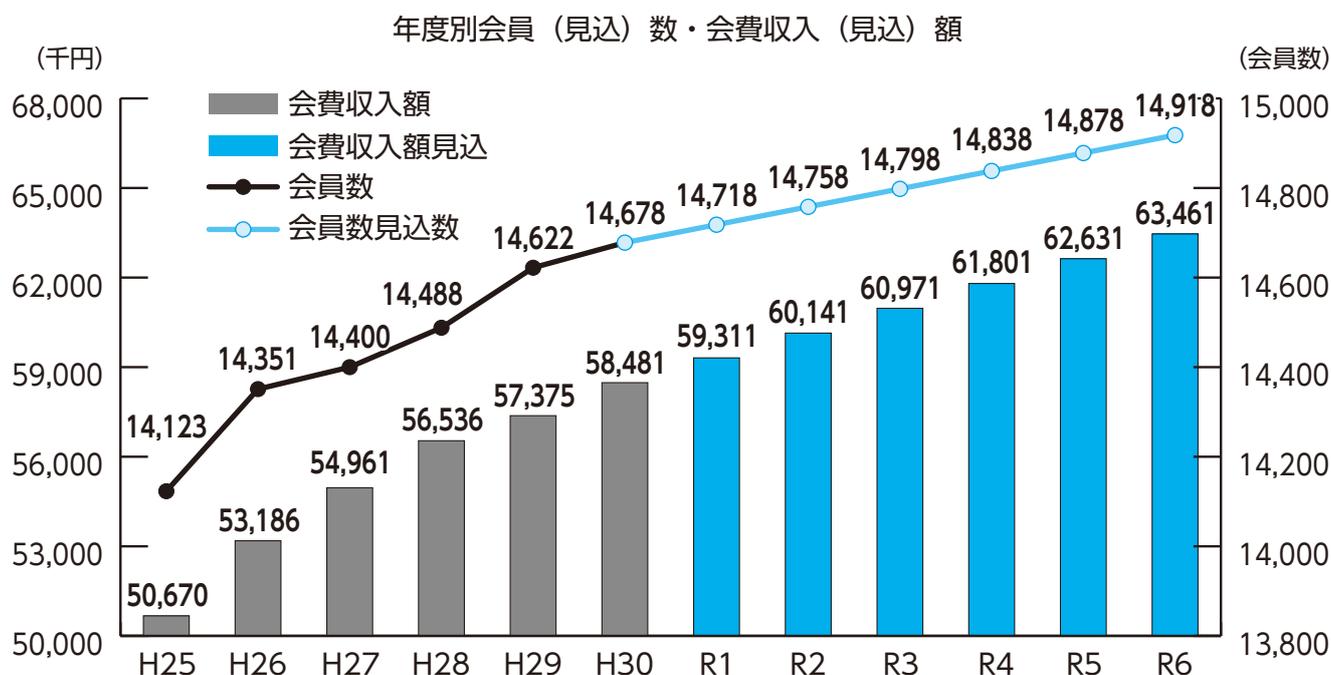
アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
(1)施設連絡会の立ち上げ (連絡会議も含む)	11か所	モデル事業等を通じて 立ち上げ支援	20か所以上
(2)推進協会員の加入率 アップ	25.1%	推進協で検討	30%
(3)DWAT障害・児童分野の 登録者数	122人	各種別への働きかけ	230人
(4)県内大学等との災害時 の協力(再掲)	—	県内大学等との協定締結	30校

Ⅳ 事業展開に向けた組織基盤の強化

現状と課題

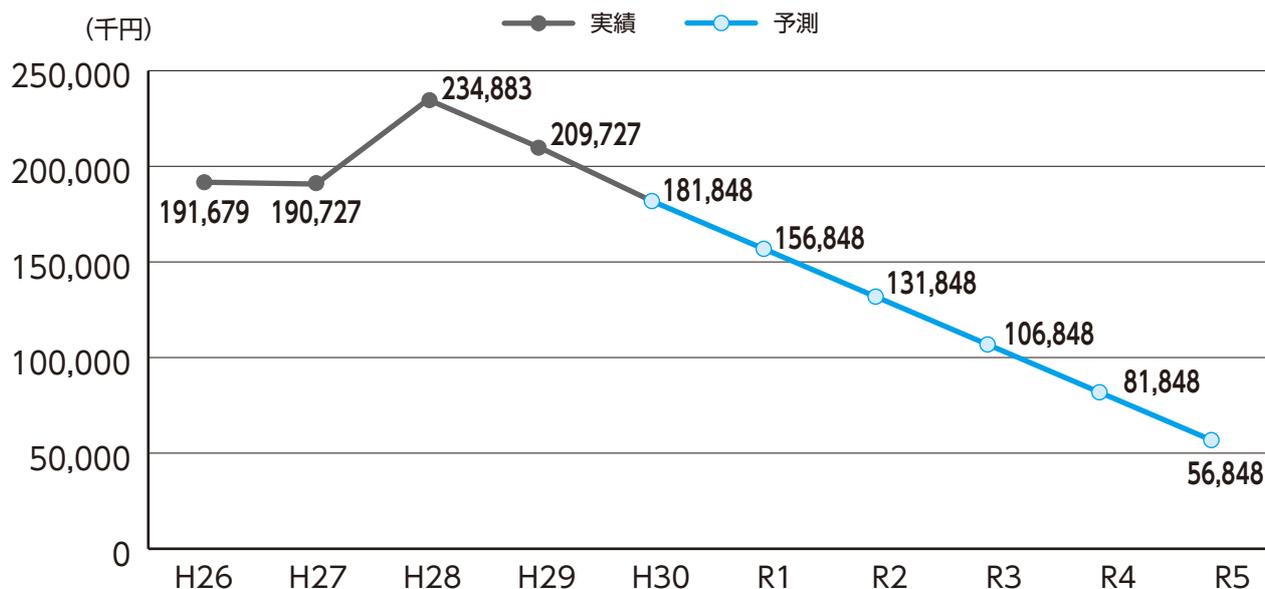
(1) 財政基盤

- 現在、県社協の県補助事業・委託事業が34件あるが、令和元年度当初予算ベースで10件の事業、総額1,400万円を法人運営事業から補てんしている。厳しい県の財政状況が続く中、今後も県からの補助金・委託金がさらに削減されることが予想される。
- 共同募金配分金も募金額の減少に伴い、県社協への配分額が減少している。
- こうした中、入会メリットのPRに努めて会員数を増やすほか、人気がある研修の回数を増やすなど、自主財源の確保に向けた方策に県社協全体で取り組んでいる。



- 一方、支出についても業務効率化やコスト削減の徹底により事業経費の削減に努めているが、事業拡大等の要因により、時間外手当を含む平成30年度の「職員諸手当支出」が前年度比569万円の増となっている。
- これらの要因により収支ギャップが生じており、次年度への繰越金である「当期末支払資金残高」が年々減少している。今後も繰越金の減少が続く見込みであることから、収支バランスを考慮した適正な事業運営が求められている。

社会福祉事業区分における当期末支払資金残高の推移



○このほか、埼玉県社会福祉総合センター(彩の国すこやかプラザ)の管理運営、福祉研修センター、福祉情報センター、介護すまいる館の4事業の今期の指定管理者としての期間が令和2年度末で終了するが、令和3年度以降の指定管理を獲得できない場合には、既存事業の財源を失うだけでなく、県社協の財政・組織の維持管理が難しくなる。

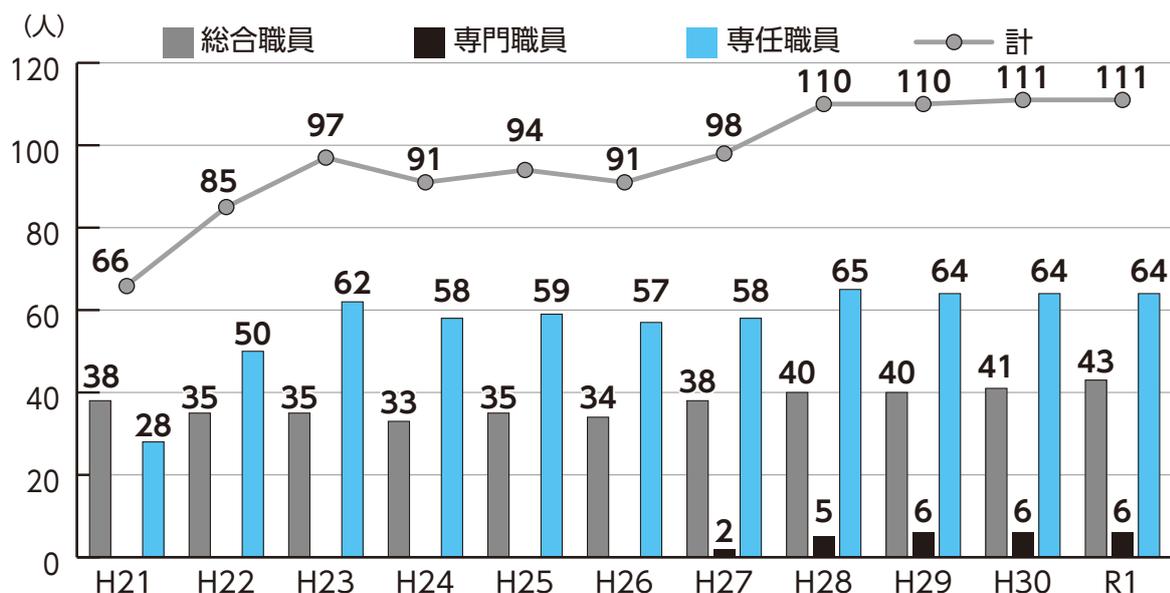
(2) 人材育成

- 平成31年4月時点の職員総数118人のうち、総合職員が47人(36.7%)であり、非常勤職員である専任職員の割合が高い。
- 県社協では臨時職員以外の全職員を対象に、業務で高業績をあげる具体的な行動(コンピテンシー※)を各職員が共有することで効果的なOJTを実施するとともに、自己の振り返りによるスキルアップを図る職員育成制度を平成28年度から実施し、職員の目標設定と成果確認の機会を創出している。
- 資格取得や自己啓発のための経費の一部を助成する「職員自己啓発援助制度」を設け、能力向上の意欲を持つ職員への支援を図っている。このほか、外部研修や県社協主催の研修に職員を積極的に参加させることにより、県社協職員として必要な知識を身に付け、職員としての専門性を高めている。
- 新規採用職員の育成についても、上司とは別に先輩職員をメンターとして配置することにより新規採用職員に対するスムーズなOJTを実施しており、その取組みにより先輩職員の指導力向上にも成果が表れている。
- 一方、OJTの効果は職員の指導能力に左右されることから、職員個人の能力向上への取組みをさらに充実させるなど、人材育成の強化を図ることが求められている。
- このほか、事業別の運営マニュアルである「業務標準」の統一的な運用がなされていない。今後は各事業で必要に応じて策定・改定を行うよう制度化することで、業務水準の均一化を図るとともに、OJTに活用することで職員育成の質を確保することが望ましい。

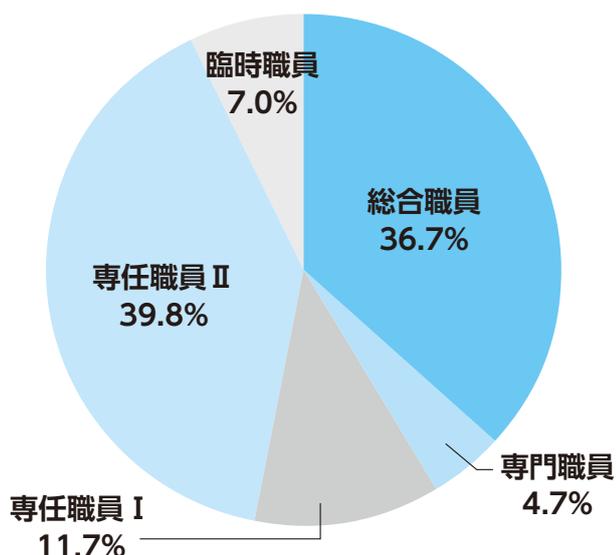
(※)コンピテンシー

高業績を上げる人に共通する行動特性を調査・抽出したもの。

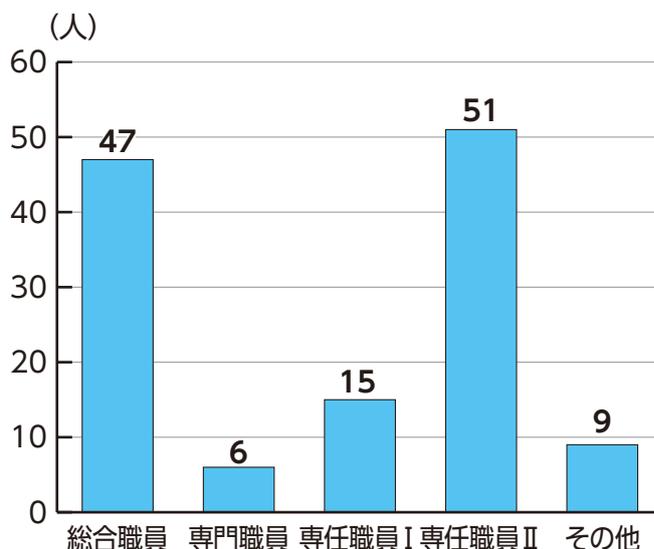
職員数推移



雇用形態別割合 (平成31年4月)



雇用形態別人数 (平成31年4月)



(3) 組織内連携

- スタートアップミーティング、社内ネットワークを活用した情報交換等、部署の垣根を超えた連携を目指しているが、依然として組織が縦割りとなっており、他部署との連携や情報共有に課題がある。
- 特に、部署横断的な事業実施を念頭に置いた事業計画の作成ができていないため、部署同士の連携を充分に行うことができていない。
- このほか、総合職員以外の職員（全体の63.3%）が原則として所属の異動が行われないため、他部署へ関心を持つ機会を持ってない要因となっているほか、新たな視点で業務改善に取り組みにくい環境となっている。

(4) 広報

- 平成31年4月に県社協のホームページをリニューアルし、スマートフォン対応やページの簡素化などに取り組み、アクセス数の増加につながっている。また、広報誌「SAI」やFacebook、事業・部署ごとの周知チラシ・パンフレット等、様々な媒体を活用して精力的に広報活動に取り組んでいる。
- 一方で、事業・部署ごとに広報活動に取り組んでいるため、統一かつ効果的な広報活動になっているとは言いがたい。今後は広報目的やターゲットを明確にするほか、部署間で連携を行い、より効果的な広報を行う必要がある。

5年後に向けた具体的なアクション（主な取組み）

(1) 収入増、支出減に向けた取組み

安定的な財源の確保を図るために、必要な予算を確保するとともに、自主財源の創出に向けた新たな取組みにチャレンジする。

① 県補助事業・委託事業

適正かつ効果的な事業を実施するために、適切な積算を行い必要な予算を確保した上で、補助事業・委託事業を受託する。

また、社会情勢の変化やニーズを捉えて、既存事業の見直しを図るとともに県に対して新規事業の積極的な提案を行っていく。

② 自主財源確保

会員数増加による会費収入の増、広告事業の拡充による広告料収入の増の他、基金等の資産の運用方法の見直しによる受取利息収入の増などを図り、自主財源確保に向けた取組みを進める。

併せて、研修教材の販売や物品販売の仲介など新たな自主財源確保に向けた取組みを進める。

③ 職員のコスト意識の見直し

県補助事業・委託事業、自主財源による事業に関わらず、適正な価格競争による業者比較や事業見直しなど、全職員が常にコスト意識を持ち、支出を抑えるための取組みを進める。

④ 次期指定管理獲得に向けた検討

令和3年度から5年間の次期指定管理の受託に向けて、これまでの指定管理4事業の実績を踏まえた利用目標や収支見込みなどの綿密な分析を行ったうえで、低コストで質の高いサービスを提案し、継続受託を実現する。

(2) 人材育成に向けた取組み

職員一人ひとりが大切な財産であることを主眼に、職場研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己研鑽（SDS）などによりこれからの人材育成を進めていく。

特に、災害対応や福祉人材確保などの福祉課題を熟知し、市町村社協や福祉施設などの現場から頼りにされる高度な専門性を身に付けた職員の育成を進める。

① 職場研修（OJT：On the Job Training）

業務標準を活用することで、指導者によって教え方のばらつきが極力生じないようにするとともに、業務標準を定期的に改定するなど運用ルールを定め、県社協全体で共有できる仕組みを構築して統一的な指導育成に役立てる。

また、職員育成制度を引き続き実施し、コンピテンシーの共有に基づく職員の人材育成に努めるほか、コンピテンシーモデルを活用し、各職員が年間の強化方針を定めるとともに、所属内で統一した目標を定める。

② 職場外研修（OFF-JT：Off The Job Training）

日常職務を離れて、県社協の担当部署が開催する専門研修や外部の研修機関が実施する研修を受講し、必要な専門的知識やスキルの習得を図る。特に、専任職員の外部研修受講を促進し、現場の理解や社協職員としてのスキルアップを図る。また、全職員に共通して必要な内容は、県社協内で研修を企画・実施し、統一的な資質向上に努める。

このほか、関係機関や福祉団体等との間の職員人事交流や派遣研修の実施に向けた検討を進める。

③ 自己研鑽

職場内外の自主的な自己啓発活動を職場で認知し、経済的・時間的な援助等を行う「職員自己啓発援助制度（SDS：Self Development System）」を積極的に活用する。

④ メンター制度

メンター制度による新入職員のサポートを引き続き実施するとともに、メンターとなる先輩職員同士が定期的に集まる場を設け、よりよいサポート方法等について共有するなど、職員の負担軽減を図る。

⑤ 働き方改革関連法に定められた年休取得・時間外勤務縮減の実施

法令で定められた年5日以上の年次有給休暇の取得を着実に履行するとともに、時間外勤務時間の縮減に努める。

新⑥ 資格手当支給の検討

社会福祉士など、県社協の職務と関連性が高い資格の取得を支援するとともに、資格取得者に対する手当の支給を検討する。

新⑦ SDGsを意識した組織運営

持続可能な社会の実現のために国連で定められたSDGsを意識した人材育成に取り組む。また、環境負荷が少ない商品を優先して選定するなど、県社協の業務においてもSDGsに取り組む。

⑧ 計画的な職員の採用

総合職員の採用を計画的に行うとともに、専任職員からの内部登用を検討するなど、年齢構成や雇用形態のバランスを考慮した職員の採用を進める。

(3) 組織内連携に向けた取組み

県社協として掲げる方針を意識して行動し、部署同士の連携、垣根を超えた情報の共有ができる職員の育成とそのための環境整備に取り組んでいく。

新① 事業計画の作成方法の見直し

年間の事業計画の策定に当たり、各課の職員で構成する作成委員会を新たに設置し、連携して実施すべき事業を整理・統合することなどにより、事業実施の効率化と県社協内の連携を図る。

新② 部署を超えたOJT

理事会・評議員会への主事・主任級の出席や、他部署事業への担当課以外の職員の参加など、部署の垣根を超えて業務理解を深める機会を作る。

新③ 雇用形態を問わない部署異動

雇用形態による異動の制限を緩和して能力や適性のある専門職員や専任職員の異動を実施することにより、職員の能力向上や経験の蓄積を図るとともに、組織の流動性を持たせることで新たな視点を取り入れ、業務改善を図りやすい環境を整える。

新④ 中期ビジョンプロジェクトチームの継承

職員全員が参加して検討を進めていた中期ビジョンのプロジェクトチームを引き続き運営して進捗状況を管理し、中期ビジョンに基づいた適切な法人運営を行っていく。

(4) 広報力アップに向けた取組み

効果的な情報発信を行うことにより、県社協に対する安心感・信頼感を得るとともに、県社協の協力者・理解者(会員、寄付者、担い手など)を増やす。

① 既存の広報ツール活用と新たな情報発信ツールの検討

県社協ホームページ、Facebookによる情報発信や県社協のマスコットキャラクター「シャキたまくん」の活用など、既存の取組みの拡充を図るとともに、時代の変化に伴う新たな情報発信ツールへの切り替えも随時検討する。

新② 広報に関する統一ルールの策定

現在ある広報ツールをより有効的に活用するために、運用に関する県社協の統一ルールを策定することで、効果的な広報活動へつなげていく。

新③ 職員の広報力向上

広報マインドなどの意識醸成をはじめ、ホームページ活用や原稿作成におけるスキルアップを目的に職員研修を実施する。

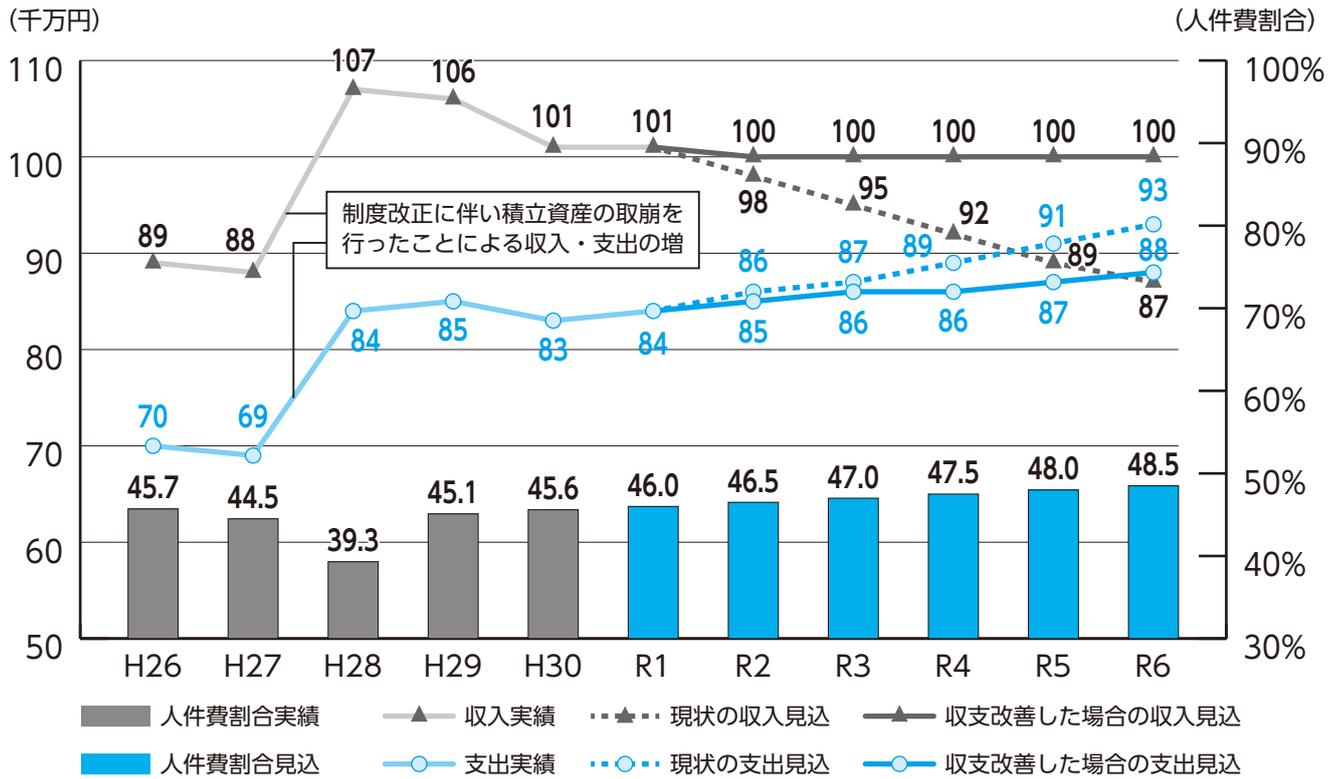
指標

テーマ	アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
(1)財政基盤	①会員総数	14,678件	5年間で250件増	14,900件以上
	②社会福祉事業(※)における収入	約10億円	5年後も現状の収入水準を維持	10億円
(2)人材育成	①外部研修への年間受講件数	71件	5年後に100件	100件
	②自己研鑽(SDS)利用率(利用者/職員数)	69%	5年間で5%増	75%
(3)組織内連携	①部署横断の事業計画作成委員会	新規	令和2年以降毎年開催	開催
	②県社協主催研修等への参加者数	延べ314人	5年間で5%増	延べ330人
(4)広報	①Facebook等のSNS更新件数	72件	5年後に100件	100件
	②HP閲覧数	355,132件	5年後も現状の水準を維持	355,000件以上

(※)社会福祉事業

県社協が実施する事業のうち、生活福祉資金などの貸付事業と、指定管理事業を除いた事業

社会福祉事業における収支（見込）・人件費割合（見込）



現状のまま収入額が減少し、支出額が増加していくと、数年後には支出超過となる可能性がある ⇒ 取組みを進めることにより、安定した財務状況の実現を目指す

第3章

参 考 资 料

中期ビジョンで設定した指標のまとめ

I-1 地域福祉の基盤強化

アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
生活支援サポーターの養成	13,693人	組織横断的に研修等の機会を通じて養成	40,000人
子どもの居場所づくり	230か所	モデル事業の成果普及各種助成事業での応援	800か所
県内大学等との災害時の協力	—	県内大学等との協定締結	30校

I-2 相談支援体制の強化

町村部における自立相談支援事業等の実施	年1,038件	年1,050件以上の新規相談を受付	5年間で 5,250件以上
生活福祉資金等貸付による支援の拡充	年425件	年450件以上の相談支援による貸付	5年間で 2,250件以上
彩の国あんしんセーフティネット事業相談支援の拡充	相談: 年390件 現物給付: 年321件	年400件以上の新規相談を受付、 年350件以上の現物給付を実施	5年間で 相談:年2,000件 現物:年1,750件
彩の国あんしんセーフティネット事業就労支援の拡充	年39件	年40件以上の新規支援を実施	5年間で 200件以上
衣類バンク事業の拡充	年63件	年120件以上の支援を実施	5年間で 600件以上
市町村社協法人後見事業の取組支援の推進	26社協	訪問支援を引き続き実施し、県、専門職団体と協働して推進	35社協以上
中核機関の市町村社協受託	1社協	法人後見実施社協に働きかけを強化し、行政に働きかける	10社協

II-1 人材確保の推進

採用者数	1,422人	年1,400人以上の採用者を確保	5年間で 7,000人
就職フェア、就職相談会の新規求職登録者数	482人	年500人以上の新規求職者を確保	5年間で 2,500人
60歳以上の新規登録者数	325人	年330人以上の60歳以上求職者を確保	5年間で 1,650人
介護の資格届出制度届出者数	305人	年300人以上の届出者を確保	5年間で 1,500人

アクション	平成30年度実績	令和2年度以降の方針	令和6年度
大学生・専門学校生の新規求職登録者数	524人	年500人以上の学生登録数を確保	5年間で 2,500人
介護の魅力PR隊の活動回数	132回	年120回以上の活動回数を確保する	5年間で 600回
介護人材確保のための貸付	142人	年150人以上の利用者を確保する	5年間で 750人
保育士確保のための貸付	382人	年550人以上の利用者を確保する	5年間で 2,750人

II-2 人材育成・定着の推進

福祉施設対象研修参加者数	12,571人	年13,000人程度の参加者を確保	65,000人
福祉施設対象研修満足度平均	92.8%	全研修の満足度平均90%以上を確保	90%以上

III 社会福祉法人をはじめとする幅広い組織との協働による事業展開

施設連絡会(連絡会議)立ち上げ	11か所	モデル事業を通じて立ち上げ支援	20か所以上
推進協会の加入率アップ	25.1%	推進協会で検討	30%
DWA T障害・児童分野の登録者数	122人	各種別への働きかけ	230人

IV 事業展開に向けた組織基盤の強化

会員総数	14,678件	5年間で250件増	14,900件以上
社会福祉事業における収入	約10億円	5年後も現状の水準を維持	10億円
外部研修への年間受講件数	71件	5年間で約100件	100件
自己研鑽(SDS)利用率(利用者/職員数)	69%	5年間で5%増	75%
部署横断の事業計画作成委員会	新規	令和2年以降毎年開催	開催
本会事業に関する研修等への参加者数	延べ314人	5年間で5%増	延べ330人
シャキたまくんFacebook更新件数	72件	5年間で約100件	100件
HP閲覧数	355,132件	5年後も現状の水準を維持	355,000件以上

データ集 (本ビジョンを策定する上で参考にした主な統計資料や調査結果)

総人口

順位	市町村	総人口(人)
	全 県	7,322,645
1	さいたま市	1,295,607
2	川口市	589,049
3	川越市	353,814
4	越谷市	343,770
5	所沢市	341,469
6	草加市	249,706
7	春日部市	230,495
8	上尾市	225,635
9	熊谷市	195,835
10	新座市	163,885
11	久喜市	151,628
12	狭山市	150,355
13	入間市	147,274
14	深谷市	142,489
15	戸田市	140,774
16	朝霞市	140,632
17	三郷市	140,471
18	鴻巣市	117,775
19	ふじみ野市	112,497
20	加須市	111,179
21	富士見市	109,332
22	坂戸市	101,595
23	東松山市	92,185
24	八潮市	91,285
25	和光市	82,861
26	飯能市	79,968
27	行田市	79,901
28	本庄市	77,316
29	志木市	74,991
30	蕨市	74,492
31	桶川市	74,351
32	吉川市	71,615
33	鶴ヶ島市	70,291
34	北本市	65,945
35	蓮田市	61,766
36	秩父市	61,133
37	日高市	55,648
38	羽生市	54,229
39	白岡市	52,168
40	幸手市	51,225
41	伊奈町	44,881
42	杉戸町	44,508
43	三芳町	38,667
44	毛呂山町	36,145
45	宮代町	34,325
46	寄居町	32,942
47	上里町	30,225
48	小川町	29,594
49	松伏町	29,373
50	川島町	20,063
51	滑川町	19,240
52	吉見町	18,727
53	嵐山町	18,147
54	鳩山町	13,793
55	神川町	13,406
56	小鹿野町	11,356
57	越生町	11,309
58	美里町	10,930
59	ときがわ町	10,902
60	皆野町	9,635
61	横瀬町	8,172
62	長瀬町	6,987
63	東秩父村	2,682

平成30年10月1日現在
資料:県統計課「埼玉県推計人口」

人口密度

順位	市町村	人口密度(人/km)
	全 県	1,928.1
1	蕨市	14,577.7
2	川口市	9,508.5
3	草加市	9,093.4
4	志木市	8,286.3
5	戸田市	7,739.1
6	ふじみ野市	7,684.2
7	朝霞市	7,668.0
8	和光市	7,505.5
9	新座市	7,194.2
10	さいたま市	5,958.7
11	越谷市	5,706.7
12	富士見市	5,530.2
13	八潮市	5,065.8
14	上尾市	4,957.9
15	所沢市	4,735.4
16	三郷市	4,662.2
17	鶴ヶ島市	3,982.5
18	春日部市	3,492.3
19	北本市	3,327.2
20	入間市	3,295.5
21	川越市	3,242.1
22	狭山市	3,069.1
23	伊奈町	3,034.6
24	桶川市	2,933.0
25	三芳町	2,522.3
26	坂戸市	2,476.7
27	蓮田市	2,264.1
28	吉川市	2,262.0
29	宮代町	2,152.0
30	白岡市	2,093.4
31	久喜市	1,839.9
32	松伏町	1,813.1
33	鴻巣市	1,746.4
34	幸手市	1,509.7
35	杉戸町	1,482.1
36	東松山市	1,410.6
37	熊谷市	1,225.3
38	行田市	1,183.9
39	日高市	1,172.0
40	毛呂山町	1,060.9
41	上里町	1,035.8
42	深谷市	1,029.8
43	羽生市	924.8
44	本庄市	862.0
45	加須市	834.1
46	滑川町	648.2
47	嵐山町	606.5
48	鳩山町	536.1
49	寄居町	512.7
50	小川町	490.3
51	吉見町	484.7
52	川島町	481.9
53	飯能市	414.2
54	美里町	327.1
55	神川町	282.8
56	越生町	280.0
57	長瀬町	229.6
58	ときがわ町	195.0
59	横瀬町	165.6
60	皆野町	151.2
61	秩父市	105.8
62	東秩父村	72.4
63	小鹿野町	66.3

平成30年10月1日現在
資料:県統計課「埼玉県推計人口」

年少人口の割合

順位	市町村	割合(%)	人数(人)
	全 県	12.4	912,393
1	滑 川 町	16.3	3,101
2	伊 奈 町	15.2	6,803
3	戸 田 市	15.0	20,944
4	吉 川 市	14.8	10,779
5	和 光 市	13.8	11,401
6	朝 霞 市	13.8	19,259
7	志 木 市	13.3	10,129
8	ふ じ み 野 市	13.2	15,130
9	さ い た ま 市	13.2	171,968
10	新 座 市	13.2	21,781
11	越 谷 市	13.0	44,582
12	三 郷 市	13.0	18,399
13	富 士 見 市	12.9	14,318
14	三 芳 町	12.7	4,884
15	川 口 市	12.7	76,858
16	八 潮 市	12.7	11,520
17	川 越 市	12.6	44,350
18	白 岡 市	12.5	6,584
19	上 里 町	12.5	3,884
20	深 谷 市	12.4	17,803
21	坂 戸 市	12.3	12,436
22	草 加 市	12.3	30,529
23	上 尾 市	12.2	27,842
24	日 高 市	12.1	6,788
25	東 松 山 市	12.0	10,868
26	所 沢 市	12.0	41,266
27	鶴 ケ 島 市	11.9	8,365
28	桶 川 市	11.8	8,902
29	入 間 市	11.8	17,522
30	本 庄 市	11.8	9,241
31	鴻 巣 市	11.6	13,781
32	熊 谷 市	11.6	22,910
33	松 伏 町	11.6	3,421
34	加 須 市	11.5	13,036
35	蓮 田 市	11.4	7,066
36	秩 父 市	11.3	7,104
37	久 喜 市	11.3	17,320
38	羽 生 市	11.3	6,210
39	杉 戸 町	11.2	5,037
40	宮 代 町	11.1	3,793
41	美 里 町	11.1	1,245
42	春 日 部 市	11.0	25,834
43	横 瀬 町	10.9	910
44	行 田 市	10.9	8,887
45	神 川 町	10.9	1,493
46	蕨 市	10.8	8,152
47	狭 山 市	10.8	16,416
48	飯 能 市	10.8	8,601
49	北 本 市	10.5	7,015
50	皆 野 町	10.4	1,018
51	幸 手 市	10.3	5,274
52	寄 居 町	10.2	3,441
53	小 鹿 野 町	10.1	1,175
54	嵐 山 町	9.9	1,783
55	長 瀨 町	9.8	698
56	川 島 町	9.8	1,979
57	毛 呂 山 町	9.5	3,230
58	吉 見 町	8.7	1,666
59	越 生 町	8.6	1,007
60	と き が わ 町	8.3	933
61	小 川 町	8.3	2,491
62	鳩 山 町	7.5	1,039
63	東 秩 父 村	6.8	192

平成31年1月1日現在

資料:県統計課「埼玉県(丁)字別人口調査」

生産年齢人口の割合

順位	市町村	割合(%)	人数(人)
	全 県	61.8	4,555,562
1	戸 田 市	68.8	96,041
2	和 光 市	68.6	56,763
3	朝 霞 市	66.9	93,670
4	蕨 市	66.1	49,755
5	八 潮 市	64.6	58,677
6	川 口 市	64.5	389,674
7	さ い た ま 市	63.9	832,564
8	草 加 市	63.3	157,230
9	富 士 見 市	62.6	69,643
10	志 木 市	62.6	47,777
11	吉 川 市	62.2	45,343
12	越 谷 市	62.2	213,319
13	ふ じ み 野 市	61.8	70,674
14	新 座 市	61.5	101,740
15	所 沢 市	61.5	211,782
16	伊 奈 町	61.5	27,544
17	滑 川 町	61.5	11,704
18	上 里 町	61.3	19,101
19	川 越 市	61.1	215,732
20	上 尾 市	61.0	139,306
21	白 岡 市	60.8	31,911
22	三 郷 市	60.7	86,023
23	松 伏 町	60.7	17,913
24	鶴 ケ 島 市	60.6	42,478
25	本 庄 市	60.5	47,340
26	加 須 市	60.2	68,223
27	羽 生 市	60.2	33,155
28	熊 谷 市	60.1	118,884
29	入 間 市	60.0	89,044
30	東 松 山 市	59.9	54,117
31	鴻 巣 市	59.8	71,031
32	吉 見 町	59.6	11,419
33	深 谷 市	59.5	85,533
34	三 芳 町	59.5	22,800
35	桶 川 市	59.4	44,808
36	久 喜 市	59.4	91,230
37	神 川 町	59.2	8,109
38	春 日 部 市	59.0	138,377
39	坂 戸 市	59.0	59,678
40	行 田 市	58.8	47,907
41	飯 能 市	58.8	46,866
42	北 本 市	58.8	39,169
43	狭 山 市	58.6	88,918
44	寄 居 町	58.0	19,565
45	嵐 山 町	57.9	10,417
46	毛 呂 山 町	57.6	19,508
47	杉 戸 町	57.5	25,956
48	蓮 田 市	57.5	35,598
49	美 里 町	57.4	6,449
50	川 島 町	57.4	11,646
51	宮 代 町	57.1	19,476
52	越 生 町	57.1	6,649
53	幸 手 市	56.7	29,115
54	横 瀬 町	56.5	4,699
55	日 高 市	56.3	31,558
56	秩 父 市	56.3	35,388
57	と き が わ 町	55.4	6,209
58	小 川 町	55.3	16,648
59	長 瀨 町	53.8	3,842
60	小 鹿 野 町	53.6	6,263
61	皆 野 町	53.2	5,213
62	東 秩 父 村	52.5	1,482
63	鳩 山 町	50.0	6,909

平成31年1月1日現在

資料:県統計課「埼玉県(丁)字別人口調査」

老年人口の割合

順位	市町村	割合(%)	人数(人)
	全 県	25.9	1,909,244
1	鳩 山 町	42.5	5,874
2	東 秩 父 村	40.7	1,149
3	長 瀬 町	36.4	2,603
4	小 川 町	36.4	10,966
5	皆 野 町	36.4	3,561
6	小 鹿 野 町	36.3	4,247
7	と き が わ 町	36.3	4,075
8	越 生 町	34.2	3,988
9	幸 手 市	33.0	16,949
10	川 島 町	32.9	6,669
11	毛 呂 山 町	32.8	11,114
12	横 瀬 町	32.6	2,713
13	秩 父 市	32.4	20,403
14	嵐 山 町	32.2	5,790
15	宮 代 町	31.8	10,828
16	寄 居 町	31.8	10,705
17	吉 見 町	31.7	6,083
18	日 高 市	31.6	17,720
19	美 里 町	31.5	3,532
20	杉 戸 町	31.3	14,124
21	蓮 田 市	31.1	19,297
22	北 本 市	30.7	20,484
23	狭 山 市	30.5	46,327
24	飯 能 市	30.4	24,241
25	行 田 市	30.2	24,617
26	春 日 部 市	30.0	70,387
27	神 川 町	29.9	4,091
28	久 喜 市	29.4	45,159
29	桶 川 市	28.8	21,698
30	坂 戸 市	28.8	29,100
31	鴻 巣 市	28.6	33,933
32	羽 生 市	28.6	15,747
33	加 須 市	28.3	32,062
34	熊 谷 市	28.3	55,937
35	入 間 市	28.2	41,876
36	深 谷 市	28.1	40,339
37	東 松 山 市	28.0	25,305
38	松 伏 町	27.8	8,201
39	三 芳 町	27.8	10,640
40	本 庄 市	27.7	21,716
41	鶴 ヶ 島 市	27.5	19,301
42	上 尾 市	26.9	61,371
43	白 岡 市	26.7	14,002
44	所 沢 市	26.5	91,272
45	三 郷 市	26.3	37,358
46	川 越 市	26.3	93,033
47	上 里 町	26.2	8,153
48	新 座 市	25.3	41,821
49	ふ じ み 野 市	24.9	28,488
50	越 谷 市	24.8	85,044
51	富 士 見 市	24.5	27,206
52	草 加 市	24.4	60,729
53	志 木 市	24.1	18,397
54	伊 奈 町	23.3	10,442
55	蕨 市	23.1	17,354
56	吉 川 市	23.0	16,769
57	さ い た ま 市	22.9	297,724
58	八 潮 市	22.7	20,664
59	川 口 市	22.7	137,306
60	滑 川 町	22.2	4,233
61	朝 霞 市	19.3	27,075
62	和 光 市	17.7	14,621
63	戸 田 市	16.2	22,631

平成31年1月1日現在

資料:県統計課「埼玉県(丁)字別人口調査」

将来推計人口

順位	市町村	増減率(%)	2015年総人口(人)	2045年推計人口(人)
	全 県	△10.2	7,266,534	6,524,800
1	戸 田 市	15.8	136,150	157,599
2	吉 川 市	13.6	69,738	79,227
3	滑 川 町	6.9	18,212	19,476
4	朝 霞 市	5.0	136,299	143,157
5	ふ じ み 野 市	4.3	110,970	115,708
6	志 木 市	3.4	72,676	75,116
7	さ い た ま 市	1.7	1,263,979	1,285,867
8	伊 奈 町	1.7	44,442	45,179
9	川 口 市	1.6	578,112	587,179
10	三 郷 市	0.2	136,521	136,835
11	越 谷 市	△0.4	337,498	336,241
12	蕨 市	△1.7	72,260	71,047
13	新 座 市	△2.1	162,122	158,710
14	白 岡 市	△2.7	51,535	50,139
15	川 越 市	△3.3	350,745	339,197
16	和 光 市	△4.2	80,826	77,451
17	八 潮 市	△4.8	86,717	82,576
18	富 士 見 市	△7.3	108,102	100,231
19	上 尾 市	△11.1	225,196	200,265
20	草 加 市	△11.2	247,034	219,300
21	東 松 山 市	△11.4	91,437	81,029
22	三 芳 町	△13.0	38,456	33,467
23	所 沢 市	△14.2	340,386	292,000
24	深 谷 市	△17.6	143,811	118,551
25	鶴 ヶ 島 市	△17.7	70,255	57,806
26	桶 川 市	△19.0	73,936	59,892
27	坂 戸 市	△19.0	101,679	82,316
28	蓮 田 市	△20.0	62,380	49,926
29	本 庄 市	△20.4	77,881	61,994
30	鴻 巣 市	△21.6	118,072	92,619
31	上 里 町	△22.8	30,565	23,610
32	久 喜 市	△23.0	152,311	117,316
33	入 間 市	△23.4	148,390	113,627
34	宮 代 町	△23.8	33,705	25,684
35	熊 谷 市	△24.5	198,742	150,068
36	日 高 市	△25.3	56,520	42,217
37	狭 山 市	△25.6	152,405	113,445
38	春 日 部 市	△25.8	232,709	172,578
39	羽 生 市	△26.0	54,874	40,593
40	加 須 市	△29.0	112,229	79,642
41	北 本 市	△29.5	67,409	47,518
42	松 伏 町	△30.7	30,061	20,832
43	美 里 町	△30.7	11,207	7,766
44	飯 能 市	△30.7	80,715	55,900
45	杉 戸 町	△31.6	45,495	31,097
46	嵐 山 町	△33.3	18,341	12,237
47	幸 手 市	△33.4	52,524	34,987
48	秩 父 市	△35.4	63,555	41,073
49	行 田 市	△36.2	82,113	52,349
50	寄 居 町	△37.5	34,081	21,313
51	毛 呂 山 町	△40.2	37,275	22,276
52	横 瀬 町	△41.8	8,519	4,957
53	川 島 町	△42.3	20,788	11,996
54	小 川 町	△42.7	31,178	17,864
55	神 川 町	△43.3	13,730	7,779
56	長 瀬 町	△46.0	7,324	3,953
57	越 生 町	△46.5	11,716	6,269
58	吉 見 町	△47.0	19,631	10,404
59	皆 野 町	△47.5	10,133	5,324
60	鳩 山 町	△48.0	14,338	7,461
61	と き が わ 町	△49.5	11,492	5,798
62	小 鹿 野 町	△54.7	12,117	5,488
63	東 秩 父 村	△56.1	2,915	1,279

平成30年3月推計

資料:国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

1世帯当たり人員

順位	市町村	1世帯当たり人員(人)
	全 県	2.4
1	美里町	3.0
2	吉見町	2.8
3	川島町	2.8
4	東秩父村	2.8
5	松伏町	2.8
6	小鹿野町	2.7
7	長瀬町	2.7
8	横瀬町	2.7
9	加須市	2.7
10	ときがわ町	2.7
11	皆野町	2.7
12	吉川市	2.7
13	上里町	2.7
14	白岡市	2.6
15	深谷市	2.6
16	神川町	2.6
17	羽生市	2.6
18	伊奈町	2.6
19	滑川町	2.6
20	行田市	2.6
21	鳩山町	2.6
22	秩父市	2.6
23	杉戸町	2.6
24	三芳町	2.6
25	寄居町	2.6
26	鴻巣市	2.6
27	越生町	2.6
28	小川町	2.6
29	久喜市	2.6
30	桶川市	2.5
31	日高市	2.5
32	嵐山町	2.5
33	熊谷市	2.5
34	幸手市	2.5
35	蓮田市	2.5
36	入間市	2.5
37	北本市	2.5
38	飯能市	2.5
39	越谷市	2.4
40	本庄市	2.4
41	三郷市	2.4
42	上尾市	2.4
43	春日部市	2.4
44	宮代町	2.4
45	鶴ヶ島市	2.4
46	東松山市	2.4
47	狭山市	2.4
48	ふじみ野市	2.4
49	新座市	2.4
50	八潮市	2.4
51	川越市	2.4
52	志木市	2.3
53	坂戸市	2.3
54	さいたま市	2.3
55	川口市	2.3
56	草加市	2.3
57	所沢市	2.3
58	富士見市	2.3
59	戸田市	2.3
60	朝霞市	2.3
61	毛呂山町	2.2
62	和光市	2.2
63	蕨市	2.1

平成27年10月1日現在
資料:総務省統計局「平成27年国勢調査」

高齢単身世帯の割合

順位	市町村	割合(%)	高齢単身世帯数
	全 県	9.3	275,777
1	皆野町	13.6	496
2	小鹿野町	13.3	576
3	長瀬町	13.2	348
4	秩父市	12.9	3,104
5	東秩父村	12.5	128
6	越生町	11.7	527
7	本庄市	11.3	3,489
8	小川町	11.2	1,346
9	寄居町	11.0	1,424
10	幸手市	11.0	2,264
11	蕨市	10.9	3,707
12	ふじみ野市	10.6	4,857
13	横瀬町	10.6	324
14	飯能市	10.5	3,319
15	北本市	10.3	2,765
16	日高市	10.2	2,263
17	ときがわ町	10.2	427
18	春日部市	10.2	9,596
19	三郷市	10.2	5,610
20	狭山市	10.1	6,244
21	嵐山町	10.0	696
22	毛呂山町	10.0	1,554
23	鳩山町	10.0	530
24	坂戸市	10.0	4,279
25	富士見市	9.9	4,677
26	行田市	9.9	3,065
27	神川町	9.8	490
28	新座市	9.8	6,553
29	熊谷市	9.7	7,462
30	上尾市	9.6	8,748
31	入間市	9.5	5,586
32	三芳町	9.4	1,342
33	東松山市	9.4	3,482
34	桶川市	9.4	2,683
35	羽生市	9.3	1,897
36	宮代町	9.3	1,279
37	川越市	9.2	13,464
38	さいたま市	9.2	49,225
39	川口市	9.2	22,513
40	鴻巣市	9.2	4,119
41	蓮田市	9.1	2,235
42	杉戸町	9.1	1,571
43	久喜市	9.1	5,347
44	所沢市	9.0	13,179
45	志木市	9.0	2,742
46	越谷市	8.9	12,088
47	草加市	8.8	9,330
48	深谷市	8.8	4,697
49	川島町	8.5	616
50	美里町	8.3	300
51	加須市	8.3	3,411
52	朝霞市	8.3	4,920
53	上里町	8.3	925
54	松伏町	8.2	878
55	八潮市	8.0	2,853
56	吉見町	8.0	544
57	鶴ヶ島市	7.8	2,232
58	白岡市	7.6	1,466
59	滑川町	7.4	498
60	吉川市	7.2	1,838
61	戸田市	7.0	4,148
62	和光市	6.7	2,484
63	伊奈町	6.1	1,017

平成27年10月1日現在
資料:総務省統計局「平成27年国勢調査」

在留外国人数

順位	市町村	人数(人)	割合(%)
	全 県	167,245	2.3
1	川口市	33,608	5.7
2	さいたま市	23,358	1.8
3	川越市	7,779	2.2
4	戸田市	6,881	4.9
5	草加市	6,426	2.6
6	蕨市	6,212	8.4
7	越谷市	6,104	1.8
8	所沢市	5,181	1.5
9	三郷市	3,860	2.8
10	朝霞市	3,703	2.7
11	春日部市	3,676	1.6
12	上尾市	3,291	1.5
13	新座市	3,252	2.0
14	八潮市	3,198	3.6
15	熊谷市	3,117	1.6
16	深谷市	2,851	2.0
17	久喜市	2,718	1.8
18	坂戸市	2,652	2.6
19	ふじみ野市	2,519	2.2
20	和光市	2,451	3.0
21	狭山市	2,381	1.6
22	富士見市	2,304	2.1
23	本庄市	2,274	2.9
24	東松山市	2,141	2.3
25	入間市	1,936	1.3
26	加須市	1,854	1.7
27	志木市	1,788	2.4
28	鴻巣市	1,618	1.4
29	吉川市	1,509	2.1
30	行田市	1,425	1.8
31	羽生市	1,357	2.5
32	上里町	1,223	4.0
33	鶴ヶ島市	1,172	1.7
34	幸手市	998	1.9
35	飯能市	876	1.1
36	日高市	856	1.5
37	三芳町	717	1.9
38	桶川市	666	0.9
39	蓮田市	608	1.0
40	秩父市	545	0.9
41	杉戸町	515	1.2
42	毛呂山町	475	1.3
43	滑川町	462	2.4
44	寄居町	441	1.3
45	北本市	439	0.7
46	嵐山町	428	2.4
47	宮代町	416	1.2
48	白岡市	413	0.8
49	伊奈町	389	0.9
50	神川町	334	2.5
51	松伏町	322	1.1
52	川島町	308	1.5
53	小川町	245	0.8
54	越生町	174	1.5
55	吉見町	140	0.7
55	ときがわ町	140	1.3
57	鳩山町	114	0.8
58	美里町	111	1.0
59	小鹿野町	105	0.9
60	皆野町	70	0.7
61	横瀬町	60	0.7
62	長瀬町	48	0.7
63	東秩父村	11	0.4

平成29年12月末現在
資料:法務省「在留外国人統計」注)人口は「埼玉県推計人口」(平成30年1月1日現在)による。

昼夜間人口比率

順位	市町村	比率
	全 県	88.9
1	三 芳 町	117.2
2	美 里 町	104.9
3	川 島 町	103.1
4	本 庄 市	102.8
5	嵐 山 町	102.5
6	東 松 山 市	100.3
7	滑 川 町	98.9
8	伊 奈 町	98.9
9	熊 谷 市	97.9
10	羽 生 市	97.0
11	川 越 市	96.6
12	寄 居 町	96.3
13	八 潮 市	96.2
14	秩 父 市	96.0
15	鳩 山 町	95.6
16	日 高 市	95.4
17	狭 山 市	94.9
18	深 谷 市	94.1
19	小 鹿 野 町	93.5
20	さいたま市	93.0
21	毛 呂 山 町	92.8
22	加 須 市	92.6
23	坂 戸 市	92.4
24	神 川 町	91.6
25	皆 野 町	91.5
26	戸 田 市	91.3
27	久 喜 市	90.5
28	行 田 市	89.8
29	ときがわ町	89.8
30	飯 能 市	89.3
31	杉 戸 町	89.0
32	越 生 町	88.5
33	三 郷 市	88.4
34	吉 見 町	87.8
35	越 谷 市	87.3
36	和 光 市	87.3
37	入 間 市	86.5
38	幸 手 市	86.3
39	所 沢 市	86.1
40	長 瀨 町	86.0
41	新 座 市	85.7
42	上 里 町	84.7
43	桶 川 市	84.4
44	草 加 市	84.0
45	蕨 市	83.2
46	蓮 田 市	82.9
47	春 日 部 市	82.8
48	上 尾 市	82.7
49	横 瀬 町	82.7
50	朝 霞 市	82.6
51	ふじみ野市	82.4
52	小 川 町	82.1
53	宮 代 町	82.1
54	川 口 市	82.0
55	鶴ヶ島市	80.7
56	吉 川 市	80.1
57	北 本 市	80.1
58	鴻 巣 市	79.9
59	東 秩 父 村	79.5
60	志 木 市	79.1
61	松 伏 町	77.9
62	白 岡 市	77.3
63	富 士 見 市	74.0

平成27年10月1日現在
資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

出生率

順位	市町村	出生率 (人口千対)	出生数 (人)
	全 県	7.4	53,069
1	和 光 市	10.1	827
2	戸 田 市	9.7	1,356
3	滑 川 町	9.6	180
4	朝 霞 市	9.5	1,317
5	志 木 市	9.0	674
6	吉 川 市	8.8	622
7	八 潮 市	8.5	760
8	富 士 見 市	8.2	896
9	さいたま市	8.2	10,520
10	三 郷 市	8.2	1,135
11	越 谷 市	7.9	2,708
12	宮 代 町	7.8	267
13	横 瀬 町	7.7	64
14	川 口 市	7.7	4,482
15	ふじみ野市	7.6	850
16	白 岡 市	7.5	393
17	川 越 市	7.5	2,640
18	所 沢 市	7.4	2,511
19	新 座 市	7.3	1,200
20	深 谷 市	7.1	1,020
21	伊 奈 町	7.1	316
22	桶 川 市	7.0	519
23	蓮 田 市	7.0	433
24	蕨 市	7.0	512
25	東 松 山 市	6.9	638
26	草 加 市	6.9	1,722
27	鴻 巣 市	6.9	811
28	鶴ヶ島市	6.9	481
29	上 尾 市	6.7	1,513
30	羽 生 市	6.7	363
31	熊 谷 市	6.5	1,277
32	入 間 市	6.4	946
33	本 庄 市	6.4	495
34	久 喜 市	6.3	962
35	美 里 町	6.2	68
36	狭 山 市	6.2	936
37	春 日 部 市	6.1	1,416
38	寄 居 町	6.1	203
39	秩 父 市	6.0	373
40	坂 戸 市	5.9	598
41	加 須 市	5.8	650
42	上 里 町	5.7	174
43	飯 能 市	5.7	458
44	神 川 町	5.7	77
45	行 田 市	5.6	450
46	北 本 市	5.6	370
47	日 高 市	5.4	304
48	皆 野 町	5.4	53
49	杉 戸 町	5.1	228
50	嵐 山 町	5.1	92
51	三 芳 町	4.9	188
52	幸 手 市	4.7	246
53	松 伏 町	4.7	139
54	小 鹿 野 町	4.3	50
55	川 島 町	4.3	87
56	ときがわ町	4.1	46
57	吉 見 町	4.0	76
58	毛 呂 山 町	4.0	145
59	鳩 山 町	3.8	53
60	小 川 町	3.7	112
61	越 生 町	3.3	37
62	長 瀨 町	3.3	23
63	東 秩 父 村	2.5	7

平成29年
資料：県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」

合計特殊出生率

順位	市町村	合計特殊出生率
	全 県	1.36
1	横 瀬 町	1.82
2	滑 川 町	1.69
3	宮 代 町	1.58
4	吉 川 市	1.46
5	八 潮 市	1.45
6	朝 霞 市	1.43
7	志 木 市	1.41
8	三 郷 市	1.37
9	白 岡 市	1.34
10	深 谷 市	1.34
11	越 谷 市	1.34
12	蓮 田 市	1.34
13	さいたま市	1.33
14	和 光 市	1.32
15	戸 田 市	1.32
16	桶 川 市	1.31
17	ふじみ野市	1.31
18	川 越 市	1.31
19	伊 奈 町	1.30
20	東 松 山 市	1.30
21	羽 生 市	1.30
22	秩 父 市	1.30
23	富 士 見 市	1.30
24	美 里 町	1.28
25	寄 居 町	1.27
26	新 座 市	1.26
27	皆 野 町	1.26
28	鴻 巣 市	1.25
29	所 沢 市	1.25
30	草 加 市	1.23
31	鶴ヶ島市	1.23
32	熊 谷 市	1.22
33	上 尾 市	1.21
34	本 庄 市	1.20
35	入 間 市	1.20
36	川 口 市	1.20
37	狭 山 市	1.20
38	久 喜 市	1.17
39	春 日 部 市	1.16
40	飯 能 市	1.15
41	神 川 町	1.13
42	坂 戸 市	1.13
43	北 本 市	1.10
44	加 須 市	1.09
45	日 高 市	1.09
46	行 田 市	1.09
47	嵐 山 町	1.07
48	小 鹿 野 町	1.05
49	上 里 町	1.05
50	三 芳 町	1.04
51	杉 戸 町	1.04
52	蕨 市	1.03
53	幸 手 市	0.98
54	松 伏 町	0.97
55	鳩 山 町	0.97
56	ときがわ町	0.97
57	川 島 町	0.89
58	毛 呂 山 町	0.85
59	小 川 町	0.83
60	吉 見 町	0.83
61	越 生 町	0.76
62	長 瀨 町	0.73
63	東 秩 父 村	0.65

平成29年
資料：県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」

平均年齢

順位	市町村	平均年齢(歳)
	全 県	46.0
1	東 秩 父 村	54.8
2	鳩 山 町	54.3
3	と き が わ 町	52.7
4	小 川 町	52.6
5	小 鹿 野 町	52.3
6	長 瀬 町	52.1
7	皆 野 町	51.6
8	越 生 町	51.3
9	吉 見 町	50.4
10	川 島 町	49.9
11	横 瀬 町	49.9
12	秩 父 市	49.8
13	幸 手 市	49.8
14	毛 呂 山 町	49.7
15	寄 居 町	49.5
16	嵐 山 町	49.4
17	美 里 町	49.3
18	北 本 市	48.8
19	飯 能 市	48.7
20	杉 戸 町	48.7
21	行 田 市	48.6
22	神 川 町	48.6
23	宮 代 町	48.6
24	蓮 田 市	48.5
25	日 高 市	48.3
26	狭 山 市	48.3
27	春 日 部 市	48.1
28	久 喜 市	47.9
29	加 須 市	47.7
30	羽 生 市	47.7
31	熊 谷 市	47.6
32	鴻 巣 市	47.5
33	桶 川 市	47.5
34	入 間 市	47.3
35	本 庄 市	47.3
36	東 松 山 市	47.1
37	松 伏 町	47.1
38	深 谷 市	47.0
39	坂 戸 市	46.8
40	三 芳 町	46.7
41	鶴 ヶ 島 市	46.5
42	上 尾 市	46.5
43	所 沢 市	46.4
44	白 岡 市	46.4
45	上 里 町	46.2
46	川 越 市	45.9
47	三 郷 市	45.6
48	新 座 市	45.6
49	ふ じ み 野 市	45.4
50	草 加 市	45.3
51	越 谷 市	45.2
52	蕨 市	45.0
53	富 士 見 市	45.0
54	志 木 市	44.8
55	さ い た ま 市	44.6
56	川 口 市	44.5
57	八 潮 市	44.0
58	伊 奈 町	43.7
59	吉 川 市	43.5
60	滑 川 町	43.1
61	朝 霞 市	42.8
62	和 光 市	41.4
63	戸 田 市	40.8

平成31年1月1日現在
資料：県統計課「埼玉県(丁)字別人口調査」

健康年齢(男性)

順位	市町村	65歳健康寿命(年)	65歳平均余命(年)
	全 県	17.40	19.17
1	鳩 山 町	18.90	20.68
2	東 秩 父 村	18.17	19.86
3	和 光 市	18.11	19.57
4	入 間 市	18.05	19.62
5	所 沢 市	18.01	19.69
6	小 川 町	18.00	19.48
7	蓮 田 市	17.97	19.78
8	桶 川 市	17.93	19.65
9	狭 山 市	17.90	19.50
10	朝 霞 市	17.83	19.47
11	久 喜 市	17.80	19.45
12	皆 野 町	17.79	19.40
13	白 岡 市	17.78	19.47
14	北 本 市	17.78	19.60
15	飯 能 市	17.77	19.33
16	志 木 市	17.70	19.15
17	上 里 町	17.70	18.77
18	新 座 市	17.68	19.40
19	伊 奈 町	17.66	19.62
20	越 生 町	17.64	19.19
21	鶴 ヶ 島 市	17.64	19.29
22	吉 川 市	17.63	19.22
23	杉 戸 町	17.62	19.28
24	上 尾 市	17.62	19.49
25	日 高 市	17.60	19.37
26	横 瀬 町	17.51	18.76
27	と き が わ 町	17.51	19.24
28	秩 父 市	17.48	19.09
29	さ い た ま 市	17.48	19.35
30	毛 呂 山 町	17.42	18.66
31	宮 代 町	17.42	19.24
32	小 鹿 野 町	17.42	19.38
33	鴻 巣 市	17.40	19.44
34	嵐 山 町	17.40	18.86
35	羽 生 市	17.38	18.86
36	長 瀬 町	17.38	18.88
37	東 松 山 市	17.37	19.18
38	越 谷 市	17.36	19.12
39	坂 戸 市	17.34	19.34
40	滑 川 町	17.33	19.18
41	川 越 市	17.29	19.19
42	三 芳 町	17.29	19.31
43	春 日 部 市	17.28	19.20
44	草 加 市	17.27	19.05
45	松 伏 町	17.26	18.76
46	行 田 市	17.24	18.73
47	川 島 町	17.21	18.84
48	幸 手 市	17.19	18.77
49	加 須 市	17.17	18.74
50	ふ じ み 野 市	17.10	18.95
51	蕨 市	17.06	18.51
52	富 士 見 市	16.95	18.96
53	本 庄 市	16.93	18.46
54	熊 谷 市	16.93	18.73
55	寄 居 町	16.85	18.77
56	三 郷 市	16.83	19.00
57	深 谷 市	16.81	18.74
58	八 潮 市	16.79	18.66
59	美 里 町	16.73	18.17
60	吉 見 町	16.68	18.56
61	川 口 市	16.65	18.59
62	神 川 町	16.53	17.86
63	戸 田 市	16.50	18.36

平成28年
資料：県衛生研究所「健康指標総合ソフト」

健康年齢(女性)

順位	市町村	65歳健康寿命(年)	65歳平均余命(年)
	全 県	20.24	23.93
1	鳩 山 町	21.34	24.33
2	上 里 町	21.17	23.57
3	和 光 市	21.05	24.32
4	皆 野 町	20.88	23.84
5	志 木 市	20.81	24.13
6	狭 山 市	20.79	24.20
7	毛 呂 山 町	20.74	23.76
8	吉 川 市	20.73	24.02
9	入 間 市	20.70	24.16
10	小 川 町	20.69	23.80
11	長 瀬 町	20.66	23.86
12	所 沢 市	20.65	24.28
13	秩 父 市	20.60	23.89
14	日 高 市	20.59	24.19
15	行 田 市	20.58	23.79
16	白 岡 市	20.57	24.24
17	桶 川 市	20.55	24.04
18	朝 霞 市	20.51	23.87
19	嵐 山 町	20.48	23.64
20	鶴 ヶ 島 市	20.37	23.90
21	越 谷 市	20.35	23.89
22	幸 手 市	20.34	23.56
23	蓮 田 市	20.33	24.40
24	羽 生 市	20.33	23.56
25	飯 能 市	20.32	23.95
26	久 喜 市	20.32	23.90
27	加 須 市	20.31	23.58
28	吉 見 町	20.30	23.84
29	滑 川 町	20.30	23.71
30	蕨 市	20.29	23.82
31	ふ じ み 野 市	20.28	23.88
32	横 瀬 町	20.27	23.10
33	さ い た ま 市	20.25	24.14
34	草 加 市	20.24	23.79
35	新 座 市	20.23	24.10
36	東 松 山 市	20.23	24.07
37	越 生 町	20.19	23.18
38	北 本 市	20.18	24.00
39	坂 戸 市	20.18	24.06
40	松 伏 町	20.17	23.65
41	上 尾 市	20.16	24.03
42	本 庄 市	20.14	23.41
43	寄 居 町	20.14	23.98
44	三 芳 町	20.12	23.52
45	杉 戸 町	20.09	23.73
46	川 島 町	20.08	23.72
47	深 谷 市	20.08	23.81
48	神 川 町	20.01	22.61
49	と き が わ 町	20.00	23.57
50	熊 谷 市	19.98	23.62
51	鴻 巣 市	19.97	24.01
52	川 越 市	19.94	23.89
53	美 里 町	19.88	22.79
54	宮 代 町	19.88	23.98
55	春 日 部 市	19.81	23.87
56	戸 田 市	19.77	23.67
57	伊 奈 町	19.76	24.20
58	川 口 市	19.75	23.77
59	富 士 見 市	19.63	23.66
60	東 秩 父 村	19.62	23.24
61	八 潮 市	19.58	23.64
62	三 郷 市	19.53	23.66
63	小 鹿 野 町	19.49	23.03

平成28年
資料：県衛生研究所「健康指標総合ソフト」

要介護認定率

順位	市町村	認定率 (%)	認定者数 (人)
	全 県	14.4	265,685
1	小 鹿 野 町	18.8	774
2	皆 野 町	18.2	630
3	秩 父 市	17.4	3,510
4	長 瀬 町	16.5	425
5	東 秩 父 村	16.4	188
6	本 庄 市	16.2	3,397
7	蕨 市	16.0	2,738
8	さ い た ま 市	15.9	45,975
9	小 川 町	15.7	1,645
10	所 沢 市	15.7	13,940
11	美 里 町	15.4	505
12	新 座 市	15.4	6,291
13	朝 霞 市	15.4	4,019
14	横 瀬 町	15.3	396
15	と き が わ 町	15.2	598
16	羽 生 市	15.1	2,280
17	富 士 見 市	15.0	3,989
18	川 口 市	14.9	19,907
19	戸 田 市	14.9	3,238
20	入 間 市	14.7	5,903
21	行 田 市	14.5	3,454
22	桶 川 市	14.4	3,017
23	川 島 町	14.3	911
24	東 松 山 市	14.3	3,435
25	飯 能 市	14.1	3,308
26	加 須 市	14.1	4,300
27	川 越 市	14.1	12,744
28	蓮 田 市	14.0	2,617
29	宮 代 町	14.0	1,449
30	ふ じ み 野 市	13.9	3,846
31	志 木 市	13.8	2,457
32	嵐 山 町	13.8	754
33	上 尾 市	13.7	8,120
34	神 川 町	13.6	505
35	久 喜 市	13.5	5,839
36	春 日 部 市	13.5	9,181
37	草 加 市	13.4	7,952
38	伊 奈 町	13.3	1,323
39	白 岡 市	13.2	1,782
40	三 郷 市	13.2	4,740
41	越 生 町	13.1	507
42	狭 山 市	12.9	5,771
43	越 谷 市	12.8	10,521
44	鴻 巣 市	12.8	4,142
45	北 本 市	12.8	2,516
46	杉 戸 町	12.7	1,730
47	吉 見 町	12.7	731
48	八 潮 市	12.5	2,515
49	坂 戸 市	12.3	3,453
50	三 芳 町	12.2	1,267
51	幸 手 市	12.2	1,977
52	上 里 町	12.1	912
53	吉 川 市	12.1	1,928
54	滑 川 町	12.0	481
55	日 高 市	12.0	2,054
56	松 伏 町	11.4	904
57	鶴 ヶ 島 市	11.1	2,023
58	毛 呂 山 町	10.9	1,161
59	鳩 山 町	10.2	574
60	和 光 市	9.5	1,363
※	大里広域市町村圏組合	16.6	17,073

平成28年度末現在

資料:厚生労働省「平成28年度介護保険事業状況報告」

注)大里広域市町村圏組合:熊谷市、深谷市、寄居町

保護率 (生活保護)

順位	市町村	保護率 (%)
	全 県	1.34
1	蕨 市	2.14
2	川 口 市	2.01
3	毛 呂 山 町	1.92
4	新 座 市	1.78
5	三 郷 市	1.74
6	戸 田 市	1.65
7	草 加 市	1.62
8	寄 居 町	1.60
9	さ い た ま 市	1.59
10	ふ じ み 野 市	1.57
11	八 潮 市	1.53
12	富 士 見 市	1.52
13	所 沢 市	1.47
14	松 伏 町	1.39
15	春 日 部 市	1.38
16	朝 霞 市	1.34
17	川 越 市	1.27
18	幸 手 市	1.25
19	三 芳 町	1.25
20	嵐 山 町	1.23
21	熊 谷 市	1.22
22	小 川 町	1.22
23	上 里 町	1.21
24	越 谷 市	1.19
25	秩 父 市	1.16
26	久 喜 市	1.12
27	東 松 山 市	1.11
28	行 田 市	1.11
29	飯 能 市	1.09
30	志 木 市	1.08
31	北 本 市	1.07
32	杉 戸 町	1.06
33	加 須 市	1.05
34	深 谷 市	1.04
35	日 高 市	1.02
36	鶴 ヶ 島 市	1.02
37	桶 川 市	1.00
38	越 生 町	0.99
39	本 庄 市	0.96
40	吉 川 市	0.95
41	宮 代 町	0.94
42	滑 川 町	0.93
43	上 尾 市	0.93
44	和 光 市	0.91
45	小 鹿 野 町	0.90
46	蓮 田 市	0.88
47	羽 生 市	0.86
48	神 川 町	0.84
49	坂 戸 市	0.83
50	横 瀬 町	0.82
51	入 間 市	0.80
52	東 秩 父 村	0.75
53	狭 山 市	0.69
54	鴻 巣 市	0.68
55	皆 野 町	0.64
56	吉 見 町	0.64
57	と き が わ 町	0.63
58	伊 奈 町	0.60
59	長 瀬 町	0.53
60	美 里 町	0.52
61	白 岡 市	0.52
62	鳩 山 町	0.43
63	川 島 町	0.43

平成28年度平均

資料:県社会福祉課

埼玉県障害者手帳所持者数

	平成18年度 (県人口比)	平成23年度 (県人口比)	平成28年度 (県人口比)
県人口(人)	7,085,220	7,204,353	7,294,499
a 身体障害者手帳所持者数(人)	184,800 (2.6%)	197,999 (2.7%)	206,230 (2.8%)
b 療育手帳所持者数(人)	31,534 (0.4%)	37,729 (0.5%)	46,124 (0.6%)
c 精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	19,147 (0.3%)	31,429 (0.4%)	48,536 (0.7%)
手帳所持者数計(人) a+b+c	235,481 (3.3%)	267,157 (3.7%)	300,890 (4.1%)

資料:埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

埼玉県障害者虐待の通報件数・認定件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通報件数	154	186	214	233	287
認定件数	58	68	86	97	116

※平成24年度は法施行(10月1日)から半年間の件数

資料:埼玉県「第5期埼玉県地域福祉支援計画」

市町村社会福祉協議会 職員数の推移 (4月1日現在)

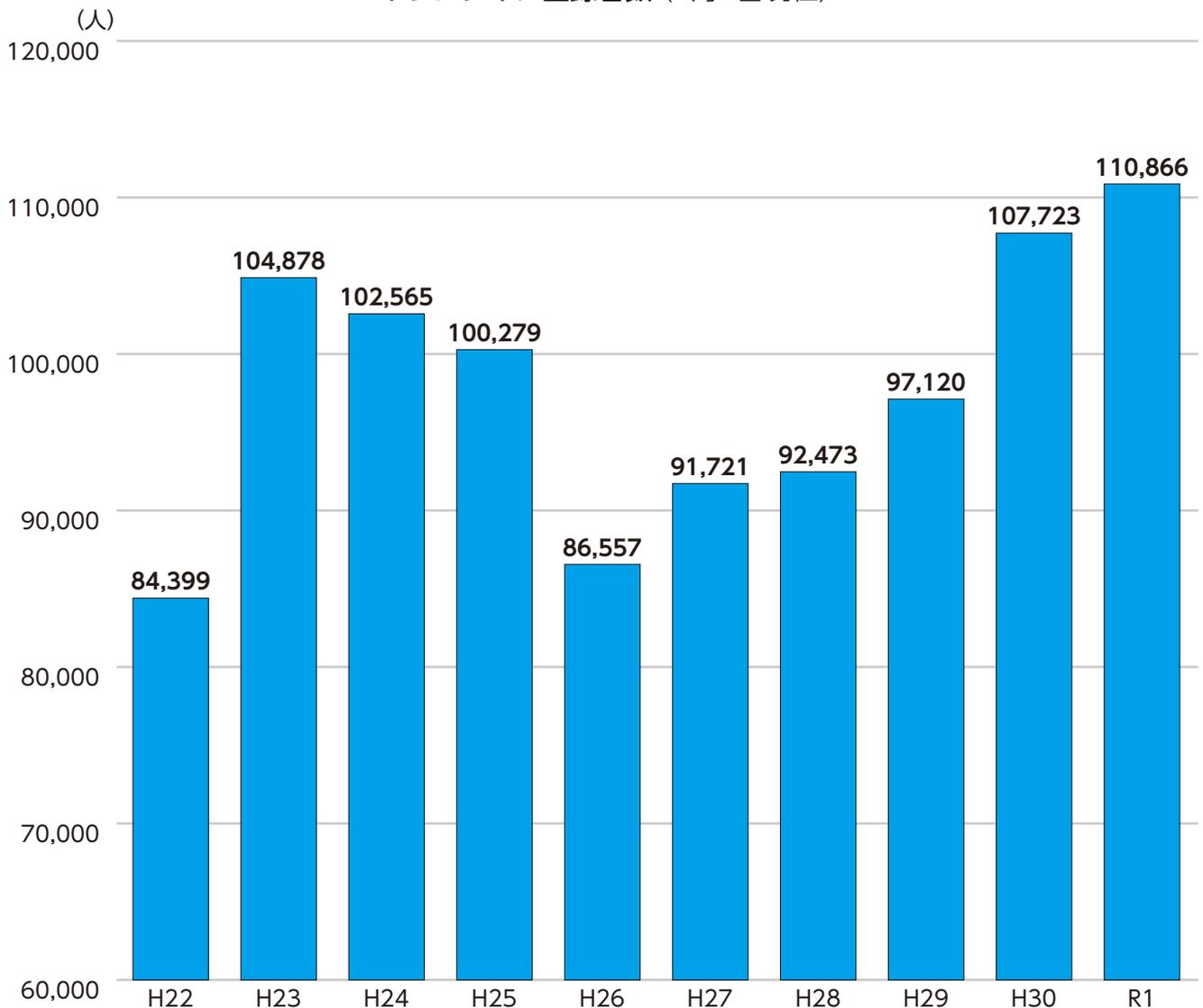
	常勤職員		非常勤職員		小計		合計
	常勤 (一般)	常勤 (経営)※	非常勤 (一般)※	非常勤 (経営)	常勤	非常勤	
H26年度	652	769	646	3,471	1,298	4,240	5,538
H27年度	676	811	844	3,200	1,520	4,011	5,531
H28年度	670	830	898	3,084	1,568	3,914	5,482
H29年度	718	814	874	3,056	1,592	3,870	5,462
H30年度	734	893	865	3,113	1,599	4,006	5,605
R1年度	728	907	824	2,866	1,552	3,773	5,325

(※) 経営事業職員

介護保険サービス、障害福祉サービス、地域包括支援センター業務、福祉会館運営管理業務、その他指定管理に係る業務に従事する職員(ただし、ホームヘルパーを除く)。

資料：「令和元年度市町村社協組織及び取組状況について」

ボランティア登録者数 (4月1日現在)



資料：「令和元年度市町村社協組織及び取組状況について」

策定の経過

1 理事会・評議員会

- | | | |
|------------|---------------|-----------|
| ・第294回理事会 | 令和元年11月6日(水) | 策定の中間報告 |
| ・第245回評議員会 | 令和元年11月15日(金) | // |
| ・第296回理事会 | 令和2年3月17日(火) | 中期ビジョンの承認 |
| ・第246回評議員会 | 令和2年3月26日(木) | // |

2 策定委員会

- | | | |
|------|--------------|--------------------|
| ・第1回 | 令和元年9月5日(木) | 現状分析、ビジョンの柱立ての検討 |
| ・第2回 | 令和元年12月9日(月) | 各項目の内容検討 |
| ・第3回 | 令和2年1月22日(水) | ビジョンの柱とアクションプランの検討 |
| ・第4回 | 令和2年3月10日(火) | 最終調整 |

3 全職員ミーティング

- | | | |
|------|-------------------|--------|
| ・第1回 | 令和元年8月5日(木)、8日(金) | 参加者90名 |
| ・第2回 | 令和2年2月7日(金) | 参加者75名 |

4 プロジェクトチームによる検討

(メンバー数)

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 地域福祉の基盤強化 | 8名 |
| (2) 相談支援体制の強化 | 9名 |
| (3) 福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成 | 10名 |
| (4) 社会福祉法人等幅広い組織との協働 | 10名 |
| (5) 事業展開に向けた組織基盤の強化 | 9名 |

5 その他

上記のほか、必要に応じて部長級や課長級などの職位別の打ち合わせ等を実施した。

また、埼玉県市町村社協連絡会や埼玉県社会福祉施設連絡会等の関係機関による会議や本会内部の委員会等で本ビジョンに関する意見交換を実施した。

埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン策定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、中期ビジョンの策定にあたり必要な事項を協議するため、埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成及び任期)

第2条 委員は、学識経験者を含む関係機関・団体役職員等のうちから、県社協会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

2 委員の任期は令和2年3月31日までとする。

(委員長の選出等)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の議長は、委員長があたる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、県社協総務・人事部が処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	分野	氏名	所属
○ 1	市町村社協	木田 亮 きだ りょう	埼玉縣市町村社協連絡会副会長 (和光市社会福祉協議会会長)
2	民生委員 ・児童委員	加藤 衛 かとう まさむね	埼玉県民生委員・児童委員協議会理事 (伊奈町民生委員・児童委員協議会会長)
3	社会福祉法人 経営者	池田 徳幸 いけだ のりゆき	埼玉県社会福祉法人経営者協議会副会長 (社会福祉法人名栗園理事長)
4	社会福祉施設 (高齢)	吉江 孝行 よしえ たかゆき	埼玉県老人福祉施設協議会 理事兼21世紀委員会委員長 (特別養護老人ホームむさしの施設長)
5	社会福祉施設 (障害)	白石 孝之 しらいし たかゆき	埼玉県発達障害福祉協会副会長 (社会福祉法人彩明会理事長)
6	社会福祉施設 (児童)	岩本 一盛 いわもと かずしげ	埼玉県保育協議会副会長 (きむら認定こども園総園長)
7	ボランティア 市民活動団体	村田 恵子 むらた けいこ	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター 専務理事
8	職能団体	本橋 朝子 もとほし あさこ	公益社団法人埼玉県社会福祉士会会長
9	行政関係者	和泉 芳広 いずみ よしひろ	埼玉県福祉部社会福祉課課長
◎ 10	学識経験者	中島 修 なかしま おさむ	文京学院大学人間学部人間福祉学科 准教授

◎は委員長、○は副委員長

(令和2年3月現在)

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		
	定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償 NEW



プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

埼玉県社会福祉協議会 中期ビジョン

発行年月 令和2年3月

発行者 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

(電話)048-822-1191 (FAX)048-822-3078

